

国不建第128号  
国不建振第183号  
国官参建第99号  
令和7年12月10日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長  
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）  
( 公 印 省 略 )

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の  
一部を改正する法律の全面施行について（通知）

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により扱い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「一部改正法」という。）が公布されました。

このうち、受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止（建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3第2項関係）、受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（建設業法第19条の5第2項関係）、建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止等（建設業法第20条関係）、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第12条関係）等に係る規定が令和7年12月12日から施行され、これにより一部改正法は全面施行されることとなります。

また、令和6年9月1日の一部改正法一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準（以下「労務費基準」という。）を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和7年12月2日に同基準が同審議会から勧告されました。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る制度的な枠組みが確立することになります。

貴団体におかれましては、上記の趣旨を十分にご理解の上、下記一. の内容をご了知いただくとともに、二. を踏まえ、適切な運用に当たって遺漏のないよう措置

願います。

また、貴団体傘下の建設業者や協力業者に対して、その旨周知をお願いいたします。

## 記

### 一．令和7年12月に施行される内容等の概要

#### 1. 建設業法の一部改正関係

##### (1) 受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止（第19条の3第2項関係）

これまで注文者に対し、取引上の立場を不当に利用し通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約の締結が禁止されていたところ、今般、建設業者に対しても、国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約を締結してはならないこととされた。

##### (2) 受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（第19条の5第2項関係）

これまで注文者に対し、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止されていたところ、今般、建設業者に対しても、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

##### (3) 建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる額を著しく下回る見積り・見積り依頼の禁止等（第20条関係）

これまで建設業者に対し、見積りを行うことのみが努力義務とされていたところ、今般、材料費、労務費、及び法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「材料費等」という。）等を記載した材料費等記載見積書の作成の努力義務が規定されている（第20条第1項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の12）。

また、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額について、建設工事の施工に通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積り変更依頼を行ってはならないものとされた（第20条第2項及び第6項）。

併せて、材料費等記載見積書において示された材料費等の金額を著しく下回ることとなる金額への変更依頼をし、当該金額で建設業者と契約締結を行った発注者に対し、建設工事の適正な施工の確保を図るために必要があると認めるときは、当該建設業者の許可行政庁から必要な勧告がなされることとされた（第20条第7項）。

あわせて、別添08「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和7年12月10日最終改訂）について、建設業法施行規則第13条の12の制定を

踏まえた改訂を行っているので留意されたい。

## 2. 入契法の一部改正関係

### 入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化（第12条関係）

これまで建設業者が公共工事の入札の際に提出する入札金額の内訳の内容については詳細を定めていなかったところ、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の明示を求めることがされた。

当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費については、国土交通省令において定めることとされ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条において法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金としている。

## 3. 労務費に関する基準の勧告関係

### （1）労務費に関する基準の作成・勧告

労務費基準は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までのすべての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）が確保されるよう、勧告されたものである。

労務費基準は、契約当事者間での価格交渉時に参考でき、建設業法第20条の規定による、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用されるものである。

この際、労務費基準において、技能者の賃金水準を他産業並以上のものとする観点から、適正な賃金として、公共工事設計労務単価水準の支払いを図るとともに、技能者の技能・経験に応じた賃金を担保する観点から、公共工事設計労務単価が建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）のレベルに応じ技能者の賃金として年間を通じて支払われた場合に考えられる賃金額を示す「CCUS レベル別年収」の目標値が位置づけられるとともに、これを支払うための原資が請負契約において確保できるよう、適正な労務費として、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の額が位置づけられた。

あわせて、この適正な労務費の確保と適正な賃金の支払いの実効性を確保するため、下記（2）（3）（4）のとおり、実効性確保策を講じることとされた。

### （2）請負契約において適正な労務費を確保するための施策

#### （ア）労務費の基準値の公表【別添06】

（1）を踏まえ、価格交渉時に適正な労務費の確保をより円滑に進める観点で、一定の要件を満たす職種分野について、国土交通省において労務費基準により導き出される適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」とい

う。) を定め、運用することとした。

基準値は、職種分野別、都道府県別に、標準的な作業内容・施工条件等における公共工事設計労務単価及び歩掛を前提として、適用に当たっての条件・留意点等を明らかにした上で「単位施工量当たり労務費」の形で定め、以下のホームページにおいて公表するので、注文者・受注者間における価格交渉において活用されたい。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

(イ) 「労務費に関する基準」の運用方針【別添 07】

労務費基準の考え方を踏まえた価格交渉の進め方、発注者と元請建設業者の間の見積りに際しての留意点、専門工事業者による注文者への労務費等を内訳明示した見積書の提出を容易にするためのツール、請負契約においてコミットメント条項を取り入れる際の留意点等を示す「『労務費に関する基準』の運用方針」を国土交通省が作成し、以下のホームページにおいて公表するので、注文者・受注者間における価格交渉において活用されたい。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

(ウ) 労務費と併せて確保すべき、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の整理

労務費基準に伴う労務費の確保により、他の必要経費がしづ寄せを受け、技能者の総合的な観点での処遇の確保が損なわれる事態を招くことを避ける観点から、(ア) の基準値の公表時に、公共工事設計労務単価と同様に、「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表すること等により、これらの経費の確保を図ることとしているところであるので、留意されたい。

(エ) 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度【別添 09】

建設技能者を大切にする企業が建設市場における受注競争上不利にならないよう、建設産業の担い手の確保に向けて、建設業法において新たに位置づけられた処遇改善に係る努力義務の実践、CCUS の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けの自主宣言制度を創設し、宣言企業に対しては、ホームページでの公表や経営事項審査における加点措置等の優遇措置を講じる予定とし、技能者の処遇の改善に取り組む事業者がサプライチェーン全体において適切に評価され、競争上の優位性を得られる環境整備の実現を図ることとした。

なお、自主宣言制度の詳細及び申請受付については以下のホームページにおいて行う。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

(<https://jishusengen.mlit.go.jp/>)

(オ) 建設Gメン・許可行政庁による調査等の実施

契約当事者による労務費のダンピングが行われていないか等を建設Gメン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者は、契約締結に際して材料費等記載見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提

となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。以下同じ。) 及び最終見積書(契約内容の明細を示す見積書をいう。以下同じ。)について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間保存することを建設業法施行規則第26条第5項の改正により義務づけたこととした。

建設Gメン・許可行政庁は、受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書と最終見積書とで労務費に差額が発生している場合や労務単価が工種毎の標準的な値と比べて著しく下回っている場合には、その原因者を把握、要因を検証した上で、違法性の疑いを確認する。

### (3) 適正な労務費・賃金の支払いを確保するための施策

#### (ア) CCUS レベル別年収の改定と支払いの推奨【別添11】

建設業法第25条の27第2項において、建設業者に対して、「労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務が規定されたことを踏まえ、労務費基準において、技能者に支払われるべき適正な賃金として、公共工事設計労務単価が技能・経験に応じた賃金として支払われた場合に考えられる「CCUS レベル別年収」を位置づけたこととした。

CCUS レベル別年収については、従前、各レベルにおいて上位・中位・下位の3区分の値をそれぞれ示すこととしていたところ、今般の改定に際し、区分を新たに目標値と標準値の2区分に改め、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか、重点的に確認することとした。

なお、CCUS レベル別年収については以下のホームページにおいて公表する。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

#### (イ) コミットメント条項の導入

受注者に対する適正な労務費の支払い、技能者に対する適正な賃金の支払いを確保するため、労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(以下「コミットメント条項」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することとされた。

このため、令和7年12月2日に同約款を改正してコミットメント条項を導入するとともに、本制度の活用促進に取り組んでいく。

### (4) 公共工事の上乗せの取組

#### (ア) 公共工事における労務費ダンピング調査の実施

公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事

の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが求められている。

この際、公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為の排除を図るため、公共発注者は、現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」について、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を取りまとめた。

#### (イ) 賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

公共発注者においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定、令和 6 年 12 月 13 日最終変更）において、公共工事の賃金支払い等の実態把握に努めることなどについて、一定の役割を果たすことが求められていることを踏まえ、当該工事における総労働時間の把握や支払われるべき労務費と実際に支払われた労務費の比較等の実施方法や、比較結果を用いた適切な事業者選定の方法の検討を国土交通省直轄工事において試行的に実施することとしている。

### 4. 「労務費に関する基準」を踏まえた価格交渉・請負契約締結を開始すべき時期について

建設業者に対し、正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額での契約締結を禁止する規定（建設業法第 19 条の 3 第 2 項）については、施行日（令和 7 年 12 月 12 日）以降に締結された建設工事の請負契約について適用されることとなる。

また、材料費等記載見積書の作成に係る努力義務や、通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回る見積りや見積り変更依頼の禁止等の規定（建設業法第 20 条第 1 項、第 2 項、第 6 項等）については、施行日以降に見積書を交付する場合（施行日前に締結された建設工事の請負契約に係る変更契約に係る見積書を交付する場合を含む。）について適用されることとなる。

## 二. 一部改正法の施行を踏まえて関係者に取り組んでいただきたい事項について

### 1. 専門工事業者等（一人親方を含む）における取組

各専門工事業者におかれては、建設業における担い手確保と持続可能性の確保に向け、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の待遇が確保された上での価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の待遇改善に取り組む事業者が不利にならない競争環境の構築を図る必要があることをご認識いただき、以下（1）から（9）に掲げる取組を進められたい。

また、各専門工事業団体におかれては、標準見積書等の位置づけの明確化、改定、一層の活用に向けた働きかけなど、専門工事業者における見積書における労務費・必要経費等の内訳明示の推進に向けた取組を推進するとともに、傘下企業

等における以下（1）から（9）に掲げる取組を促進されたい。

（1）適正な雇用契約締結と賃金支払い及びCCUSの活用

技能者を雇用する建設業者においては、当該技能者と適切に雇用契約を結んだ上で、建設業法第25条の27第2項において位置づけられた「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務を踏まえ、適正な賃金として位置づけられる「CCUS レベル別年収」を技能者に支払うとともに、能力評価の受検など、CCUSの一層の活用を推進すること。

（2）書面での請負契約締結

建設工事の請負契約の締結に当たっては、建設業法第19条を踏まえ、書面によって行うことを改めて徹底するとともに、建設業法第18条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

（3）見積期間の確保

建設業法施行令（昭和31年政令第273号。）第6条で規定する最低限確保するべき見積期間に関わらず、受注予定者（再下請負先）において、見積り落し等の問題が生じないよう検討するとともに、請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設けること。

（4）労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の促進

国土交通省が示す見積書の様式例、専門工事業団体等が提供する標準見積書を活用すること等により、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努めること。

この際、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした適正な労務費（賃金の原資）を確保する観点から、受注者は、単に労務費総額を内訳明示するのではなく、当該工事の施工に通常必要と認められる人工を適切に把握した上で、労務費の積算根拠となる労務単価・歩掛についても明示することが望ましい。

なお、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10年間の保存義務が課せられることとなる。

（5）公共工事における労務費等の内訳明示

入契法第12条に基づき、建設業者には材料費、労務費等が記載された書類の提出が義務付けられていることから、入札金額内訳書に記載漏れのないよう、留意すること。

（6）適正な工期設定の推進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働規制に抵触することができないよう、建設業の扱い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切

に考慮するなど、工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定に努めること。

(7)自主宣言制度の活用

技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、一. 3. (2) (エ) に記載した「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の積極的な活用を図ること。

(8)コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

注文者からコミットメント条項を盛り込んだ契約締結の依頼があった場合には、趣旨を理解の上、適切に応じること。

(9)通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書の作成に当たって、

- ・受注者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準で見積もることや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うこと
  - ・受注者が歩掛について不当に効率の良い歩掛け労務費を見積もることや、注文者がそのような歩掛けとなるよう見積り変更依頼を行うこと
- は、著しく低い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第20条第2項違反となりうることに留意すること。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第19条の3違反となりうることに留意すること。

この際、これらの違反への指導等は、注文者が上位契約の額の不足等を理由として、上記のような行為を行う場合についても適用されるものであることに留意すること。

その上で、これらの不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、なお建設業法違反の疑いが存すると考えられる場合には、「建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）」等に通報・相談されたい。

## 2. 総合工事業者等における取組

各総合工事業者におかれては、建設業における扱い手確保と持続可能性の確保に向け、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上での価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が不利にならない競争環境の構築を図る必要があることをご認識いただきたい。

特に、建設工事の元請企業は、請け負った工事の全般について、発注者との間で行う請負価格、工期の決定に際して下請企業よりも広い責任や権限を持っており、その請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される立場にあることも踏まえ、以下

(1)から(11)の取組を進められたい。

また、各総合工事業団体におかれては、傘下企業等における以下(1)から(11)の取組を推進されたい。

#### (1)適正な雇用契約締結と賃金支払い及びCCUSの活用

技能者を雇用する建設業者においては、当該技能者と適切に雇用契約を結んだ上で、建設業法第25条の27第2項において位置づけられた「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務を踏まえ、適正な賃金として位置づけられる「CCUSレベル別年収」を技能者に支払うとともに、能力評価の受検など、CCUSの一層の活用を推進すること。

#### (2)書面での請負契約締結

建設工事の請負契約の締結に当たっては、建設業法第19条を踏まえ、書面によって行うことを改めて徹底するとともに、建設業法第18条の趣旨を踏まえ、建設工事標準請負契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

#### (3)見積期間の確保

建設業法施行令第6条で規定する最低限確保するべき見積期間に関わらず、受注予定者（下請負先）において、見積り落し等の問題が生じないよう検討するとともに、請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設けること。

#### (4)労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の促進

別添07「『労務費に関する基準』の運用方針」も活用し、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努めること。

この際、労務費等の内訳明示については、発注者との価格交渉において、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした適正な労務費（賃金の原資）を確保する観点から、元請において必要となる事務量等を勘案の上、可能な限り、各工種・工程の明細ごとに公共工事設計労務単価と歩掛のレベルによる明示することが望ましい。また、このレベルでの明示をしない場合であっても、見積額の妥当性について事後に許可行政庁等に説明できるようにしておくことが必要である。

なお、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10年間の保存義務が課せられることとなる。

#### (5)元請から下請への見積書の提出促進及び下請が提出した見積書の尊重

建設業法第20条第4項に基づき、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、材料費・労務費・省令で定める経費を内訳明示した材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされていることも踏まえ、本制度の活用等により、下請先の建設業者における材料費等記載見積書の交付を促進すること。

この際、同項において、注文者には受注者から提出された材料費等記載見積

書の内容を考慮する努力義務が課されていることも踏まえ、価格交渉を行われたい。

あわせて、注文者が見積書の様式を指定して見積書の提出を求めるこことや、または注文者が複数の相見積りを取ることは、いずれも直ちに問題のある行為ではないものの、建設業法第19条の3並びに第20条第2項及び第4項に違反することとならないよう、価格交渉を行う必要があることに留意すること。

また、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10年間の保存義務が課せられることとなることに留意すること。

#### (6) 公共工事における労務費等の内訳明示

入契法第12条に基づき、建設業者には材料費、労務費等が記載された書類の提出が義務付けられていることから、入札金額内訳書に記載漏れのないよう、留意すること。

#### (7) 適正な工期設定の推進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、労働基準法の時間外労働規制に抵触することがないよう、建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定に努めること。

#### (8) 自主宣言の実施と優先選定

適正な労務費の確保等、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために創設された、一.3.(2)(エ)に記載した「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」について、自らが自主宣言企業になるとともに、自主宣言企業と優先的に取引を行うなど、積極的な活用を図ること。

#### (9) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、注文者の立場としては、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、下請事業者が再下請業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となり、また、受注者の立場としては、自社が下請事業者や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることや適正に労務費や賃金を支払っている企業を下請契約の相手方としていることについて、発注者等に対して訴求可能であるというメリットも踏まえつつ、積極的に活用すること。

#### (10) 建設工事における交通誘導警備分の労務費に係る適正な労務費の確保と警備業者への支払い

交通誘導警備員は、重機や大型トラック等の誘導など、建設工事の安全で円滑な施工を確保する役割を担う技能者であり、その処遇の改善を通じた担い手

確保は、今後も適正な施工を持続的に確保する上で重要な課題である。

また、受発注者間で取り交わされるべき適正な労務費については、工事の内容等に応じ、交通誘導警備員に支払われるべき相当分の労務費も含まれるものであり、この点も踏まえ、建設工事における交通誘導警備についても、労務費基準に基づく基準値を設定したところである。

この点に関し、交通誘導警備に係る適正な労務費の確保と支払いの徹底について、別添 15 「建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について」の通り警察庁から要請があったところである。

これも踏まえ、交通誘導警備員を雇用する警備業者と取引を行う元請業者においては、発注者から交通誘導警備分も含めた適正な労務費確保に努めるとともに、警備業者に対する支払いについては、警備業者による労務費の見積りの考慮・尊重など、対価の決定方法の改善などに配慮すること。

#### (1 1) 通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書の作成に当たって、

- ・受注者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準で見積もることや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うこと
- ・受注者が歩掛について不当に効率の良い歩掛け労務費を見積もることや、注文者がそのような歩掛けとなるよう見積り変更依頼を行うこと

は、著しく低い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第 20 条第 2 項違反となりうることに留意すること。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第 19 条の 3 違反となりうることに留意すること。

この際、これらの違反への指導等は、注文者が上位契約の額の不足等を理由として、上記のような行為を行う場合についても適用されるものであることに留意すること。

その上で、これらの不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、なお建設業法違反の疑いが存すると考えられる場合には、「建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）」等に通報・相談されたい。

### 3. 発注者における取組

#### (1) 公共発注者

##### (ア) 入札金額内訳書の適切な取扱い

公共工事においては、入契法第 12 条に基づき、建設業者は労務費等を内訳明示した「入札金額内訳書」を提出することが義務となる。同条の規定を反映した様式を建設業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められる。入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を

参考にして実施されたい。

(イ) 見積期間の確保

建設工事の請負契約の発注に当たっては、建設業法施行令第6条も踏まえて必要かつ十分な見積期間を確保し、受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮・尊重する商慣行を推進されたい。

(ウ) 適正な予定価格の設定

公共工事の発注者による予定価格の積算に当たっては、これまで通り、入契法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和6年12月13日最終変更）を踏まえて、最新の設計労務単価の適用のほか、「通常の積算方法によっては予定価格を適正に設定することが困難」な場合には、「見積書を徴すこと」や「実態を踏まえた補正を行うこと」等によって、適正な予定価格の設定に取り組まれたい。

なお、参考見積書を徴する際には、建設業法第20条第4項に基づく材料費等記載見積書の交付請求を活用するなどし、制度の活用を図られたい。

(エ) 自主宣言制度の活用

適正な労務費の確保等の、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設しているところ、自主宣言企業を育む取組を行うなど本制度の積極的な活用を図られたい。

(オ) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、受注者に対して支払った労務費の使途に係る議会等の関係者への説明責任の観点等から、特に公共発注者においては、入契法の趣旨を踏まえて、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなどの確認を行うことが望ましく、積極的に活用することが期待される。

(カ) 受注者による適正な工期確保の促進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされているため、労働基準法の時間外労働規制に抵触することがないよう、発注者は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積りを受注者に対して依頼するよう図られたい。

(2) 民間発注者

(ア) 見積期間の確保と労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の推進

建設工事の請負契約の発注に当たっては、建設業法施行令第6条も踏まえ

て必要かつ十分な見積期間を確保し、受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮・尊重する商慣行を推進されたい。なお、建設業者は、建設業法第20条第4項に基づき、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、材料費・労務費・省令で定める経費を内訳明示した材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされているところ、民間発注者においても、同項に基づく労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の交付請求を活用することが可能であり、参考とされたい。

この際、同項において、注文者には受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮する努力義務が課されていることも踏まえ、価格交渉を行われたい。

なお、注文者が見積書の様式を指定して見積書の提出を求めるこことや、注文者が複数の相見積りを取ることは、いずれも直ちに問題のある行為ではないものの、建設業法第19条の3並びに第20条第2項及び第4項違反の取引とならないよう、価格交渉を行う必要があることに留意されたい。

#### (イ) 自主宣言制度の活用

適正な労務費を確保等の、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設しているところ、自らが自主宣言企業となり、「建設企業から選ばれる企業」となること、また、自主宣言企業と優先的に取引を行うことなど、本制度の積極的な活用を図られたい。

#### (ウ) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、受注者に対して支払った労務費の使途等に係る株主等への関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、下請事業者が再下請業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となるため積極的に活用されたい。

#### (エ) 受注者による適正な工期確保の促進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされているため、労働基準法の時間外労働規制に抵触するがないよう、発注者は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積りを受注者に対して依頼するよう図られたい。

#### (オ) 通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書について、注文者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準となるような見積り変更依頼を行うことや、歩掛について不当に効率の良い歩掛となるよう見積り変更依頼を行うことは、著しく低

い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第20条第2項違反となりうることに留意されたい。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第19条の3違反となりうることに留意されたい。

労務費等が著しく低くなるような不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、それでもなお不適切であると考えられる場合には、「駆け込みホットライン」等に通報・相談されたい。

### (3) 発注者支援業務を担う者

建設工事の発注者支援業務を行う事業者においては、3.(1)、(2)の内容を踏まえ業務を実施されたい。

## 三. その他

### 1. 関係者への周知啓発

一部改正法の全面施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。

このような、本制度の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たす必要がある。このため、二. の内容に取り組むよう努められたい。

また、貴職・貴団体等においては、様々な機会をとらえて、本制度に基づく労務費・賃金の適正な確保と支払いに向けた取組について、関係者への周知啓発に努められたい。

### 2. 処遇改善に関する推進体制の継続

これまで、標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組については、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年に組織された社会保険未加入対策推進協議会について、令和3年に現協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところであります、引き続き、これらの取組を進めていく。適正な労務費・賃金支払いを通じた持続可能な建設業の実現に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当該協議会のもとで着実な推進を図ることとしているので、趣旨をご理解の上、ご協力いただきたい。

また、労務費基準については、中央建設業審議会において、今後のフォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切であるとされていることを踏まえ、今後、国土交通省において、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況

等、労務費基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施することを予定しているところである。

この調査についても、各位において趣旨をご理解の上、ご協力いただきたい。

3. 既存の通知の取扱い

令和3年12月1日付け国不建キ第15号及び第16号は、廃止する。

以上

(別添)

01\_改正建設業法等の改正の概要

02\_「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和7年政令第378号) (官報)

03\_「建設業法施行令の一部を改正する政令について」(令和7年政令第379号) (官報)

04\_「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する省令について」(令和7年国土交通省令第106号) (官報)

05\_労務費に関する基準の実施について (令和7年12月2日国土交通省中建審第1号)

06\_労務費の基準値の概要

07\_「労務費に関する基準」の運用方針

- 労務費に関する基準の運用方針 (別紙01)
- 労務費に関する基準の運用方針 (別紙02)
- 労務費に関する基準の運用方針 (別紙03)
- 労務費に関する基準の運用方針 (別紙04)

08\_社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (令和7年12月10日最終改訂)

09\_自主宣言制度の概要

10\_労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン (令和7年12月公表)

11\_CCUSレベル別年収の概要

12\_公共工事標準請負契約約款の実施について (令和7年12月2日国土交通省中建審第2号)

13\_建設工事標準請負契約約款の実施について (令和7年12月2日国土交通省中建審第3号)

14\_民間建設工事標準請負契約約款(甲)・(乙)の実施について (令和7年12月2日国土交通省中建審第4号)

15\_建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について (令和7年12月9日警察庁丁生企発第750号)

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

### （参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年  
全産業 508万円/年 (▲15.0%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

2,018時間/年  
1,956時間/年 (+3.1%)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

### （参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

### 処遇改善

賃金の引上げ

### 労務費への しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

### 働き方改革 生産性向上

労働時間の適正化  
現場管理の効率化

↓  
**担い手の確保**

↓  
**持続可能な建設業へ**

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

黄色部分：令和7年12月12日施行

それ以外：昨年中に施行

#### ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

#### ○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表

(違反建設業者には、現行規定により指導・監督)

#### ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

### 労務費確保のイメージ



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

#### ○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ○契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

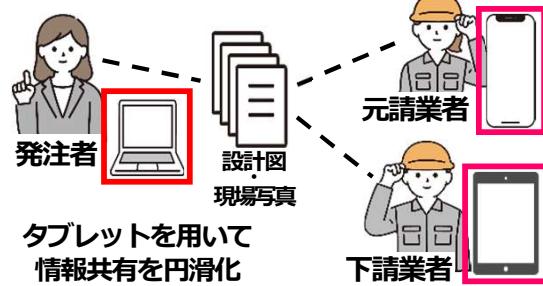
#### ○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化

(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（KPI）・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百七十八号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
内閣は建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。  
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月十二日とする。

国土交通大臣 金子 恭之  
内閣総理大臣 高市 早苗

**政令第三百七十九号**

建設業法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の九の見出し及び同条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第五項」に改め、同条を第六条とし、第五条の八の次に次の二条を加える。

**（建設工事の見積期間）**

第五条の九 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。  
一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上  
二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上  
三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第一百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

**（法第二十条第七項の金額）**

第六条の二 法第二十条第七項の政令で定める金額は、五百万円とする。ただし、同項に規定する発注者が建設業者と締結した請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、一千五百万円とする。

**附 則**

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。

国土交通大臣 金子 恭之  
内閣総理大臣 高市 早苗

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

## ○国土交通省令第百六号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）及び建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条の二第一項及び第二項、第二十六条第三項第一号口及びハ、第二十六条の五第一項第三号及び第四号、第二十九条の五第一項並びに第四十条の四第一項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

(建設業法施行規則等の一部を改正する省令)

**第一条** 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(変更の届出)

**第七条の二** 建設業者は、営業所に置く法第七条第一号に規定する営業所技術者として証明された者又は第七条第一号イ若しくはハに該当する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

(工期等に影響を及ぼす事象)

**第十三条の十四** 法第二十条の二第一項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

1 (略)

**第二十条の二** 第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であつて天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法)

**第十三条の十五** 建設工事の注文者は、法第二十条の二第一項の規定により前条第一項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設業者に對して通知しようとする場合は、これら的情報を記載した書面を交付してこれを行わなければならない。

2 建設業者は、法第二十条の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に對して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十条第一項の規定により見積書を作成するときにはこれら的情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときには当該情報を作成した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

3 建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならぬ。

- 4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合は、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。
  - 一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

改 正 前

(変更の届出)

**第七条の二** 建設業者は、営業所に置く法第七条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七条第一号イ若しくはハに該当する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間に内に国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

(工期等に影響を及ぼす事象)

**第十三条の十四** 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

1 (略)

(新設)

**第十三条の十四** 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

1 (略)

(新設)

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

(施工体制台帳の記載事項等)

**第十四条の二** 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ホ (略)

ヘ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト・リ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(施工体系図)

**第十四条の六** 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一・三 (略)

四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ (略)

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ (略)

（法第二十六条第三項第一号ロの国土交通省令で定める要件）

**第十七条の二** 法第二十六条第三項第一号ロの国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これら者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。

二 前号の建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。

イ 前号の主任技術者又は監理技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「二次下請契約」という。）

ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「二次下請契約」という。）

ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「三次下請契約」という。）

(施工体制台帳の記載事項等)

**第十四条の二** 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ホ (略)

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト・リ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(施工体系図)

**第十四条の六** 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一・三 (略)

四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ (略)

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ (略)

（法第二十六条第三項第一号ロの国土交通省令で定める要件）

**第十七条の二** 削除

三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。

四 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

五 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条第一項に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間當業所で保存していること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 第一号の主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

二 当該建設工事に係る次の事項

(1) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(2) 当該建設工事の内容

(3) 当該建設工事の請負代金の額

(4) 第一号の移動時間

(5) 第二下請契約、三次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6) 第三号の者の氏名、所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容（実務の経験の内容については、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合に限る。第十七条の五第一項第五号二(6)において同じ。）

(7) 前号の措置

(8) 次条の情報通信機器

2 前項第五号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

(法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置)

**第十七条の三** 法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置は、前条第一項第一号の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

(講習の登録の申請)

**第十七条の四** 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十六条の八第一項第一号口又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた大臣に提出しなければならない。

設工事に係る経歴を記載した書類

### 第十七条の三 削除

(講習の登録の申請)

**第十七条の四** 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十六条の七第一項第一号口又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた大臣に提出しなければならない。

設工事に係る経歴を記載した書類

四 法第二十六条の八第一項第一号口又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件)

第十七条の五 法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 同一の営業所技術者（法第七条第二号に規定する営業所技術者をいう。）又は特定営業所技術者（法第十五条第二号に規定する営業所技術者をいう。）を置こうとする営業所と建設工事の工事現場との間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。

二 前号の建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。

イ 前号の営業所技術者又は特定営業所技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「一次下請契約」という。）

ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「二次下請契約」という。）

ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「三次下請契約」という。）

三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の営業所技術者又は特定営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に係る請負契約を締結した営業所及び当該建設工事に置いてすること。

四 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の営業所技術者又は特定営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。

五 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該帳簿とともに営業所で保存していること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 第一号の営業所技術者又は特定営業所技術者の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称

ハ 当該営業所技術者又は特定営業所技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

四 法第二十六条の七第一項第一号口又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (新設)

六 (略)





3 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(略)

(略)

### 第十七条の二十三～第十七条の三十五 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十六 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようと/orする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十八第二項及び第三項並びに第十七条の三十九第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

### 第十七条の三十七 (略)

(資格者証の記載事項の変更等)

第十七条の三十八 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十六第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十六第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

4 第十七条の三十六条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5・6 (略)

### 第十七条の三十九 (略)

(資格者証の再交付等)

2 (略)

3 第十七条の三十六条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

4・6 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

### 第十七条の四十 (略)

2 第十七条の三十六条第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

### 第十七条の四十一～第十七条の四十五 (略)

(略)

3 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(略)

(略)

### 第十七条の二十一～第十七条の三十三 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようと/orする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

### 第十七条の三十五 (略)

(資格者証の記載事項の変更等)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

4 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5・6 (略)

(資格者証の再交付等)

### 第十七条の三十七 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

3 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

4・6 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

### 第十七条の三十八 (略)

2 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

### 第十七条の三十九～第十七条の四十三 (略)

(略)

準用

**第十七条の四十六** 第十七条の二十五、第十七条の二十、第十七条の三十四及び第十七条の三十

五の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項」とあるのは「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十四中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十五第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

（令第四十五条の法人）

**第十八条** 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

第三編 河海之水

**第二十一条の五** 法第二十七条の「十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）」を受けるとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

准用

第十七条の四十四

十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十九中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十八第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに「第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

## (令第四十二条の法人)

**第十八条** 令第四十二条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

卷之三

**第二十一条の五** 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十一において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

卷之三

(経営状況分析の実施基準)

**第二十一条の六** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

(経営状況分析規程の記載事項)

**第二十一条の七** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(帳簿)

**第二十一条の八** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(準用)

**第二十一条の十** 第十七条の七、第十七条の十五から第十七条の十七まで及び第十七条の十九の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の七

(略)

第十七条の十五

法第二十六条の十三

第十七条の十五及び第十七  
条の十九(見出しを含む。)法第二十六条の十四第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の五

(略)

法第二十六条の九第一項

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九

第十七条の十五  
条の十九(見出しを含む。)法第二十六条の十四第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の五

(略)

法第二十六条の八第一項

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八

第十七条の十五及び第十七  
条の十九(見出しを含む。)法第二十六条の十三第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の十三

(略)

法第二十六条の十二

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二

第十七条の十三及び第十七  
条の十七(見出しを含む。)法第二十六条の十三第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の三

(略)

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の三

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の三

第十七条の三及び第十七  
条の三(見出しを含む。)

三第二項第三号

(経営状況分析の実施基準)

**第二十一条の六** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇六 (略)

(経営状況分析規程の記載事項)

**第二十一条の七** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(帳簿)

**第二十一条の八** 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(準用)

**第二十一条の十** 第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五

(略)

法第二十六条の八第一項

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八

第十七条の五及び第十七  
条の五(見出しを含む。)法第二十六条の十三第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の十三

(略)

法第二十六条の十二

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二

第十七条の十三及び第十七  
条の三(見出しを含む。)法第二十六条の十三第二項第三  
号

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十

第十七条の三

(略)

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の三

法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の三

第十七条の三及び第十七  
条の三(見出しを含む。)

三第二項第三号

第十七条の十七第一項	法第二十六条の十四第二項第四号	法第二十七条の三十二における準用する法第二十六条の十
第十七条の十九	法第二十六条の十九第二項	四第二項第四号
(略)	(略)	(略)

## (監督処分の公告)

**第二十三条の二** 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事については当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇四 (略)

## (証明書の様式)

**第二十四条** 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十二第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(国土交通大臣が調査等を行う事項)

**第二十八条の一** 法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

## (証明書の様式)

**第二十九条** 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十二第二項に規定する証明書(國の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

## (証明書の様式)

**第三十条** 法令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようと/orする者若しくは令第四十二条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第四項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項(調査の結果の公表に関する部分を除く。)、法第四十一条並びに法第四十二条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第十七条の十五第一項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二における準用する法第二十六条の十
第十七条の十七	法第二十六条の十八第二項	三第二項第四号
(略)	(略)	(略)

## (監督処分の公告)

**第二十三条の二** 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇四 (略)

## (証明書の様式)

**第二十四条** 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(国土交通大臣が調査等を行う事項)

**第二十八条の一** 法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、建設工事の請負契約の締結及び履行の状況とする。

(新設)

(新設)

(新設)

## (証明書の様式)

**第二十九条** 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書(國の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

## (証明書の様式)

**第三十条** 法令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようと/orする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項(調査の結果の公表に関する部分を除く。)、法第四十一条並びに法第四十二条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の八（法第二十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条の十一から法第二十六条の十三まで（法第二十六条の十二第二項を除く。）並びに法第二十六条の十五から法第三十六条の十七まで（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十六条の十九第一項、法第二十六条の二十一、法第二十六条の二十二第一項並びに法第二十六条の二十三（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第一項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五・十四 (略)

十五 令第二十九条第二号の規定により認定すること。

十六 技術検定に関する令第三十九条、令第四十一条第一項及び令第四十二条第一項の規定による権限

十七 令第四十五条第二号の規定により指定すること。

十八・十九 (略)

二十 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の七）（第十七条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十五及び第十七条の十九（第二十二条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の二十第一項、第二十二条の六第二号並びに第二十二条の九第一項の規定による権限  
 二十一 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十四第一項、第十七条の二十五（第十七条の四十六において準用する場合を含む。）、第十七条の二十六第一項、第十七条の二十八、第十七条の三十一（第十七条の四十六において準用する場合を含む。）、第十七条の三十二第一項、第十七条の三十三第一項、第十七条の三十四及び第十七条の三十五（第十七条の四十六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十二第一項、第七条の四十四並びに第十七条の四十五の規定による権限  
 二十二 資格者証に関する第十七条の三十六第一項及び第三項（第十七条の三十八第四項、第十七条の三十九第三項及び第十七条の四十第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十七第三項、第十七条の三十八第一項及び第三項並びに第十七条の三十九第一項及び第四項の規定による権限

二十三～二十五 (略)

様式第一号（第二条関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する既卒営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。  
 連絡元  
 所属等

\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号

五・十四 (略)

十五 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十六 技術検定に関する令第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項の規定による権限

十七 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十八・十九 (略)

二十 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五）（第十七条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十三及び第十七条の十七（第二十二条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十八第一項、第二十二条の六第二号並びに第二十二条の九第一項の規定による権限  
 二十一 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十二第一項、第十七条の二十三（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十九、第十七条の三十一第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三（第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十第一項、第七条の四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限  
 二十二 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限

二十三～二十五 (略)

様式第一号（第二条関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。  
 連絡元  
 所属等

\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号

五・十四 (略)

十五 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十六 技術検定に関する令第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項の規定による権限

十七 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十八・十九 (略)

二十 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五）（第十七条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十三及び第十七条の十七（第二十二条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十八第一項、第二十二条の六第二号並びに第二十二条の九第一項の規定による権限  
 二十一 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十二第一項、第十七条の二十三（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十九、第十七条の三十一第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三（第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十第一項、第七条の四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限  
 二十二 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限

二十三～二十五 (略)

様式第一号（第二条関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。  
 連絡元  
 所属等

\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 様式第一号別紙四

記載要領 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業について、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の( )内に示された略号とを一(ハイフン)で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」……法第 7 条第 2 号イ該当
- 「4」……法第 7 条第 2 号ロ該当
- 「7」……法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」……法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「3」……法第 15 条第 2 号ハ該当(同号イと同等以上)
- 「5」……法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「6」……法第 15 条第 2 号ハ該当(同号ロと同等以上)
- 「8」……法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当

「9」……法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事(土)  
建築一式工事(建)  
大工工事(大)  
左官工事(左)  
とび・土工・コンクリート工事(ど)  
板金工事(板)  
ガラス工事(ガ)  
塗装工事(塗)  
防水工事(防)  
管工事(管)  
管工事(管)  
機械器具設置工事(機)

鋼構造物工事(鋼)  
鋼筋工事(筋)  
舗装工事(舗)  
しゅんせつ工事(しゅ)  
さく井工事(井)  
建具工事(具)  
水道施設工事(水)  
消防施設工事(消)  
清掃施設工事(清)  
解体工事(解)

熱絶縁工事(絶)  
電気通信工事(通)  
造園工事(園)  
さく井工事(井)  
建具工事(具)  
水道施設工事(水)  
消防施設工事(消)  
清掃施設工事(清)  
解体工事(解)

記載要領 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の( )内に示された略号とを一(ハイフン)で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」……法第 7 条第 2 号イ該当
- 「4」……法第 7 条第 2 号ロ該当
- 「7」……法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」……法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「3」……法第 15 条第 2 号ハ該当(同号イと同等以上)
- 「5」……法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「6」……法第 15 条第 2 号ハ該当(同号ロと同等以上)
- 「8」……法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当

「9」……法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事(土)  
建築一式工事(建)  
大工工事(大)  
左官工事(左)  
とび・土工・コンクリート工事(ど)  
板金工事(板)  
ガラス工事(ガ)  
塗装工事(塗)  
防水工事(防)  
管工事(管)  
内装仕上工事(内)  
機械器具設置工事(機)

鋼構造物工事(鋼)  
鋼筋工事(筋)  
舗装工事(舗)  
しゅんせつ工事(しゅ)  
さく井工事(井)  
建具工事(具)  
水道施設工事(水)  
消防施設工事(消)  
清掃施設工事(清)  
解体工事(解)

熱絶縁工事(絶)  
電気通信工事(通)  
造園工事(園)  
さく井工事(井)  
建具工事(具)  
水道施設工事(水)  
消防施設工事(消)  
清掃施設工事(清)  
解体工事(解)

<sup>2</sup> 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分(法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

<sup>2</sup> 第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

樣式第八号（第三条關係）

營業所技術者等證明書（新規・麥更）

（1） 下記のとおり  
建設業法第15条第2号に規定する當業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。  
（2） 下記のとおり、営業所技術者等の交換に伴う削除の届出をします。

卷之三

(1) 下記のとおり、建設業法第1条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いて、ことに相違あり非せん。

(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う前項の届出をします。

(用紙A4)

(用紙A4)

樣式第八号（第三条關係）

専任技術者証明書（新規・変更）

令和 年 月 日  
四十四年三月二日  
（1） 下記のとおり「建設業法施行規則第2号」に規定する主任の技術者を営業所に置いていてはなりません。  
（2） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う別隊の届出をします。

(用紙A4)

官報

記載要

- 要領  
この証明書は、次の（1）から（5）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（1）  
①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合  
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合  
③一般建設業者の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

（2）  
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合  
この場合、（1）を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「1」を記入  
すること。  
⑤受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合  
この場合、（1）を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、[6] [1]「区分」の欄に「3」を記入  
すること。  
⑥許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者のあり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る）

- 一般建設業の場合  
「1」……法第7条第2号イ該当  
「4」……法第7条第2号ロ該当  
「7」……法第7条第2号ハ該当
- 特定建設業の場合  
「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

- 一般建設業の場合  
「1」……法第7条第2号イ該当  
「4」……法第7条第2号ロ該当  
「7」……法第7条第2号ハ該当
- 特定建設業の場合  
「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

## 様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(略)

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人(8){ 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者  
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者 }  
 について変更があつたので届出をします。

(略)

### 記載要領

1～10 (略)

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12～23 (略)

## 様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(略)

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人(8){ 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
建設業法第15条第2号 }  
 について変更があつたので届出をします。

(略)

### 記載要領

1～10 (略)

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12～23 (略)



## 記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、[5][2]「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、[5][3]「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合  
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、[5][3]「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合  
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」及び「般」「特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 [5][1]「許可番号」の欄の「大臣」「コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1][月][0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 6 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となつていて建設業に係る建設工事について、次の表の（）内に示された略号で記載すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば[0][1][月][0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・プロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

## 様式第二十二号の五（第十三号の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	電話番号
ファックス番号		

(略)

## 記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、[5][2]「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合  
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、[5][3]「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合  
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、[5][3]「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合  
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」及び「般」「特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 [5][1]「許可番号」の欄の「大臣」「コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1][月][0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 6 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていて建設業に係る建設工事について、次の表の（）内に示された略号で記載すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば[0][1][月][0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・プロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

## 様式第二十二号の五（第十三号の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	電話番号
ファックス番号		

(略)

別紙三

營業所技術者等一覽表

令和年月日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

別紙三

專任技術者一覽表

令和年月日

営業所の名称	専任の技術者の方の氏名	建設工事の種類	有資格区分
フリーリー㈲	ナガサキ		

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 ファックス番号 \_\_\_\_\_

(略)

## 様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 ファックス番号 \_\_\_\_\_

(略)

別紙三

營業所技術者等一覽表

令年月日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

別紙三

專任技術者一覽表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者 の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

- 「1」………法第7条第2号イ該当
- 「4」………法第7条第2号ロ該当
- 「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

- 「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

- 「1」………法第7条第2号イ該当
- 「4」………法第7条第2号ロ該当
- 「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

- 「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	電話番号
ファックス番号		

(略)

## 様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	電話番号
ファックス番号		

(略)

別紙三

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

別紙三

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 フックス番号 \_\_\_\_\_

(略)

## 様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(略)

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 フックス番号 \_\_\_\_\_

(略)

別紙二

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

別紙二

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の土）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 様式第二十五号の三（第十七条の十三関係）

(略)

## 様式第二十五号の四（第十七条の三十六関係）

(略)

## 様式第二十五号の五（第十七条の三十七関係）

(略)

## 様式第二十五号の六（第十七条の三十八関係）

(略)

## 様式第二十五号の七（第十七条の三十九関係）

(略)

## 様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(略)

## 別紙二

(略)

## 記載要領

## 1～7 (略)

8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

## 9・10 (略)

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

## ・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当  
「4」………法第7条第2号ロ該当  
「7」………法第7条第2号ハ該当

## ・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当  
「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）  
「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）  
「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

## 様式第二十五号の三（第十七条の九関係）

(略)

## 様式第二十五号の四（第十七条の三十四関係）

(略)

## 様式第二十五号の五（第十七条の三十五関係）

(略)

## 様式第二十五号の六（第十七条の三十六関係）

(略)

## 様式第二十五号の七（第十七条の三十七関係）

(略)

## 様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(略)

## 別紙二

(略)

## 記載要領

## 1～7 (略)

8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

## 9・10 (略)

## 様式第二十七号（第二十四条関係）

建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十二	都道府県
第二項の規定による立入検査証	印
生年月日	知事
身分及び職名	印
第 号  令和 年 月 日 交付	
建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十二	
第二項の規定による立入検査証	

## 様式第二十七号（第二十四条関係）

### 様式第三十九号（第三十五条関係）

(略)

記載要領

- 1 (略)
  - 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
  - 3 (略)
  - 4 「資格者交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

### 様式第三十九号（第二十五条関係）

(略)

記載要領

- 1 (略)
  - 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
  - 3 (略)
  - 4 「資格者交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者の場合を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
  - 5・6 (略)

## 様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法摘要	第 号 令和 年 月 日交付
建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の印	生 氏 年 月 日 名
都道府県 知事 印	所屬部局課名 身分及び職名 生 氏 年 月 日 名
第二十六条の二十二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	
建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の印	第二十二条第二項の規定による立入検査証
建設業法第二十二条第二項の規定による立入検査証	

(別表) (四)

コード	資 格 区 分
-----	---------

(略)	(略)
005	令第29条該当

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

備考 (略)

## 様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法摘要	第 号 令和 年 月 日交付
都道府県 知事 印	生 氏 年 月 日 名
所屬部局課名 身分及び職名 生 氏 年 月 日 名	都道府県 知事 印
第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	

(別表) (四)

コード	資 格 区 分
-----	---------

(略)	(略)
005	令第28条該当

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

備考 (略)

建設業法摘要

## 第二十六条の二十一

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第四十一条の二

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(水道法施行規則の一部改正)

**第二条** 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(試験科目の一部免除)

**第三十一条** 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(試験科目の一部免除)

**第三十一条** 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

**第三条** 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

(技術検定の検定種別)

**第一条** 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十七条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。

一・六 (略)

2 令第三十七条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。

3 令第三十七条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。

(第二次検定の受検資格)

**第五条** 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し建設業法(昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。)第二十六条第三項第一号に掲げる監理技術者の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者

(第二次検定の受検資格)

**第五条** 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特例監理技術者(建設業法(昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。)第二十六条第四項に規定する特例監理技術者をいう。)の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者

四・六 (略)

(検定の免除の申請)

**第九条** 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定(いずれも指定試験機関が第一次

検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。)の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による

技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第

一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めることにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

2 令第三十六条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めることにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)  
**第四条** 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

(国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部改正)  
**第五条** 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
<b>第一条</b> 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	<b>第一条</b> 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。
一、四 (略)	一、四 (略)
<b>五 建設業法</b> (昭和二十四年法律第二百号) 第二十六条の二十一第一項、第二十七条の十二第一項、第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項	<b>五 建設業法</b> (昭和二十四年法律第二百号) 第二十六条の二十一第一項、第二十七条の十二第一項、第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項
六、八十四 (略)	六、八十四 (略)

<p><b>(布設工事監督者の資格)</b></p> <p><b>第九条</b> 令第五条第一項第八号の規定により同項第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>二 外国の学校において、令第五条第一項第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>四 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p><b>(布設工事監督者の資格)</b></p> <p><b>第九条</b> 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数(簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 新設</p>
--	---

2 |

簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第一号中「二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

**第十四条** 令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用供水供給事業の用に供する水道又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である專用水道（以下この条において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第五号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同様以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の専門会員としての資格を有する者）をもつて、日本に在籍する。

の場合は、そわそわ当詮名号の外業者ことに規定する最低給賃年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 國土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る)であつて、一年(簡易水道等の場合)は、六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

水道技術管理者の資格

**第十四条** 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科並びにこれらに相当する学科以外の学科を修めて卒業した（当該学科を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科又は前号に規定する学科に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者

(新設) の課程を修了した者

五|建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年（簡易水道等の場合は、一年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（試験科目の一部免除）

**第三十一条** 建設業法施行令第三十七条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（新設）

（試験科目の一部免除）

**第三十一条** 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

附 則  
この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。

国土交通省中建審第1号  
令和7年1月2日

公共発注者の長 殿  
建設業団体の長 殿  
民間発注者団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保哲夫

### 労務費に関する基準の実施について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により扱い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）によって、中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

このため、中央建設業審議会では、令和6年9月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和7年10月の第11回ワーキンググループにて、労務費に関する基準案をとりまとめました。

この労務費に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上

# 労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。
  - 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
  - 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方による「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

## 基準値のフォーマット

### ※建築工事の原則パターン

工事の種類		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様			
標準的な規格・仕様		□□□					
条件	××の種類	×××					
	△△△の種類	△△△					
労務費の基準値(例)	内訳	1,754(円/m <sup>2</sup> )(例)		歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」			
		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m <sup>2</sup> )		
	●●工	0.05	30,000	1,500.00			
	■■作業員	0.01	25,400	254.00			
	合計			1,754.00			

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：◇◇◇による  
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）  
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】  
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】  
 ・条件は以下の通り。  
 ××の種類：×××  
 △△△の種類：△△△  
 ●◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】  
 -主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 .....（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

## 基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m <sup>3</sup>	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を示す  
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

**上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中20業種に対応）**

# 職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、**13職種分野99工種(作業)について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表**。(建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

## 開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順  
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例

 : 基準値として公表  
 (令和7年12月時点)

 : 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき 	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 	日本型枠工事業協会	解体 	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨 	鉄骨建設業協会
住宅分野 	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル 	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 	日本左官業組合連合会	防水 	全国防水工事業協会
電工※2 	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん 	日本圧気技術協会
塗装 	日本塗装工業会	さく岩 	日本発破・破碎協会
とび 	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔 	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス 	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生※2 	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア 	日本エクステリア建設業協会
土工※2 	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁 	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレス・コンクリート建設業協会、 プレストレス・コンクリート工事業協会
		警備 	全国警備業協会
		造園 	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道 	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間 	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

# **「労務費に関する基準」の運用方針**

**令和7年12月**

**国土交通省**

# 目 次

はじめに .....	1
基準に関する基本的な考え方・取扱い .....	2
方針 1. 労務費に関する基準の概要 .....	2
方針 2. 建設業法第 19 条の 3 における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について ....	3
方針 3. 原価割れ契約又は著しく低い労務費額による契約の法的効果について .....	3
方針 4. 「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて（総論） ..	4
方針 5. 本基準における「労務費」に含まれる内容について .....	7
方針 6. 本基準を使った労務費見積りの対象となる技能者の範囲について .....	7
方針 7. 1 日の労働時間が 8 時間とならないことが見込まれる場合の見積りの取扱いについて .....	7
方針 8. 新ルールにおける会社経費の確保について .....	8
方針 9. 見積書の保存について .....	8
方針 10. 精算を行うことに係る考え方について .....	8
方針 11. 長期間にわたる工事において、見積り（契約締結）時以降に労務価格が高騰した場合の考 え方について .....	9
方針 12. 猛暑日等通常の気象条件と異なる状況における労務費の見積りについて .....	9
方針 13. 適正な賃金を支払わない等技能者を適切に処遇しない建設業者の取扱いについて .....	10
方針 14. 年間を通じて働かない者に支払われるべき賃金について .....	10
方針 15. 技能者を一人親方化することについて .....	10
受注者における対応 .....	11
方針 16. 受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の 取扱いについて .....	11
方針 17. 受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取 扱いについて .....	11
方針 18. 労務費の見積りに当たっての適切な労務単価の選定について（基準値の想定職種との対応）	12
方針 19. 多能工や、公共工事設計労務単価が設定されていない作業に従事する者について設定すべき労 務単価について .....	12
方針 20. 施工する技能者の CCUS レベルに偏りがある場合の労務費見積りについて .....	12
方針 21. 歩掛の開示に係る取扱いについて .....	13
方針 22. 労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について .....	13
方針 23. 許可不要業者による見積りへの考え方について .....	13
方針 24. PFI 契約における、見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について .....	14
注文者における対応 .....	15
方針 25. 注文者として望まれる対応について .....	15
方針 26. 適正な見積期間の確保について .....	15
方針 27. 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めるについて ..	16
方針 28. 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について .....	16

方針 29. 注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて.....	16
方針 30. 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて .....	17
方針 31. 注文者側による受注者の見積りを踏まえた価格交渉について .....	17
方針 32. 注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて .....	17
方針 33. 注文者側が相見積りを取る場合の選定について.....	18
方針 34. 注文者が生産性向上を提案する場合の取扱い.....	18
方針 35. 注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要はあるか .....	19
<b>発注者・元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応 .....</b>	<b>20</b>
<発注者の視点> .....	20
方針 36. 発注者は見積期間をどのように確保すべきか.....	20
方針 37. 現在発注者として使用している見積書の様式について、どのようなことに留意する必要があるか。 様式・用語定義等を統一しないといけないのか .....	20
方針 38. 民間（個人）発注者として、労務費を値切ることは許されないのであるか。労務費等が内訳明示されている場合/されていない場合でそれぞれ取扱いはどうなるのか .....	21
方針 39. 民間（個人）発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか .....	21
方針 40. 予定価格の積算に先立って建設業者やメーカーに対して参考見積（設計見積）を徴収する際の 取扱いについて .....	21
方針 41. 材料費・建設副産物処理費等について、どのような額が通常必要と認められる額となるのか ...	22
方針 42. 材料費・建設副産物処理費等について、内訳明示された見積りを受け取った発注者としてどのような価格交渉なら許され、どのような価格交渉が違法不当となり得るのか .....	22
方針 43. 発注者として、建退共掛金相当分を支払うべきことについて .....	22
方針 44. 発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか .....	23
方針 45. 民間発注者として、見積書はどの程度の期間、どの媒体で保存する必要があるか .....	23
方針 46. DB（デザインビルト）方式その他設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約における、設計段階での見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について.....	23
<元請（総合工事業者）の視点> .....	24
方針 47. 発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応する必要があるのか .....	24
方針 48. 発注者から、下請から見積りを取るために必要な見積期間が確保されない場合はどうすれば良いか .....	24
方針 49. 民間工事の場合、労務費は受発注者間で設計が固まるまでの間に、設計着手前の段階から、設計の進捗に応じて、複数回見積り（予算）についてやりとりしながら設計・仕様が決まっていくが、全ての段階において労務費を内訳明示しないといけないのか .....	24
方針 50. 元請等の注文者が価格指定して下請と契約する場合において、労務費、必要経費についてどのよ	

うに計算すれば良いか .....	25
<b>方針 51.</b> 元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・工種に分けて明示しなければならないか .....	25
<b>方針 52.</b> 労務費を示す際に労務単価と歩掛についても示さなければならなくなると、見積書が大部になってしまい、現実的ではないのではないか .....	25
<b>方針 53.</b> 特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要があるのか .....	26
<b>方針 54.</b> 労災保険料は法定福利費として見積りを立て良いのか。これまで健康・年金・雇用保険に限って取り組みを進めてきたことの関係性はどうか .....	26
<b>方針 55.</b> 元請として、下請の現場労働者の法定福利費をどのように見積もれば良いか .....	26
<b>方針 56.</b> これまでの安全衛生経費確保の取り組みは元下関係中心であったところ、元請けとして発注者に対し、安全衛生経費をどのように見積もれば良いか .....	27
<b>コミットメント制度における取扱い .....</b>	28
<b>方針 57.</b> コミットメント制度の創設趣旨について .....	28
<b>方針 58.</b> コミットメント制度のメリットについて .....	28
<b>方針 59.</b> <別紙 04 第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当事者はどのように確認するのか。 .....	28
<b>方針 60.</b> <別紙 04 第3項①第一号>「技能者」の範囲について .....	29
<b>方針 61.</b> <別紙 04 第3項①第一号>「適正な賃金」について .....	29
<b>方針 62.</b> <別紙 04 第4項>書面の提出を求める方法等について .....	29
<b>方針 63.</b> <別紙 04 第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。 ...	29
<b>方針 64.</b> <別紙 04 第4項②第一号>「関する書面」について .....	30
<b>方針 65.</b> <別紙 04 第4項 ②第二号>「関する書面」について .....	30
<b>方針 66.</b> <別紙 04 第4項③第三号>「関する書面」について .....	30
<b>方針 67.</b> コミットメント制度の活用について .....	30
<b>方針 68.</b> 「選択的条項」とすることについて .....	31
<b>方針 69.</b> 条文（A）と条文（B）を選択して使用することについて .....	31
<b>方針 70.</b> コミットメントに違反した場合について .....	31
<b>方針 71.</b> 注文者が直接契約する受注者以外の事業者（一次下請事業者等）について、コミットメントに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。 .....	32
<b>別紙</b>	
<b>別紙01.</b> 専門工事業者向け見積書「様式例」（詳細版）	
<b>別紙02.</b> 専門工事業者向け見積書「様式例」（簡易版）	
<b>別紙03.</b> 専門工事業者向け「書き方ガイド」	
<b>別紙04.</b> 改正標準請負契約款における「コミットメント条項」	

## はじめに

建設業は、社会资本整備の担い手であるとともに、経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。

一方で、建設業の現場作業を担う技能者については、厳しい労働環境にあるにも関わらず賃金が安価に留まっていること等を背景として、就業者の減少が続いているところ、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするために、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

そのため、令和 6 年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契適正化法」という。）を一体として改正する「第三次・担い手 3 法」が成立し、建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが制定されたものである。

この第三次・担い手 3 法により、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされ（建設業法第 34 条）、また、これによって示される「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法第 20 条）するとともに、違反した建設業者には指導・監督（同法第 28 条）を、違反した発注者には勧告・公表（同法第 20 条）をそれぞれ実施することとされた。

本「『労務費に関する基準』の運用方針」は、労務費に関する基準の考え方を踏まえた価格交渉の進め方、発注者と元請建設業者の間の見積りに際しての留意点、専門工事業者による注文者への労務費等を内訳明示した見積書の提出を容易にするためのツール、請負契約においてコミットメント条項を取り入れる際の留意点等を示すことを目的として、国土交通省が作成するものである。

建設工事の請負契約の当事者においては、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」新たな商慣行の定着に向け、契約段階で適正な労務費を確保し、技能者に対する適正な賃金等の支払いにつなげられるよう、労務費に関する基準や本運用方針をご活用いただきたい。

なお、以下、上記各法律の条項の摘示に際しては、第三次・担い手 3 法による改正の全面施行（令和 7 年 12 月 12 日）時点の条項によるものとする。

## 基準に関する基本的な考え方・取扱い

### 方針1. 労務費に関する基準の概要

- 「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、建設工事の請負契約における「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の相場観を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、下請取引を含むすべての段階の請負契約において確保され、技能労働者に適正な賃金が支払われることを目指すためのものである。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、受注者は見積り時に、本基準の考え方方に沿って、労務費等を内訳明示した上で適正な水準で見積り、価格交渉・決定することが必要である。また、本基準は、本基準の考え方方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用される。
- 本基準においては、技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、他産業並以上への処遇改善を実現することを目指すこととし、この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「適正な労務費」を、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準として位置づけることとした。
- あわせて、国土交通省が、一定の要件を満たす職種分野について、基準を踏まえた適正な労務費の具体値（基準値）を定め、個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化を図ることとしている。基準値は、具体的には、下請工事の請負の単位となる技能者の職種分野ごとに、労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位当たり施工量）の計算式によって、単位施工量当たりの労務費として示すこととし、この際、労務単価について、公共工事設計労務単価を適用するとともに、歩掛について、国土交通省直轄工事における標準的な施工条件等を前提とした標準値として設定される。
- 個々の工事では、基準値も参照した上で、現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえ、当該工事の完成に必要と見込まれる総労働時間を反映した労務費が適切に計算される必要がある。
- 基準に基づく見積りのルールは、公共工事・民間工事の別、職種や下請次数、建設業団体、会社規模等を問わず適用されることとなり、建設工事の請負契約の締結に際しては、本基準及び本運用方針を参考し、材料費、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）を活用した見積りの実施に努めることが必要である。また、見積書を受け取った注文者は、その内容を考慮・尊重するよう努めることが必要である。
- あわせて、契約段階で確保された労務費が、技能者を雇用する事業者に支払われた上で、技能者の能力等に応じた適正な賃金として支払われることを目指すことが必要である。建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践等を行う事業者向けの「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の創設、適正な賃金としての「CCUS レベル別年収」の設定、請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント制度」とする）の標準請負契約約款への導入とその活用の推奨等の、実効性確保策を講じる。
- これらにより、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上の価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が不利にならない競争環境の構築を目指すものである。

## **方針2. 建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について**

- 建設業法第19条の3においては、注文者において取引上の地位を不当に利用し、又は受注者である建設業者において正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結の禁止が位置づけられているところである。
- 同条に基づく通常必要と認められる原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額となり、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断されることとなる。
- このうち直接工事費の労務費部分については本基準において示される「通常必要と認められる労務費」も参考として判断されることとなる。

## **方針3. 原価割れ契約又は著しく低い労務費額による契約の法的効果について**

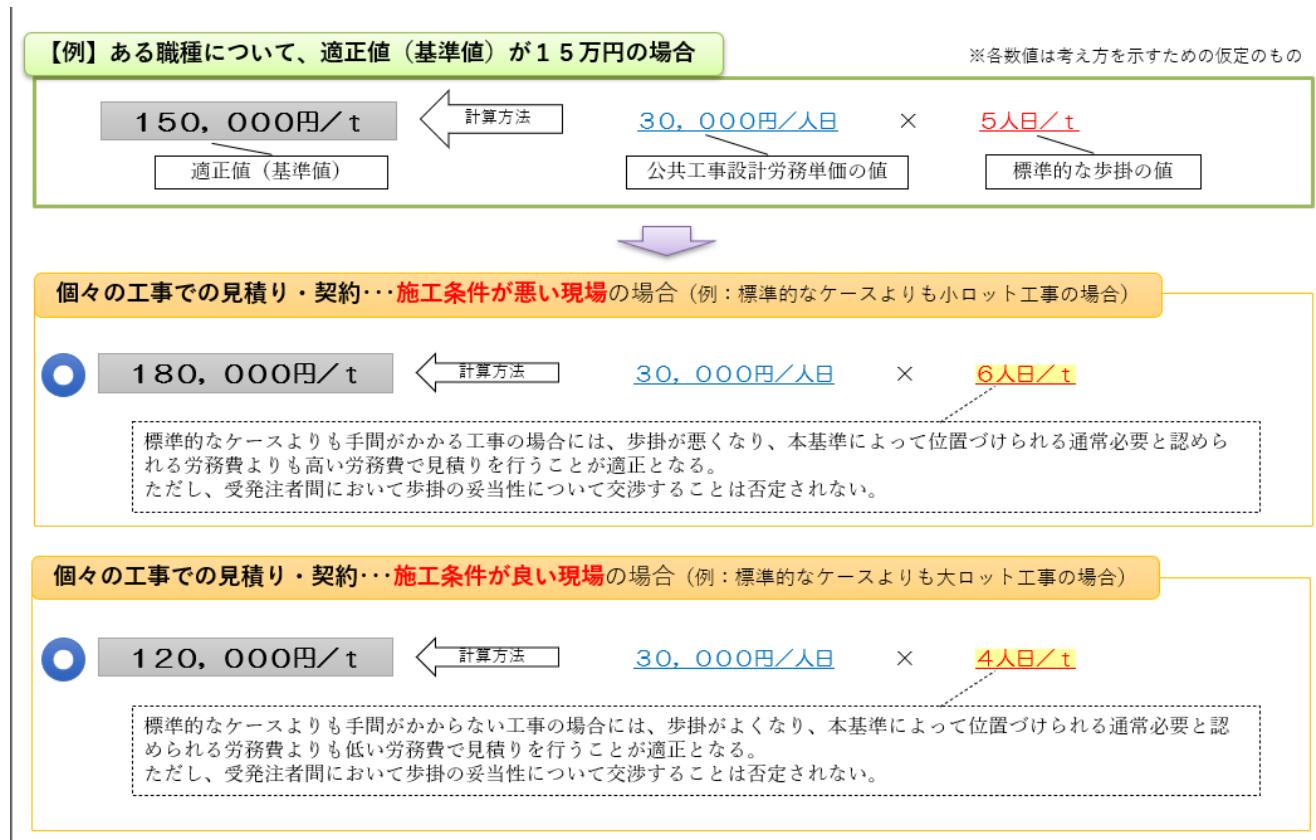
- 建設業法第19条の3が禁止する原価割れ契約の禁止に違反する請負契約の締結、並びに同法第20条において位置づけられる著しく低い労務費等による見積り及び見積り変更依頼を前提として締結された請負契約について、その原因者は、同法第28条等に基づく監督処分等の対象となる。
- 当該請負契約自体が無効となることはないが、上記の規定に抵触する契約内容が変更されない限り、違法状態が継続することも踏まえ、受発注者間において、適切な契約が結ばれることが望ましい。

#### 方針4. 「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて（総論）

- 前提として、方針1に記載されたとおり、本基準が示す「通常必要と認められる労務費（適正な労務費、基準値）」は標準的な施工条件等を前提として設定されるものであり、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある。
- なお、基準値のない職種分野についても、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費等記載見積書の作成などにより、個々の契約ごとに労務費を適正に計算し、本基準の基本的考え方にも沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

##### 【基準が想定する施工条件と異なる条件下での工事の場合】

- たとえば、小ロット工事など、基準が想定する施工条件よりも歩掛が悪くなる工事では、基準よりも高い労務費が適正となる。このため、受注者は、施工条件を踏まえ、労務費を基準より高く見積もる必要がある。
- 一方、基準が想定する施工条件よりも歩掛が良くなる工事では、基準よりも低い労務費が適正となる。このため、発注者は、施工条件を踏まえて合理的な範囲で、労務費を基準より低くできないか交渉しても差し支えない。



## 【基準と同じ施工条件下において、基準より低く見積もる場合】

- この場合、基準を下回る水準で見積もることは、原則として不適正となる。また、基準を著しく下回る水準で見積もることは、違法となる。
- なお、受注者が、機械導入等により、基準が想定する歩掛よりも、歩掛（生産性）を改善することで、基準よりも低い労務費の額で見積りを行うことは差し支えない。その場合には、実際にその歩掛で施工できる理由について、説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。

### 【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※各数値は考え方を示すための仮定のもの

150,000円/t

適正值（基準値）

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

5人日/t

標準的な歩掛の値



### 個々の工事での見積り・契約…受注者が適正值よりも低く見積もる場合

※施工条件は基準が想定する場合と同様と仮定



60,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

2人日/t

機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで、労務費を削減することは認められる。  
ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



140,000円/t

計算方法

28,000円/人日

×

5人日/t

労務単価部分を引き下げることで、労務費を削減することは原則として不適正である。



60,000円/t

計算方法

12,000円/人日

×

5人日/t

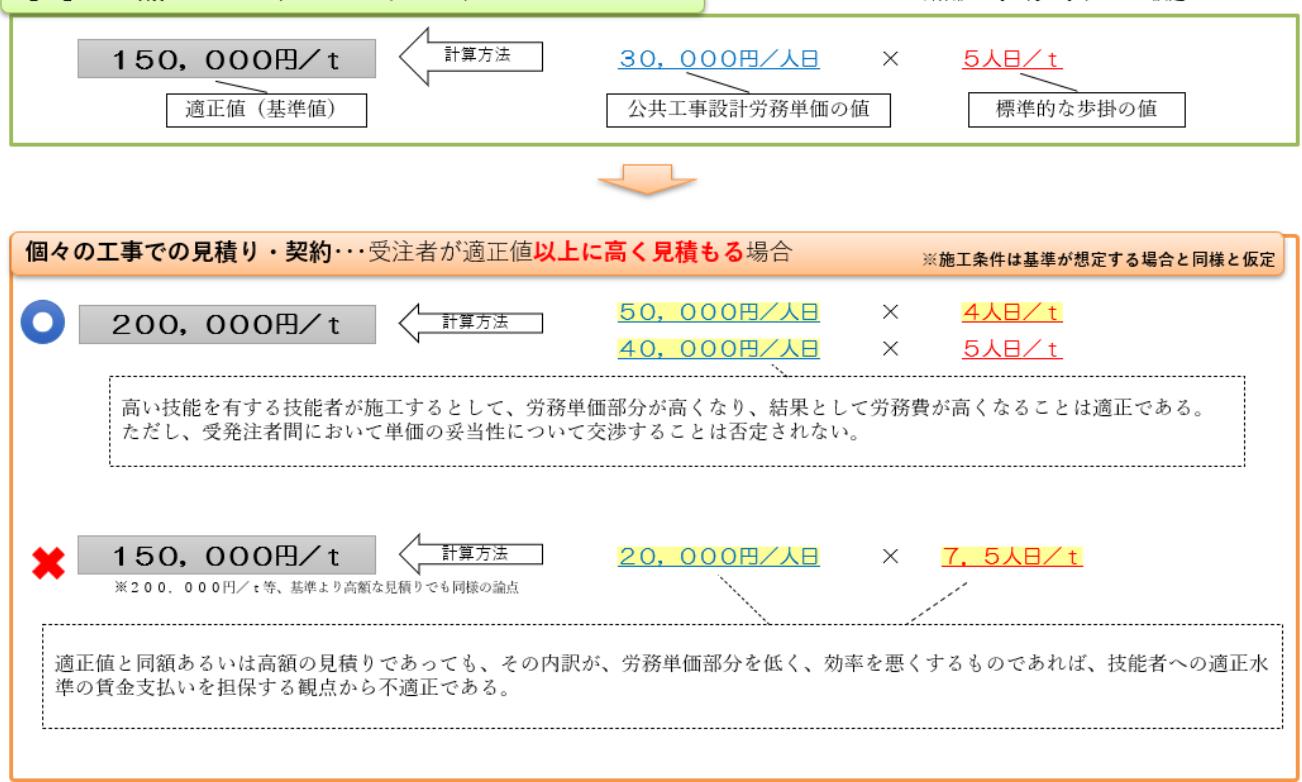
労務単価部分を著しく引き下げることで、労務費を削減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となる。

### 【基準と同じ施工条件下において、基準より高く見積もる場合】

- 基準における労務単価は、各職種の平均的な能力の技能者が施工する場合を仮定して、公共工事設計労務単価を採用している。この際、個々の請負契約における価格交渉にあっては、例えば、CCUS レベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場合等、受注者において、当該建設工事の施工に当たって通常必要と認められる額より高額の労務費の確保が必要と考える場合においては、受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。
- なお、基準と同額あるいは高額の見積りであっても、その内訳が、労務単価部分を低く、効率を悪くするものであれば、技能者への適正水準の賃金支払いを担保する観点から不適正である。

#### 【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※※各数値は考え方を示すための仮定のもの



## **方針5. 本基準における「労務費」に含まれる内容について**

- 本基準に盛り込まれる「労務費」については、建設業の技能者の処遇改善に向け、賃金の原資を発注者から下請まで行渡らせる趣旨から、技能者の賃金相当分の額をその内容とする。
- 「賃金相当分の額」に含まれる給与の種別については、公共工事設計労務単価の考え方によることとし、具体的には、
  - ① 基本給相当額（基本給、出来高給）
  - ② 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
  - ③ 実物給与（通勤用定期、食事の支給）
  - ④ 臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）とする。
- なお、時間外、休日、深夜の各割増賃金や突貫手当、赴任手当等は含まれない。

## **方針6. 本基準を使った労務費見積りの対象となる技能者の範囲について**

- 本基準に基づく見積りについては、各工事において実際に施工に従事する技能者を対象とすることとする。
- この際、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての役割を兼ねることもある（例：登録基幹技能者が下請の主任技術者となる場合等）が、これらの者についても、その名称にかかわらず、その者の施工分も含めて労務費を見積もることとする。

## **方針7. 1日の労働時間が8時間とならないことが見込まれる場合の見積りの取扱いについて**

- 本基準においては、請負契約における通常必要と認められる労務費を「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件等に照らして適切な歩掛×必要な数量」の式によって位置付けているところ。
- 公共工事設計労務単価は1日8時間の労働を前提とした単価であり、受注者としては、見積り時点において、これを上回る、又は下回る時間数での作業が見込まれる場合、労務単価及び歩掛を日（8時間）あたりから1時間あたりの値とした上で、必要と見込まれる日あたり作業時間を踏まえた労務単価を計算し、見積書を作成することが必要となる。この際、8時間を上回る労働を前提とする場合には、適切な時間外手当等を別途見積ることが必要であることに留意する。

## **方針8. 新ルールにおける会社経費の確保について**

- 請負契約における労務費確保のための新たなルールの下においても、本社経費等については、従前通り、必要に応じ、価格交渉によって確保すべきものとして扱われる。
- この際、受注者において、本社経費等の確保を優先し、下請負先が見積書において明示して必要とする労務費等を支払わない行為は、建設業法違反となる恐れがあることに留意する必要がある。
- また、注文者においては、材料費等記載見積書について、内訳明示すべき労務費、必要経費のほか、当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳も含め、その内容を考慮する努力義務が課されていることに留意する必要がある。その上で、契約当事者において、受発注者間の情報の非対称性の解消に留意した、適切な価格交渉が行われることが期待される。

## **方針9. 見積書の保存について**

- 基準に基づく新ルールの下、受注者、注文者による労務費等のダンピングが行われていないかを建設 G メン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者（建設業者）は、契約締結に際して見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。）及び最終見積書（契約内容の明細を示す見積書をいう。）について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しから 10 年間保存することが義務付けられている（建設業法第 40 条の 3 並びに建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第 26 条第 5 項及び第 28 条第 2 項）。
- 個人その他の建設業者に当たらない発注者については保存の義務は課さないことにすると、発注者が労務費等について必要額を著しく下回るような見積り変更依頼をした場合には、その者が見積書保存の義務がない者であったとしても、許可行政庁は勧告・公表を行うことがあり得る。
- なお、保存については、契約当事者の書類管理の負担軽減や、建設 G メン・許可行政庁による円滑な確認のため、電磁的方法によることが望ましい。

## **方針10. 精算を行うことに係る考え方について**

- 基準に基づく新たなルールの下においても、建設工事の請負契約としての性質は変わらない。
- 従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の完工までに要した労務費に差分が生じた場合であっても、これに伴う損益は受注側に帰属するものであり、基本的にその差分の精算が想定されるものではない。
- 一方で、契約後に注文者の都合により、設計図書の変更・詳細化が行われるなど見積条件が変更になった場合や、施工対象物の増減等の契約の前提となる事実の変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び請負代金額の変更が行われるべきものである。
- また、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合には、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される（方針 11 参照）。

## 方針11. 長期間にわたる工事において、見積り（契約締結）時以降に労務価格が高騰した場合の考え方について

### 【見積り時にあらかじめ価格高騰が予見されている場合】

- 建設業法（第20条の2第2項）及びその建設業法施行規則（第13条の14）において、建設業者は、その請け負う建設工事について、請負代金の額に影響を及ぼす労務の供給不足又は価格高騰が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされている。
- この通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、契約書の法定記載事項として位置づけられている請負代金額の変更条項に基づき、契約変更の協議を申し出ることができ、その際、注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならないこととなることが法律上位置づけられている。

### 【事前に通知されていなかった価格高騰が発生した場合】

- 契約締結後に、契約時には予見され得なかつた労務費の上昇があった場合には、事前通知があった場合に準じて、契約書の法定記載事項として位置づけられている請負代金額の変更方法に基づき、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される。
- この際、労務費上昇により原価が請負代金額を上回った場合に、請負契約の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなかつた結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となったときも、建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

## 方針12. 猛暑日等通常の気象条件と異なる状況における労務費の見積りについて

- 本基準においては、請負契約における通常必要と認められる労務費を「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件等に照らして適切な歩掛×必要な数量」の式によって位置付けている。
- 受注者としては、見積り時点における工期中の作業日において、猛暑日等、労働者の作業効率に影響を与える事象の発生が見込まれる場合、その影響を踏まえて計算した歩掛により見積書を作成し、見積条件とともに注文者に提示することなどが必要である。
- なお、基準値に使用している歩掛の値については、平均的な作業条件を想定したものであり、必要に応じ適切な補正を行った上で見積もる必要がある。
- なお、上記は公共工事の発注者による予定価格の積算を直接規律するものではないが、公共工事の発注者による予定価格の積算に当たっては、入契適正化法第18条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、通常の積算方法によっては予定価格を適正に設定することが困難な場合には、「見積書を微すこと」や「実態を踏まえた補正を行うこと」等によって、適正な予定価格を定めることとされていることに留意する必要がある。

### **方針13. 適正な賃金を支払わない等技能者を適切に処遇しない建設業者の取扱いについて**

- 建設業法第 25 条の 27 第 2 項において位置づけられる「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」ことに係る努力義務については、建設業者として、CCUS レベル別年収を支払うこと等により履行することが考えられる。
- これらを満たさない建設業者については、個々の事情態様によっては、建設業法第 41 条による指導、助言、監督等の対象となる可能性がある。

### **方針14. 年間を通じて働かない者に支払われるべき賃金について**

- 出口の実効性確保策として、経験等に基づいた適正な賃金支払いとして CCUS レベル別年収の支払いを位置づけているところ。
- 年間を通じて労働しない従業員については、レベル別年収を日割りした額が目安になることが考えられる。
- この場合でも、年次有給休暇分相当が考慮される必要があることについて留意すること。

### **方針15. 技能者を一人親方化することについて**

- 社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減などを意図した技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）は、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となることにより、公平・健全な競争環境を阻害するものである。
- また、今般の建設業法改正によって設けられた雇用する技能者への適正な賃金支払い等の建設業者に対する努力義務や、建設業者に対する各種規制の適用の回避を目的とした「一人親方化」、受注単位の細分化等による「許可不要事業者化」についても、新たな商慣行の定着を阻害するものである。
- 一人親方との契約形式が請負契約であっても、当該一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまる場合、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、元請を始めとする受注者は、働き方自己診断チェックリストを活用して、一人親方の働き方の実態を確認するとともに、確認の結果、一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまるような働き方になっている場合には、当該一人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。

## 受注者における対応

### 方針16. 受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

- 受注者が、注文者との契約締結段階において、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見積書を提出することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、このような見積書の提出を行うこと自体は差し支えない。
- この際、受注者は、下請負施工分を含め、基準に基づき必要相当と考えられる労務費額を見積り、注文者に提出することとする。受注者は、契約後に注文者の都合による設計図書の変更・詳細化等の見積条件変更や、施工対象物の増減等の契約の前提となる事実の変更等がない限り、この見積り額での施工について責任を負う。（方針10 参照）
- このような場合において、工事受注後（労務費分も含めて請負金額確定後）に、事前に見積りをとっていなかった下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者は自らが負担して適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。
- この際、受注者が、契約総額を増額することについて注文者と協議することは否定されないが、注文者においては、それに応じる責務はない（※）。また、下請負先の見積りが基準に照らして適正な金額である場合には、注文者が上位契約の額を理由として下請契約の労務費の見積りの減額を依頼すること（又は総額として原価割れとなる契約とすること）は、建設業法違反の行為となりうる。  
(※) 契約当初に予見し得なかつた事情が生じたことに起因する労務費の上昇に係る価格転嫁については、契約書等に基づく対応が必要。

### 方針17. 受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

- 受注者が材料費等記載見積書に記載する材料費、労務費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費、労務費等の額を著しく下回るものであってはならない。
- 受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、そのような場合であっても、請負代金の総価は、原則として、建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」（当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費による間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）以上のものである必要がある。
- 従って、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲から充てられる必要があり、下請先に対しては、あくまで材料費、労務費等について適正に支払うことが必要である。
- また、このような値引きが行われる取引に際しては、受注者による適正な賃金の支払いや、下請先への適正な労務費の支払いの実施が特に懸念されることから、注文者においては、受注者から労務費を内訳明示した見積書の提出を求め、労務費が適正な水準で見積もられているかを確認することや、契約書にコミットメント条項を盛り込むこと等により、受注者による下請業者・技能者に対する適正な支払いを担保することが特に期待される。

## **方針18. 労務費の見積りに当たっての適切な労務単価の選定について（基準値の想定職種との対応）**

- 受注者は、労務費の見積りに当たって、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な公共工事設計労務単価を設定する必要がある。
- また、基準値が想定している職種は、あくまで基準値において適用されている歩掛が前提としている職種を示す趣旨にとどまるものであり、個々の工事における見積りに当たっては、受注者個社において適切な職種が選定されるべきものであることに留意する。（例えば、〇〇工事の基準値において前提となっている歩掛が「〇〇工」と「普通作業員」によって構成されている場合においても、受発注者が「〇〇工」と「普通作業員」の歩掛を分けて見積もることを必要とするものではない。）
- なお、本基準及びその基準値で用いている「普通作業員」の概念は、公共工事設計労務単価の 51 職種の 1 つとしての「普通作業員」と同義であり、各社において「〇〇工」と呼称している者の中でも、工事において「普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの」を広く含む概念として用いているものである。

## **方針19. 多能工や、公共工事設計労務単価が設定されていない作業に従事する者について設定すべき労務単価について**

- 受注者は、労務費の見積りに当たって、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な公共工事設計労務単価を設定する必要がある。
- この際、一人の技能者が複数の種類の作業を行う場合には、「公共工事設計労務単価・歩掛が設定されている作業それぞれごとに歩掛と公共工事設計労務単価を乗じる」ことを基本としつつ、これによることが難しい場合には、「代表的な作業の公共工事設計労務単価に、作業全体の歩掛を乗じる」、「特殊作業員等の職種横断的単価に、作業全体の歩掛を乗じる」、「個別の請負契約における見積りに当たって、各地方整備局や地方公共団体が公共工事の発注のために独自に示している労務単価や、他の都道府県の労務単価等を参考に個別に交渉を行う」等の方法によって労務費を見積もることが考えられる。

## **方針20. 施工する技能者の CCUS レベルに偏りがある場合の労務費見積りについて**

- 受注者は、労務費の見積りに当たっては、技能者に適正な賃金として CCUS レベル別年収が支払われるよう、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な公共工事設計労務単価を当てはめる必要がある。
- この際、CCUS レベル年収は、公共工事設計労務単価から、技能者の経験年数、保有資格等を踏まえて算出されているものであり、CCUS レベル別年収を日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する（職種によって異なるものの、概ね CCUS レベル 2 と 3 の中間程度の技能者の賃金水準と同等の値となる）ものであることから、CCUS レベルが高い技能者を中心として構成される施工チームにおいて、より高額の労務費を確保するためには、その CCUS レベル構成となることの付加価値等について注文者に説明し、価格交渉の中で必要な賃金原資を確保することが必要である。
- なお、CCUS レベルが低い技能者を中心として構成される施工チームにおいても、一人あたりの労務単価を技能者が従事している作業内容に対応する職種の公共工事設計労務単価を下回る値として設定して見積もったり、実際想定されるより不当に効率の良い歩掛を設定して見積ることは、「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となり得ることに留意する必要がある。

## **方針21.歩掛の開示に係る取扱いについて**

- 材料費等記載見積書における労務費の内訳明示に際しては、労務費の計算根拠を明らかにして適正な労務費（賃金の原資）を確保する観点から、受注者や、下請に請負金額の案を提示する注文者は、単に労務費総額を内訳明示するのではなく、労務単価と歩掛の階層で内訳明示した見積書（注文書）を提出し、労務費の計算において、公共工事設計労務単価水準の賃金原資が確保され、歩掛についても矛盾なく設定されていることを、建設業行政等に対し明らかにすることが望ましい。
- 一方、材料費等記載見積書の作成はあくまで努力義務であり、一律に歩掛の開示を求める趣旨ではなく、例えば歩掛情報が自身として秘匿性の高い情報であり、かつ適正な労務費の確保に支障がない場合等、個別の事情を踏まえ、内訳明示の精度を調整することは許容されるものである。
- なお、この場合でも、建設業法第19条の3又は第20条第2項違反の疑いが生じた場合、受注者は建設Gメンないし許可行政庁に対して、労務費が労務単価×歩掛の計算において妥当であることを説明できることが必要である。

## **方針22.労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について**

- 建設業法に基づく、材料費、労務費及び適正な施工を確保するために不可欠な経費を内訳明示した材料費等記載見積書の作成は、全ての建設業者に対して努力義務とされることとなる。
- 自社の技能者に支払うべき賃金の総額や、その確保に係る労務費を事業主が把握することは、技能者の処遇の改善に当たって重要であり、これまで労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行のなかった事業者においても、国土交通省が示す見積書の様式例、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツールを活用すること等により、労務費、必要経費を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めることが求められる（別紙01、02、03）。
- なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

## **方針23.許可不要業者による見積りへの考え方について**

- 許可不要の範囲で建設業を営む者については、技能者の処遇改善努力義務（建設業法第25条の27第2項）、見積書作成の努力義務（建設業法第20条第1項）、著しく低い労務費等による見積りの禁止（建設業法第20条第2項）、注文者による労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼の禁止（建設業法第20条第6項）等の今回新たに設けられた規制の適用を直接的に受けるものではない。一方で、こうした許可不要の小規模事業者こそ、本基準を活用して適正な施工に要する労務費を確保することが必要であり、国土交通省が示す簡易的な見積書作成支援ツール等も活用しつつ、許可業者と同様に適正契約・材工分離の見積りの実施に努めることが期待される。
- なお、注文者側からの総価での原価割れ契約の禁止（法19条の3①）、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告（法41条①）等の規定は全ての建設業を営む者に適用されることとなる。

## 方針24. PFI 契約における、見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について

- PFI (Private Finance Initiative) とは、官民連携（PPP Public Private Partnership）の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI 法」という。）により事業の枠組みが設けられている。（令和 5 年 7 月内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）「PFI 事業の概要」p.2 参照）
- PFI 法に基づく事業契約（PFI 事業（PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業）に関連して、選定事業を実施するため公共施設等の管理者等と SPC（選定事業を実施する者として設立される法人）が締結する契約）は、PFI 事業の内容として公共施設の建設等を含む場合であっても、建設工事の請負契約には該当しないと解される場合であれば、事業契約の締結に関連して、選定事業者に労務費を内訳明示した見積りの努力義務が課されることはない。
- 一方、SPC が選定事業を実施する一環として建設工事を発注する場合には、当該工事に係る請負契約は建設業法の適用対象となり、受注側からの見積りに係る努力義務規定が適用されることとなる。

## **注文者における対応**

### **方針25. 注文者として望まれる対応について**

- 注文者側においては、
  - ・建設業法 20 条第 4 項に基づき、受注しようとする建設業者に対して労務費等を内訳明示した見積書の提出を求めること、提出された見積書の内容を考慮・尊重すること
  - ・「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者を取引先として優先選定すること
  - ・適正な見積期間を確保すること
- 等が期待される。
- 特に、労務費部分について本基準等に照らして必要額を著しく下回ることとなる見積りの修正依頼は禁止されていることに留意が必要であるとともに、見積りを無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

### **方針26. 適正な見積期間の確保について**

- 建設業法第 20 条第 4 項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事 1 件の予定価格が
  - 500 万円未満の工事については 1 日以上、
  - 500 万円以上 5,000 万円に未満の工事については 10 日以上、
  - 5,000 万円以上の工事については 15 日以上、
- の見積期間を最低限確保する必要があるところ（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第 6 条）。
- 今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、この最低限の期間に関わらず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。

## **方針27. 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めることについて**

- 建設業法第20条第4項においては、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、建設業法第20条第1項に規定する材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされている。
- この点、注文者として、材料費等記載見積書の交付を請求する際に、労務費について労務単価・歩掛を明示することは差し支えなく、また、請負契約において適正な労務費を図る観点から推奨される。
- 一方、材料費等記載見積書において明示を求められるのは「労務費」であり、一律に歩掛の開示まで求める趣旨ではなく、例えば歩掛け情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、個別の事情を踏まえ、内訳明示の精度を調整することは許容されるものである。
- なお、この場合でも、建設業法第19条の3又は第20条第2項違反の疑いが生じた場合、受注者は建設Gメンないし許可行政庁に対して、労務費が労務単価×歩掛けの計算において妥当であることを説明できることが必要である。

## **方針28. 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について**

- 受発注者間の契約締結段階において、注文者が受注者から見積書の提出を求める際、見積書の様式を指定することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、注文者が見積書の様式を指定することも差し支えない。
- ただし、この際、受注者側が労務費、必要経費を内訳明示した見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様にて提出した労務費等を内訳明示した見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

## **方針29. 注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて**

- 受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのでなく、注文者が受注者に発注書（注文書）を送付する等の形式により、注文者が請負代金額（労務費額）を指定して、その提示額で請け負う者のみと契約することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、注文者が請負代金額（労務費額）を指定した上で、その額で施工できる者を募集すること自体は差し支えない。
- 一方、このような場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに特に留意が必要である。
- また、建設業者である注文者が請負金額を指定して受注者を募集する場合には、建設業法第20条第2項の趣旨を踏まえ、注文者は、前提となる工期や施工条件を明示するとともに、労務費額を指定する際には、根拠となる労務単価及び歩掛けを明示することが求められる。

### **方針30. 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて**

- このような場合、受注者の行為は建設業法第 20 条第 2 項違反の見積り又は同法第 19 条の 3 第 2 項違反のダンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、まず受注者に意図を確認した上で、不適正であると考えられる場合には「駆け込みホットライン」等に通報することなどが期待される。
- なお、基準に基づく新たなルールにおいては、受注者が基準の想定を下回る水準の労務費等を記載した材料費等見積書を注文者が受け取ったとしても、注文者に具体的な作為義務が生じるものではなく、また、注文者が当該見積書に記載された価格を元に請負契約を締結したとしても、当該契約の効力に影響を与えるものではない。

### **方針31. 注文者側による受注者の見積りを踏まえた価格交渉について**

- 注文者側においては、受注者側が提出した労務費等を内訳明示した見積書について、内容を考慮・尊重するよう努める必要がある。ただし、受注者側の見積書に記載された労務費等が妥当でないと考えられる場合には、受注者側に見積書の修正を依頼することは差し支えない。
- この際、注文者側から労務費の値下げを交渉する場合には、提出された見積書の労務単価について、公共工事設計労務単価水準を下回らないよう留意する必要があるほか、歩掛については、受注者が施工可能な水準を下回らないように留意する必要がある。

### **方針32. 注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて**

- 注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出した者と契約しないことは差し支えない。
- ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

### **方針33. 注文者側が相見積りを取る場合の選定について**

- 注文者側が複数の相見積りを取る場合、特に賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、受発注者ともに、価格交渉に当たっては、建設業法第19条の3や同法第20条第2項・第6項違反の取引とならないよう留意する必要がある。
- 注文者においては、
  - ・「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者の優先選定を行うこと
  - ・総価としてより安価な額の見積書を提出した者を選定する場合においても、受注者から労務費、材料費その他当該建設工事の施工のために必要な経費を内訳明示した見積書の提出を求め、労務費等が適正に見積もられているかを確認し、労務費等の額が通常必要と認められる額を著しく下回る場合には選定しないこと
  - ・契約書にコミットメント条項を盛り込むこと等により、受注者による下請業者・技能者に対する適正な支払いを担保すること

### **方針34. 注文者が生産性向上を提案する場合の取扱い**

- 注文者が、受注者との価格交渉の中で、減額交渉と併せて生産性向上に向けた具体的な提案を行うことは一概には否定されない。
  - この場合、基準に基づく新たなルールにおいて、
    - ・ 労務費は、労務単価×歩掛の計算式によって計算することとしているところ、あくまで歩掛部分の改善に係る提案である必要があり、労務単価を公共工事設計労務単価水準未満とすることを求めるることは原則として不適正である
    - ・ 労務費を内訳明示した見積書を提出した受注者に対し、無根拠に歩掛を切り下げる要求を行うことは、建設業法20条第6項に違反するおそれがある
    - ・ 無根拠かつ一方的に施工期間の短縮を求めるることは、同法第19条の5第1項に違反するおそれがある
    - ・ 注文者が提案する生産性向上に向けた取組の実施に必要な費用を受注者に一方的に負担させるなど、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とすることは、同法第19条の3第1項に違反するおそれがある
    - ・ 受注者が発注者の提案を履行したことによって損害が生じた場合に、求償される可能性がある
    - ・ その他、受注者が注文者の提案を履行した結果生じることが想定される事象に係る責任の帰属等について、予め協議により取扱いを明確化しておくことが望ましい
- ことに留意する必要がある。

### **方針35.注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要はあるか**

- 見積書における受注者の安全衛生経費の積算方法については、事業者ごとに、個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げるパターン、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出するパターン、又はそれらを組み合わせたパターンが考えられる。  
(具体的な見積り方法については、事業者向けの見積書の作成手順（別紙 03）などを参考に、受注者において適切に見積もっていただく必要がある。)
- 注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要はないが、引き続き、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の活用や、安全衛生経費を内訳として明示した見積りを通じ、必要な安全衛生経費が適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう取り組む必要がある。

## 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応

### ＜発注者の視点＞

#### 方針36. 発注者は見積期間をどのように確保すべきか

- 建設業法第20条第4項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、建設業法施行政令で、原則として、工事1件の予定価格が  
　　500万円未満の工事については1日以上、  
　　500万円以上5,000万円に未満の工事については10日以上、  
　　5,000万円以上の工事については15日以上、  
の見積期間を最低限確保する必要があるところ。
- 今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、発注者としては、この最低限の期間にかかるべく、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算その他の請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。
- 特に、発注者・元請間の取引においては、元請が下請負先に見積り提出依頼をする必要があることも踏まえ、特に十分な見積期間の確保に留意する必要がある。

#### 方針37. 現在発注者として使用している見積書の様式について、どのようなことに留意する必要があるか。様式・用語定義等を統一しないといけないのか

- 契約締結段階において注文者が見積書の様式を指定することは差し支えない。
- ただしこの際、受注者側による材料費等記載見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様式で提出した材料費等記載見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である（建設業法第19条の3第1項）。

### **方針38. 民間（個人）発注者として、労務費を値切ることは許されないのか。労務費等が内訳明示されている場合/されていない場合でそれぞれ取扱いはどうなるのか**

- 受注者から材料費等記載見積書が提出された場合、注文者には受注者が提出した材料費等記載見積書の内容を考慮する努力義務があることに留意することが必要である（建設業法第20条第4項）。
- ただし、発注者として、受注者が提出した見積書に記載された労務費等が、本基準の想定する適正な労務費の水準より無根拠に著しく高く設定されている場合など、妥当でないと考えられる場合には、見積書に記載された内容について、価格交渉を行うこと自体は禁止されるものではない。
- なお、建設業者は、注文者が請求した場合は材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされているところ（建設業法第20条第4項）、こういった制度等も活用することで、労務費、必要経費を内訳明示した見積書を作成する商習慣の定着を促進していくことが期待される。

### **方針39. 民間（個人）発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか**

- 個人発注者を含む建設工事の注文者においては、発注する工事の内容及び注文者としての予算と、それに対して建設業者が提出した材料費等記載見積書の内容との間に齟齬が生じた場合には、当該材料費等記載見積書の内容を尊重して事業内容及び予算を決定していく必要がある。
- この際、自己の取引上の地位を不当に利用し、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することや、材料費等記載見積書に対して通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めるることは禁止されていることに留意が必要である。
- 注文者において複数の相見積もりを取る場合において、材料費等記載見積書の請求を行うなどしつつ（建設業法第20条第4項）、特に労務費を原資とした不適切な価格競争が行われないよう、サプライチェーン全体で商習慣の定着を図っていくことが必要である。
- その上で、注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合には、契約しないこと自体は差し支えない。

### **方針40. 予定価格の積算に先立って建設業者やメーカーに対して参考見積（設計見積）を徴収する際の取扱いについて**

- 発注者が建設工事の発注に先立ち、適正な予定価格の積算の観点から必要な場合においては、建設業者又は建設工事の発注価格に関して知見のある者に対して参考見積（設計見積）を徴収することが望ましい。
- この際行う見積もりの依頼については、相手方に対する建設工事の注文を前提としない限りにおいて、建設業法に基づく見積もりには該当せず、注文者から請求する場合の労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の提出義務（建設業法第20条第4項）の対象外となるが、適正な予定価格の設定が建設工事における適正な労務費の確保にとって重要であることに鑑み、協力要請を受けた建設業者等においては、可能な限り、注文者が要請する仕様にあつた見積もりを提出することが望ましい。

#### **方針41. 材料費・建設副産物処理費等について、どのような額が通常必要と認められる額となるのか**

- 材料費については、個別の建設工事の設計図書で定められた品質を満たすために必要な建設資材の調達価格が、当該建設工事の施工のために「通常必要と認められる額」となり、その積算に当たっては、民間調査（物価本）における各資材の市場価格が一指標となると考えられる。なお、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額で請負契約を締結した場合は建設業法違反となる。
- また、建設副産物処理費について、建設業者は廃棄物と土砂等とに分別した後、それぞれ以下の法律に従い処理（廃棄/再利用）を行う必要がある。
  - 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
  - 土砂等：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
- そのため、建設現場から発生する建設副産物を他工事や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費は、建設業者が義務的に負担しなければならない費用であり、これは建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。

#### **方針42. 材料費・建設副産物処理費等について、内訳明示された見積りを受け取った発注者としてどのような価格交渉なら許され、どのような価格交渉が違法不当となり得るのか**

- 材料費等記載見積書の提出があった場合、建設工事の施工のために通常必要と認められる額を著しく下回る変更を求めた場合には建設業法違反となり、国土交通大臣等による勧告の対象となる可能性がある（建設業法第20条第7項）。
- 建設副産物処理費については、例えば、受注者の見積書に建設副産物の処理に要する経費が明示されているにもかかわらずそれを尊重せずに一方的に削減した場合等において、それが取引上の地位を不当に利用したものである場合は建設業法違反となるおそれがある。

#### **方針43. 発注者として、建退共掛金相当分を支払うべきことについて**

- 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済（建退共）制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るものである。
- 同制度は公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であり、民間工事を含め、建退共制度加入事業者（共済契約者）等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要である。
- 建設業法第19条の3において、「通常必要と認められる原価」に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結が位置づけられているところ、建退共制度の掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、民間工事を含め、発注者は材料費等記載見積書において見積書に内訳明示された建退共掛金の額等を参考にしつつ、受注者と誠実かつ適正に価格交渉を行った上で、必要額が適正に確保された契約を締結することが必要である。

#### **方針44. 発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか**

- 発注者が予定価格（予算）を作成する場合において、労務費の積算に際し、独自に行った賃金調査を元にする等の独自の方式を採用することは、直ちに建設業法違反となる訳ではないが、労務費の積算については本基準を踏まえた適正な労務費が請負契約において確保されるような方法で行うことが望ましい。
- また、この際、受注しようとする建設業者から公共工事設計労務単価水準の材料費等記載見積書が提出されたにもかかわらず、発注者の予算の水準に合わせるよう、当該建設業者に対して見積変更依頼をした場合には、建設業法違反となる可能性がある。更に、総価での原価割れ契約に該当することとなる場合についても同様である。

#### **方針45. 民間発注者として、見積書はどの程度の期間、どの媒体で保存する必要があるか**

- 建設業者に対しては、材料費等記載見積書と、それに関する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられているところ（建設業法第40条の3、建設業法施行規則第26条第5項第4号、第5号）、発注者については、公共・民間問わず、特段保存に係る定めはない。
- 一方で、受注側から許可行政庁等に対して「発注者から労務費等について必要額を著しく下回るような見積り変更依頼を受けた」等の訴えがあった場合、発注者にも事情聴取等を行うこととなることから、発注者として価格交渉に係る事実関係を説明する手段として、材料費等記載見積書を受け取った場合には、当該見積書や打合せ記録について適切に保存することが推奨される。
- なお、保存方法については、契約当事者の書類管理の負担軽減や、建設 G メン・許可行政庁による円滑な確認の観点からも、電磁的方法によることが望ましい。

#### **方針46. DB（デザインビルド）方式その他設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約における、設計段階での見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について**

- 建設業者が注文者に対して建設工事の見積りを行う際には、一般論として、どの過程のものであっても、労務費、必要経費を内訳明示した材料費等記載見積書の作成の努力義務の対象となる。
- 一方、労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での積算など、受注者として適正な労務費確保に直結しないと判断される段階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないものではない。
- 設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約の下、設計業務に該当する段階（調査・計画、概略設計、予備設計）において作成される積算は、設計を確定させるための参考値として参照される意味合いが大きいと考えられることから、いわゆる詳細設計が確定した段階（契約締結の前提となる段階）以降の見積りについて、労務費の内訳明示に努めることが妥当であると考えられる。

## <元請（総合工事業者）の視点>

### 方針47. 発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の中間業者から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応する必要があるのか

- 今回の改正法の趣旨を踏まえ、技能者を雇用している下請業者や、一人親方が適正な賃金原資（労務費）を確保し、建設技能者の賃上げに繋げていくためには、これらの下請業者等から必要な労務費等を内訳明示した見積書が提出されることが望ましい。
- この点、受注者側から必要な労務費、必要経費を確保するという商習慣をサプライチェーン全体で作り上げていくためにも、法第20条第4項において、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされていることも踏まえ、元請としては、一次下請に対して労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書の提出を求めることが、当該下請負人が二次以下の下請に再下請負契約をする際に、労務費等の内訳明示を求めるなどを働きかけることが期待される。

### 方針48. 発注者から、下請から見積りを取るために必要な見積期間が確保されない場合はどうすれば良いか

- 注文者は、受注者が見積りをするために、最低限政令で定める必要な期間を設けなければならないとされている（建設業法第20条第3項）。
- まず、受発注者間の協議により、必要な見積期間を確保することが望まれる。
- その上で下請から見積りを取るために必要な見積期間を確保できない場合や、長期にわたる工事など下請から見積りを取ることが難しい事情があれば、元請として、下請に見積りを取らずに発注者に対して見積書を提出することも差し支えない。
- この場合において、元請として下請に対し、下請の責によらず最終的に受発注者間の見積りで確保している額以上の支払いが必要になった場合、受発注者間での請負代金額にかかわらず、適正に下請に対する支払いを行う必要がある。

### 方針49. 民間工事の場合、労務費は受発注者間で設計が固まるまでの間に、設計着手前の段階から、設計の進捗に応じて、複数回見積り（予算）についてやりとりしながら設計・仕様が決まっていくが、全ての段階において労務費を内訳明示しないといけないのか

- （方針46 参照）

## **方針50. 元請等の注文者が価格指定して下請と契約する場合において、労務費、必要経費についてどのように計算すれば良いか**

- 注文者において請負金額を指定した上で受注者を募集する場合についても、建設業法第 19 条の 3、第 20 条の趣旨を踏まえ、その請負代金額の算出に当たっては、注文者は材料費・労務費・法定福利費（事業主負担分）・安全衛生経費・建退共掛金等が適切に確保できる額であることを示すことが求められる。
- なお、このようなケースにおいて、受注者から「材料費等記載見積書」が提出された場合は、その内容を尊重することが必要であり、そこに記載された材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼は建設業法違反となる。
- また、注文者が指定した価格を受け入れて契約した受注者は、契約後に、下請負先から自身の想定する金額以上の材料費等を請求されたとしても、その理由が下請負先の責に帰すものでなければ、受注者は自らの負担において注文者と誠実かつ適正に価格交渉を行った上で、適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。

## **方針51. 元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・工種に分けて明示しなければならないのか**

- 建設業法第 20 条第 1 項においては、建設業者は請負契約の締結に際して「材料費等記載見積書」を作成するよう努めなければならない旨が規定されているところ、総合工事業者が発注者に提出する見積書についても労務費等の必要経費を内訳明示に努める必要がある。
- この場合において、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、各工種・工程ごとに内訳明示をすることも差し支えない。
- なお、公共工事については、入契適正化法第 12 条に基づき、建設業者は入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

## **方針52. 労務費を示す際に労務単価と歩掛についても示さなければならなくなると、見積書が大部になってしまい、現実的ではないのではないか**

- 元請（総合工事業者）として労務費等を内訳明示するに当たっては、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、元請において必要となる事務量等を勘案の上、可能な限り、各工種・工程の明細ごとに「公共工事設計労務単価×施工条件等に照らして適切な歩掛×必要な数量」による明示をすることが望ましい。
- なお、本基準においては、請負契約において通常必要と認められる労務費として、作業に対応する職種の公共工事設計労務単価に、当該工事の施工条件・作業内容等に応じた歩掛け及び施工数量を乗じて計算された額を位置づけており、発注者に提出する見積書において工程ごとに明示しない場合であっても、見積額の妥当性について事後に許可行政庁等に説明できるようにしておくことが必要である。

### **方針53.特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要があるのか**

- 建設業法第 20 条に基づく労務費等の内訳明示は、受注側から適正な労務費等を確保できるようにすることが目的である。この点、受発注者間での価格交渉において、労務費等を内訳明示して確保する必要がある場合には、個人発注者相手であっても労務費等を内訳明示することが望ましい。
- また、例えば歩掛け情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、歩掛けの明示が困難な場合においては、適正な水準の労務費総額を建設業法第 20 条に基づく労務費の内訳明示として見積りで明記するという手法が考えられるが、この場合においても、元請は許可行政庁に対して当該労務費が適正な水準であることを説明できることが必要であり、根拠なく効率の良い歩掛けを用いることで「著しく低い労務費での見積り」を行った場合は建設業法違反となるおそれがある。

### **方針54.労災保険料は法定福利費として見積りを立て良いのか。これまで健康・年金・雇用保険に限って取り組みを進めてきたことの関係性はどうか**

- 建設業法第 20 条により見積書への内訳明示が求められる「法定福利費」とは、建設業者が、使用する現場の技能労働者を各種の社会保険に加入させるための経費であり、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料が含まれる。
- これまでの社会保険未加入対策における取組においては、下請の建設業者においても加入・負担する必要があり、特に建設業者による加入が遅れていた「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」への加入促進を目的として、これらの 3 保険の保険料を主たる対象として、法定福利費の確保に向けた取組を進めてきたところである。
- 一方で、元請負人として適切に労災保険に加入する必要性については、従前から変わりがあるものではなく、元請の建設業者が発注者に見積書を提出する際ににおいては、元請負人として負担することとなる労災保険の保険料についても含めた額で法定福利費を計算し、見積書を作成することが必要である。

### **方針55.元請として、下請の現場労働者の法定福利費をどのように見積もれば良いか**

- 元請の建設業者が下請契約を締結しようとする場合は、下請先の労働者分の法定福利費についても計上した上で、下請業者に適切に支払うことが必要である。
- 労務費については、下請負先施工分を含め必要相当と考えられる労務費等を積算した見積書の提出を推奨しているところ、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員を把握することは実務上難しいと考えられるため、法定福利費については積算された労務費を元に算出することが有効と考えられる。
- なお、労務費と同様に、下請負先の責に帰さない理由により下請負先から想定以上の法定福利費を請求されたとしても、元請負人は自らの負担において適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。

**方針56.これまでの安全衛生経費確保の取り組みは元下関係中心であったところ、元請けとして発注者に対し、安全衛生経費をどのように見積もれば良いか**

- 安全衛生経費についても、建設業法第20条により見積書への内訳明示が求められることとなるが、労務費同様に元請が発注者に見積書を提出する場合も対象となる。
- これまで、元下間、下下間の契約を対象として、必要な安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有するべく、「安全衛生対策項目の確認表」や「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の作成・普及に向けた取組を推進してきた。
- この「確認表」に基づく安全対策については、注文者・受注者のどちらが安全衛生対策を実施し、費用負担するかを明確にした上で、適切な見積につなげる役割のものであるが、発注者・元請間の場合、基本的には、安全衛生対策を発注者自身で行うことは想定し難いため、元請負人において、個別工事現場において必要となる全ての対策項目を講ずるための費用を確保することが有効と考えられる。

## コミットメント制度における取扱い

### 方針57.コミットメント制度の創設趣旨について

- 本基準の実効性確保策として、受注者による下請負先に対する適正な労務費の支払及び技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（以下総称して「コミットメント」という。）を建設工事標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして設けたものである（別紙04 参照）。

### 方針58.コミットメント制度のメリットについて

- コミットメント制度の活用により、以下のメリットが生じるものと考えられる。
  - ① 注文者は、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費が原資となって、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることについて確認することが可能となる。
  - ② 受注者は、自社が下請企業や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることについて、他の発注者や専門工事企業に対してPRすることができる。

### 方針59. <別紙04 第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当事者はどのように確認するのか。

- 本基準において、適正な水準の労務費とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））」に「施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」を乗じて算出される「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量（施工量）」を乗じて得られる値に相当する額とされている。
  - 契約に至る前のプロセスにおいて、建設業法第20条及び本基準に定めるところに基づき、建設業者は適正な水準の労務費等について内訳明示した材料費等記載見積書を作成・交付し、注文者はこれを考慮・尊重するよう努めることとされている。また、同条第4項により、建設業者は注文者から請求があったときはこれを交付しなければならないこととされている。
  - 契約が締結された後においては、公共工事標準請負契約約款第3条等に基づき、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書において、上記の見積書に記載された額に対応する労務費を内訳明示することとなる。
  - したがって、例えば、契約当事者間において、この請負代金内訳書に記載された労務費の額について、本基準に基づき行った最終見積書の段階から大きく減額されていないかなど確認するという方法が考えられる。
  - また、公共工事の場合は、労務費を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務となるが、入契適正化法の趣旨を踏まえ、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなど確認を行うことが望ましい。
- ※ 仮に、最終見積りの段階や入札金額内訳書に明示された額から大きく相違している場合には、本基準に照らして適正な労務費となっていることについて、受注者から説明を受けることが望ましい。

## **方針60. <別紙 04 第3項①第一号>「技能者」の範囲について**

- (方針 6 参照)

## **方針61. <別紙 04 第3項①第一号>「適正な賃金」について**

- 建設業法第25条の27第2項では、「建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない」とされているところ、「適正な賃金」とは、雇用する技能者の有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づき支払われるものである。
- 本基準においては、公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準での技能者の待遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指すこととしているところ、国土交通省において公表している CCUS レベル別年収は、技能者に支払うことを目指すべき賃金としての位置づけで公共工事設計労務単価から技能者の経験年数・保有資格等を踏まえて算出されており、これを日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。
- 上記を踏まると、この CCUS レベル別年収が、個々の請負契約における「適正な賃金」に係る具体的な一つの目安になるとを考えている。

## **方針62. <別紙 04 第4項> 書面の提出を求める方法等について**

- 標準請負契約約款においては、書面の提出を求める方法や時期（タイミング）などについて、特段の定めを置いていないが、過度な負担とならないよう、契約当事者の合意の下、合理的な方法や範囲において行われることが望ましい。
- また、労務費や賃金の支払いの時期については、労務費については工事目的物の引き渡しの時期に支払われる場合や出来高に応じて一定の期間ごとに支払われる場合などが想定され、また、賃金については月給制や日給制などによって異なることなど、当該工事の契約内容や事業者における賃金制度によって異なることが想定される。したがって、各種書面の提出を求めるに当たっては、こうした事情も十分に配慮して、受注者にとって過度な負担とならないよう、契約当事者において適切に協議されることが望ましい。

## **方針63. <別紙 04 第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。**

- 情報開示に当たっては、単に書面の提出を求めるのではなく、一定の理由を添えて、必要な書面の提出を求めることが適切である。
- 例えば、適正な労務費の確保や適正な賃金支払いの確認のために提出を求めることや、財政担当セクション等との調整・説明、住民や議会への説明のために提出を求めることが想定される。

#### **方針64. <別紙 04 第4項②第一号>「関する書面」について**

- コミットメント制度の趣旨は、個々の技能者に対する賃金水準の是非を個別に確認するものではなく、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことについて約束するということであることから、雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面である「誓約書」の提出により、「関する書面」の提出がなされたこととする。
- なお、労務費の基準の実効性確保策として、「処遇優良事業者証の活用」が検討されており、将来的にはこうした書類の活用についても検討する。  
※ 賃金の支払いに関する書類として、例えば「賃金台帳」が存在するが、個人情報であることから、この提出を強いることは適切ではない。

#### **方針65. <別紙 04 第4項 ②第二号>「関する書面」について**

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、契約書には請負代金額の総額のみが記載されていることが想定されるが、この場合は、建設工事標準下請契約約款第2条に基づき作成することとなっている労務費を内訳明示した請負代金内訳書を提出することも想定される。

#### **方針66. <別紙 04 第4項③第三号>「関する書面」について**

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、発注者と元請事業者との間で本号に基づき提出が求められる書面（契約上提出しなければならない書面）については、元請事業者と一次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しであり、一次下請事業者と二次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しではないことに留意する必要がある。  
※ (A) を選択した場合はコミットメント制度が導入されたもの

#### **方針67. コミットメント制度の活用について**

- 制度の趣旨やメリットをまとめたリーフレットの作成・配布やコミットメント制度の解説を含む各種説明会の開催などにより、制度の周知・普及を図っていく。その際は、中小事業者や一人親方等にも制度趣旨等が伝わるよう、内容等の工夫を行う。
- 国の直轄工事において、コミットメント制度を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

## 方針68.「選択的条項」とすることについて

- コミットメント制度は、労務費や賃金の支払いの実効性確保の取組として重要な仕組みであるが、他分野においても例の見られない画期的な取組であることから、まずは契約当事者間が任意で導入できる選択的条項として規定したもの。
- 多くの請負契約において導入されるよう、活用促進に取り組んでいく。

## 方針69.条文（A）と条文（B）を選択して使用することについて

- 労務費の確保と行き渡りを担保するためには、発注者と受注者との間でコミットメントが導入された場合には、各契約段階においても同様のコミットメント制度が導入されることによって、末端の事業者や技能者まで行き渡りの確保が図られることとなる。
- したがって、条文（A）においては、発注者と元請事業者との契約において、元請事業者と一次下請事業者との間の元下契約の中において当該一次下請事業者が二次下請事業者との間でコミットメント条項を導入することを約する内容を含むことを規定することで、各段階においてコミットメント条項が導入されるように措置している。
- 一方、発注者と元請事業者との契約段階において、一次下請事業者と二次下請事業者との間においてコミットメント条項を導入することについてあらかじめ約することが困難な事情がある場合においても、各段階において契約当事者間が個別に約することによって、雇用する技能者に対する賃金の支払いや下請事業者への労務費の支払いについてのコミットメントの導入を可能とすることが重要である。
- このため、元請事業者と一次下請事業者との下請契約において二次下請事業者とのコミットメントの導入を約するパターンを基本としつつ（条文（A））、発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業者など、各契約段階において個別にコミットメントを導入するパターンについても選択できるように規定（条文（B））している。

## 方針70.コミットメントに違反した場合について

- コミットメント制度の趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請先の事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であることに鑑み、標準請負契約約款においては、コミットメントに違反した場合における契約解除等のペナルティの規定は設けていない。
- したがって、コミットメントに違反した場合、直ちに注文者側に解除権や損害賠償請求権が生じるものではないが、契約上の債務不履行には該当することから、契約解除等の一原因となり得る。
- なお、請負契約にコミットメント条項を盛り込んでいるにもかかわらず、契約当事者がその履行を行っていないことが確認された場合には、建設Gメン等による請負契約適正化の取組において、契約に基づき誠実にコミットメントを履行することについて指導助言を行う対象となり得る。

**方針71. 注文者が直接契約する受注者以外の事業者（一次下請事業者等）について、コミットメントに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。**

- 例えば、発注者が、一次下請事業者の賃金・労務費の支払い状況について把握を行うため、元請事業者に対して、一次下請事業者から提出を受けた賃金の支払を証する書面の提出を求めることが想定される。
- この場合において、コミットメントは直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、契約上、発注者からの当該求めに対して元請事業者側に応じる義務はなく、あくまで元請事業者の任意によるものであることに留意する必要がある。
- また、各契約段階においてコミットメントが導入されている場合において、各段階における注文者が受注者から支払いを証する書面の提出を受け、最上位の元請事業者がこれらを集約して発注者に提出することも想定されるが、この場合においても、元請事業者による集約及び発注者との契約関係がない事業者との間における書面の提出はあくまで任意によるものであることに留意する必要がある。

**別紙**

別紙01. 専門工事業者向け見積書「様式例」（詳細版）

別紙02. 専門工事業者向け見積書「様式例」（簡易版）

別紙03. 専門工事業者向け「書き方ガイド」

別紙04. 改正標準請負契約約款における「コミットメント条項」

見積番号

## 見 積 書

令和 年 月 日

御中

会社名 \_\_\_\_\_ 所属部門/担当 \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ - FAX: \_\_\_\_\_ -

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日 まで
支払条件	
工期 自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

【A】見積金額合計(税抜)	¥29,079,886 -	消費税額	¥2,907,989 -
【A'】見積金額合計(税込)	¥31,987,875 -	税率	10%

見積書合計金額（税抜）（A）の内訳 ※自由記載欄

内 訳	金 額 (税 抜)
※見積金額合計(税抜) (A)	¥29,079,886 -
うちXX作業	¥9,230,711 -
うちYY作業	¥7,595,111 -
うちZZ作業	¥6,232,111 -
うちOO資材	¥2,820,000 -
うち△△費	¥360,000 -
うち法定福利費	¥2,575,874 -
うち建退共掛金	¥166,080 -
うち××費	¥100,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

**建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費**

経 費	金 額 (税 抜)
<b>材料費</b>	¥10,142,600 -
<b>労務費</b> ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
<b>法定福利費（事業主負担分）</b>	¥2,575,874 -
<b>建退共掛金</b> ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
<b>安全衛生経費</b> ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記 5 つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

**見積書合計金額（税抜）（A）の内訳明細書**

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛け(人・日/数量)	歩掛け(数量/人・日)	単位	単価（円）	金額（円）	備考
XX作業	例) XX工程			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛けについて特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
			桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
			PJツ	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人・日			
		△△費								
YY作業	例) XX工程			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
			BBB	1.00			m2	700	700	
			CCC	1.00			m2	800	800	
			...							
		労務費	aa工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人・日			
		労務費	ab工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人・日			
		△△費								
ZZ作業	例) XX工程			940			m2	6,630	6,232,111	
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450	
			EEE	1.00			m2	400	400	
			FFF	1.00			m2	200	200	
			...							
		労務費	ba工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人・日			
		労務費	bb工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人・日			
○○資材	材料費			940.00			m2	3,000	2,820,000	
△△費（例：建設副産物処理費）	建設発生土	運搬費	HHH	20.00			台	3,000	60,000	
	建設発生土	処分費	HHH	100.00			m2	3,000	300,000	
...	...	...	...	...	...	...	...	...		
法定福利費									2,575,874	
建退共掛金									166,080	
xx費									100,000	
...										
合計 :									<b>29,079,886</b>	

※労務費は、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます

※労務費の計算根拠となる「単価」とは、人・日（所定労働時間内8時間）当たりの単価です

見積書合計金額（税抜）(A)のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費の明細書 材料費・労務費の明細書										
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛け(人・日/数量)	歩掛け(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛けについて特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PJN	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800	
			...							
		労務費	aa工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	ab工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
ZZ作業	例) XX工程			940			m2	6,630	6,232,111	
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450	
		材料費	EEE	1.00			m2	400	400	
		材料費	FFF	1.00			m2	200	200	
			...							
		労務費	ba工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人・日			
		労務費	bb工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
OO資材		材料費		940.00			m2	3,000	2,820,000	
									材料費(合計) : 10,142,600	
									労務費(合計) : 15,735,332	

※労務費は、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます

※労務費の計算根拠となる「単価」とは、人・日（所定労働時間内8時間）当たりの単価です

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

### 法定福利費の明細書

**法定福利費** （現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額 円（税抜）
	円	%	
雇用保険料	15,735,332	1.10%	173,089
健康保険料		4.96%	780,472
介護保険料		0.80%	125,883
厚生年金保険料		9.15%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.36%	56,647

合計 2,575,874

**建退共掛金** （建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数	金額
円/日	人・日	円（税抜）
320	519	166,080

元請等が証紙等購入

合計 166,080



見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

## 安全衛生経費の明細書

**安全衛生経費** (労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)

### ①個別積み上げ計上分

## ② 経費率計上分

名称	個別工事の見積金額の労務費※	安全衛生経費率	金額 円（税抜）
安全衛生経費（経費率計上分）	15,735,332	9.00%	1,416,180
		小計	1,416,180

※①のみ、②のみ又は① + ②の合計いずれかとなります

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります

※値引き前かつ法定福利費加算前の数値です

合計 1,431,180

## 見積番号

## 見積書

令和 年 月 日

御中

会社名 \_\_\_\_\_

所属部門/担当 \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

FAX: \_\_\_\_\_

【A】見積金額合計(税抜)	-	消費税額	-
【A']見積金額合計(税込)	--	税率	10%

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日 まで
支払条件	
工期 自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額（税抜）
材料費	-
労務費 備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記入 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	-
法定福利費（事業主負担分）	-
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する	-

※ 見積金額合計には、記載外の費用（諸経費等）も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積金額合計（A）と、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）・建退共掛金・安全衛生経費の合計は一致しません。

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計

-

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

**徹底** 書き方ガイド

# はじめに

技能者（職人）の処遇を改善し、建設業を持続可能なものとしていくためには、技能者を雇用する建設業者において、労務費をはじめとした必要な経費を、請負契約の中でしっかりと確保できるようにすることが重要です。

「【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わし、その内容が尊重される商慣行の定着に向け、下請負人（専門工事業者）が元請負人（直近上位の注文者）に対して見積書を作成・提出する際の助けとなるよう、国土交通省が作成したものです。

あくまで様式の「例」ですので、各社の取引において使いやすいよう、必要に応じエクセルを編集していただいても差し支えありません。

「様式例」に加え、この「書き方徹底ガイド」もあわせて活用して、労務費をはじめとした建設工事の施工のために必要な経費を適正な水準でしっかりと見積もり、価格交渉の中で確保することを目指しましょう。

## 様式例の構成



簡易版

見積書

令和 年 月 日

見積書

御中

会社名 \_\_\_\_\_ 所属部門/担当 \_\_\_\_\_  
 住所: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

<b>[A] 見積金額合計(税抜)</b>	-	<b>消費税額</b>	-
<b>[A'] 見積金額合計(税込)</b>	- -	<b>税率</b>	10%
工事名			
工事場所			
見積有効期限	令和 年 月 日 まで		
支払条件			
工期 自	令和 年 月 日		
至	令和 年 月 日		
受渡場所			
その他			

見積書合計金額(税抜) (A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税抜)
<b>材料費</b>	-
<b>労務費</b> <small>(従者)</small>	-
※従業について特記事項がある場合は記入 当現場の技術労働者の賃金の底限に相当する部分を除し、法定福利費(事業主負担分)時は含まれない	
<b>法定福利費(事業主負担分)</b>	-
<b>建設共掛金</b>	-
※建設共掛金は受注者や両下請業者が各自準備費であり、元請 側が既往費用を負担していない場合のみ計上する	
<b>安全衛生経費</b>	-
※衛生安全衛生法基づく分業災害防止対策に必要な経費を計上 する	
※技術労働者は、就業時間の内(休憩含む)たる限り、安全衛生費は各自負担(同一労働者による場合は、このため、累積被合計額は(A) + 材料費 + 労務費 + 法定福利費(事業主負担分) + 建設共掛金 + 安全衛生費の合計=2倍よりも多い)	

上記5つの経費について、受注者が通常必要と認められる額を算して下回るよう見積ること及び注文者が通常必要と認められる額を算して下回ることとなるリスクを負担するには、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上の「労務費」は、現場に技術労働者の賃金に相当する部分を除し、「建設労働費の費用に作成必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に作成必要経費」について、必要額を計算しない、又は請負代金からこれを積み引いては建設業法上不當行為となり得ることと認めることがあります。

(参考) 請負労働者の賃用に伴う必要経費(労働者を除く)の合計

-

以上のとおり、お見積り申しあげます。

詳細版

# 「鑑」

見積番号

## 見 積 書

令和 年 月 日

御中

会社名 \_\_\_\_\_ 所属部門/担当 \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_ TEL: - - - FAX: - - -

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日 まで
支払条件	
工期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

[A] 見積金額合計(税抜)	¥26,337,933 -	消費税額	¥2,633,793 -
[A] 見積金額合計(税込)	¥28,971,726 -	税率	10%

見積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄

内訳	金額 (税抜)
※見積書合計金額 (税抜) (A)	¥26,337,933 -
①XXX作業	¥9,230,711 -
②YY作業	¥7,595,111 -
③ZZ作業	¥6,232,111 -
④OOO資材	¥2,820,000 -
⑤△△費	¥360,000 -
⑥○○費	¥100,000 -

以上とのおり、お見積り申し上げます。

あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている分類費等の経費を、別紙に記載いたしました。

建設業会計基準(括弧) (A) のもと 建設業法第2条第1項各号により、賃借高において特に内訳表示することととされるい分類賃借等の経費の明細書 材料費・労務費の明細書									
名前	件名	項目	単位	数量	単価(人・市価)	合計(人・市価)	単価(円)	合計(円)	備考
工事費	(B) XXX工	材料費	kg	941	m2	5,820	5,820	3,711	主な構造工事用の資材等の内訳
		総合費	kg	1,001	m2	2,540	2,540	2,540	
		総合費	kg	1,001	m2	1,200	1,200	1,200	
		総合費	kg	1,001	m2	500	500	500	
		総合費	kg	1,001	m2	100	100	100	
		機械費	台日	0.132121	0.132121	7.6 (-)(m2)	31,700	4,190	
		機械費	台日	0.05187	0.05187	1(m2)	26,800	1,390	
						13.3			
工事費	(B) XXX工	材料費	kg	941	m2	8,080	8,080	5,111	主な構造工事用の資材等の内訳
		総合費	kg	1,001	m2	2,000	2,000	2,000	
		総合費	kg	1,001	m2	700	700	700	
		総合費	kg	1,001	m2	800	800	800	
		総合費	kg	1,001	m2	100	100	100	
		機械費	台日	0.132121	0.132121	7.6 (-)(m2)	31,700	4,190	
		機械費	台日	0.05187	0.05187	1(m2)	26,800	1,390	
						13.3	m2(-)		
工事費	(B) XXX工	材料費	kg	941	m2	6,450	6,450	3,311	主な構造工事用の資材等の内訳
		総合費	kg	1,001	m2	450	450	450	
		総合費	kg	1,001	m2	400	400	400	
		総合費	kg	1,001	m2	200	200	200	
		機械費	台日	0.132121	0.132121	7.6 (-)(m2)	31,700	4,190	
		機械費	台日	0.05187	0.05187	1(m2)	26,800	1,390	
						13.3	m2(-)		
○○○○	総計	材料費	kg	940.00			3,000	3,000	

「鑑(別紙)」

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費		別紙
経 費	金 額（税 抵）	
<b>材料費</b>	¥10,142,600 -	
<b>人件費</b>	¥15,735,332 -	
※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等も含みます。		
<b>法定福利費（事業主負担分）</b>	¥2,575,874 -	
<b>建設共済掛</b>	¥166,080 -	
※通常は受注者より下請事業者が加入事業者であり、元請寄が証託、並びに甲斐性の責任を負担している場合のことを指す。		
<b>安全衛生費</b>	¥1,431,180 -	
※安全衛生法に基づき、労働災害の発生に対する心配や経験に基づく算定する ※安全衛生法は建設業者を一層重要なところから		
上記5つの経費の額について、受注者は通常必要と認められる額を聞いて回るように見積ること及び文者が通常必要と認められる額を算して下回ることなるように費用を低抑することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁じられています。 また、文注には、建設業法第20条第4項により、本見積額の内容を考慮する努力義務が課されています。		
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものとのことです。		
下記に記載する建設労働者の雇用に伴う必要経費について、必要額を計上しない、又は賃代金からこれを差引けるは建設業法上不當行為となり得ることに留意する必要があります。		
(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -	

この見積書は、簡易版、詳細版（「鑑（別紙含む）」と「明細書」で構成）があります。任意で選択し見積書を作成してください。

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示する事とされている経費を適切に算出し、鑑（別紙）に明示してください。（各経費の算出方法は、P.14以降のページをご確認ください。）

# 見積書作成における全体の算出の流れ(1/3)

見積書													
会社名 _____ 御中													
住所: _____	所属部門/担当: _____												
TEL: _____	FAX: _____												
[A] 見積金額合計(税抜) -													
[A'] 見積金額合計(税込) --													
消費税額 -													
税率 10%													
工事名 _____													
工事場所 _____													
見積有効期限	令和 年 月 日まで												
支払条件 _____													
工期 自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日												
受渡場所 _____													
その他 _____													
見積書合計金額(税抜) (A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費													
<table border="1"><thead><tr><th>経費</th><th>金額(税抜)</th></tr></thead><tbody><tr><td>材料費</td><td>-</td></tr><tr><td>労務費</td><td>(税込) ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない</td></tr><tr><td>法定福利費(事業主負担分)</td><td>-</td></tr><tr><td>建退共掛金</td><td>-</td></tr><tr><td>安全衛生経費</td><td>-</td></tr></tbody></table>		経費	金額(税抜)	材料費	-	労務費	(税込) ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	法定福利費(事業主負担分)	-	建退共掛金	-	安全衛生経費	-
経費	金額(税抜)												
材料費	-												
労務費	(税込) ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない												
法定福利費(事業主負担分)	-												
建退共掛金	-												
安全衛生経費	-												
※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する													
※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する													
※ 見積書合計金額には、記載外の費用(消費税等)も含まれます。また、安全衛生経費は労務費と一緒に計上することがあります。このため、見積書合計金額(A)と、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、建退共掛金、安全衛生経費の合計は一致しません。													
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるよう変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。													
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。													
参考欄(自由記載)													
(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計													
以上とのおり、お見積り申し上げます。													

## 内訳明示する経費

見積書合計金額(税抜) (A) のうち建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してください。

### ※内訳明示することとされている経費

経費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない
法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分
建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるよう変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

## 労務費に関する備考欄

歩掛について特記事項がある場合などに記入してください。

## 参考欄(自由記載)

建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計を記入することができます。「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

# 見積書作成における全体の算出の流れ(2/3)

見積書		見積番号
御中		
会社名	所属部門/担当	令和 年 月 日
住所:	TEL: - - -	FAX: - - -
工事名		
工事場所		
見積有効期限	令和 年 月 日まで	
支払条件		
工期	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
受渡場所		
その他		
【A】見積金額合計(税抜) ￥26,337,933 -		消費税額 ￥2,633,793 -
【A']見積金額合計(税込) ￥28,971,726 -		税率 10%
見積書合計金額(税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄		
内訳	金額(税抜)	
※見積金額合計(税抜) (A)	￥26,337,933 -	
うちXX作業	￥9,230,711 -	
うちYY作業	￥7,595,111 -	
うちZZ作業	￥6,232,111 -	
うちOO資材	￥2,820,000 -	
うち△△費	￥360,000 -	
うち××費	￥100,000 -	
以上のとおり、お見積り申し上げます。		
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。		

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費		別紙
経費	金額(税抜)	
材料費	￥10,142,600 -	
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	￥15,735,332 -	
法定福利費(事業主負担分)	￥2,575,874 -	
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が託付等交付事務を受託していない場合のみ計算する	￥166,080 -	
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある	￥1,431,180 -	
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるよう変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。		
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。		
(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	￥6,450,000 -	
以上のとおり、お見積り申し上げます。		

**材料費** = 数量 × 単価

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート ([→P.14-15](#)) へ入力

**労務費** = 数量 × 歩掛 × 単価の合計

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート ([→P.16-18](#)) へ入力

**法定福利費** = 労務費 × 料率の合計

「【シート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート ([→P.19-23](#)) へ入力  
(事業主負担分のみ対象)

**建退共掛金** = 人工 × 単価の合計

「【シート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート ([→P.28-29](#)) へ入力

※下記3つの計上方法から1つを選択し、算出してください。

**安全衛生経費** = 数量 × 単価の積み上げ計上 (積み上げ計上の場合)  
= 経費率計上 (経費率計上の場合)  
= 積み上げ計上分 + 経費率計上分 (両者合算の場合)

「【シート7】安全衛生経費 明細」シート ([→P.24-27](#)) へ入力

# (参考)見積書作成における全体の算出の流れ(3/3)

見 積 書		見積番号 _____
御中		
会社名 _____	所属部門/担当 _____	令和 年 月 日
住所: _____	TEL: _____ - _____	FAX: _____ - _____
工事名		
工事場所		
見積有効期限	令和 年 月 日まで	
支払条件		
工期	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
受渡場所		
その他		
<b>【A】見積金額合計(税抜)</b>		<b>¥26,337,933 -</b>
<b>【A】見積金額合計(税込)</b>		<b>¥28,971,726</b>
見積書合計金額(税抜) (A) の内訳 ※自由記載欄		
内訳	金額(税抜)	
■見積金額合計(税抜) (A)	¥26,337,933 -	
うちXX作業	¥9,230,711 -	
うちYY作業	¥7,595,111 -	
うちZZ作業	¥6,232,111 -	
うちOO資材	¥2,820,000 -	
うち△△費	¥360,000 -	
うち××費	¥100,000 -	
以上のとおり、お見積り申し上げます。		

あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。

別紙	
見積書合計金額(税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費	
経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費(事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証券等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある	¥1,431,180 -
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるよう変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。	
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含むものではありません。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。	
(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

## 各作業毎に算出された見積り等(自由記載)

「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート(→P.30)へ入力した費目を任意で記載  
※直接記載していただくことも可能です。

## 雇用に伴う必要経費(自由記載)

「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート(→P.30)へ入力した費目のうち、建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)に該当するものの合計を任意で記入

# 用語の解説

# 見積書鑑の記載事項(材料費)

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 （税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付義務を受託していない場合のみ計上する</small>	¥166,080 -
安全衛生経費 <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある</small>	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 材料費

**工事の施工に直接使用される材料**の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

# 見積書鑑の記載事項(労務費)

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 （税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
<b>労務費</b> ※現場の技能労働者の賃金に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積ること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 労務費

**工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。**

基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。

また、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

# 見積書鑑の記載事項(法定福利費 | 事業主負担分)

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付義務を委託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積ること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計

¥6,450,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

別紙

## 法定福利費（事業主負担分）

**健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。**

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金*	雇用保険料	労災保険料*
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	-
本人負担分	労務費	労務費	労務費	-	労務費	-

※事業主が全額負担

**★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。**

# 見積書鑑の記載事項(建退共掛金)

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 （税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
法定福利費 <small>（事業主負担分）</small>	¥2,575,874 -
建退共掛金 <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付義務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥166,080 -
安全衛生経費 <small>※労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある</small>	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## 建退共掛金

**建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。**

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を計上します。

**★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払うのに必要な費用の計上が必要です。**

# 見積書鑑の記載事項(安全衛生経費)



### 見積書合計金額（税抜）（A）のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付申請を受付しない場合を想定する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不當行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計

~~¥6,450,000~~

以上のとおり、お見積り申し上げます。

安全衛生經費

**労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。**

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。

具体的には、見積条件提示時に「**安全衛生対策項目の確認表**」等において、「見積書で費用計上する者」（=費用負担者）を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目の積み上げとします。

なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。

(参考) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/tochi/fudousan/kensetsuqyo/const/anzeneisei.html#target2>

# (参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計

別紙

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 （税 抜）
材料費	¥10,142,600 -
労務費 <small>※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費（事業主負担分）等は含まれない</small>	¥15,735,332 -
法定福利費（事業主負担分）	¥2,575,874 -
建退共掛金 <small>※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を委託していない場合のみ計上する</small>	¥166,080 -
安全衛生経費 <small>※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一緒に重複することがある</small>	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積ること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。  
また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。  
下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費（労務費を除く）の合計	¥6,450,000 -
---------------------------------	--------------

以上のとおり、お見積り申し上げます。

## (参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計

「公共工事設計労務単価」の考え方における「労働者本人が受け取るべき賃金」以外に事業主が負担すべき人件費です。

安全衛生経費の一部、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金を含みます。

★建設業法第20条等に基づき内訳明示が求められる必要経費とは別の概念です。実際には、安全衛生経費の一部、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金との重複があるため、別の枠を設けて（参考）としております。

この雇用に伴う必要経費の記載については、

- 工種・工事規模等の条件により変動すること、
- 実際に、雇用に伴う必要経費に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）、
- 建設業法第20条第1項等に基づき、見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
- ここに記載する雇用に伴う必要経費に利益、本社経費等は含まれないことといった点に留意し、契約当事者間で、十分に協議することが重要です。

この「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

※以降は、明細書の説明となります。

## 内訳明示する労務費・必要経費等の算出方法

# 材料費の算出方法(1/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

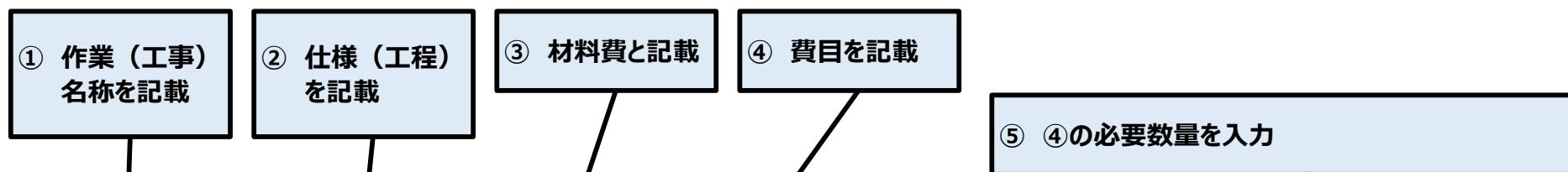
労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目



見積書合計金額（税抜）(A)のうち  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書  
材料費・労務費の明細書

※歩掛について特記事項がある場合などに記入

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PCJ	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217	7.6	人・日/m2	31,700	4,190	
							m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187	19.3	人・日/m2	26,800	1,390	
							m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

記載不要

# 材料費の算出方法(2/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

⑥ 費目に応じた単位を記載

⑦ 単価（単位数量当たりの費用）  
を入力

⑧ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書 材料費・労務費の明細書										
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(歩掛/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	棟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PCJ	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
							m2/人・日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
							m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	


※シート右下の材料費（合計）欄に合計額が表示されます。

料費(合計) : 10,142,600  
労務費(合計) : 15,735,332

# 労務費の算出方法 (1/3)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

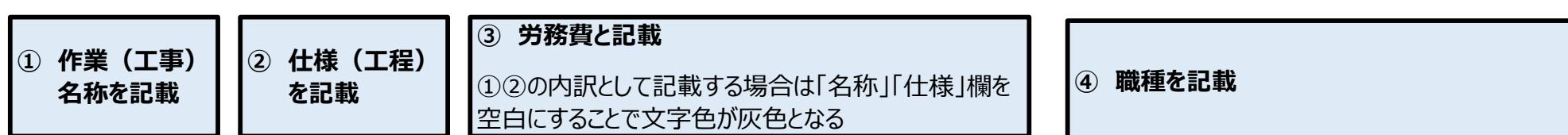
労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目



見積書合計金額（税抜）(A) のうち  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書  
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費用	数量	歩掛け(人・日/数量)	歩掛け(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛けについて特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PCB	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		7.6 m2/人・日		1,390	
							人・日/m2	26,800		
							19.3 m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

# 労務費の算出方法（2/3）

## ①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書								
材料費・労務費の明細書								
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820
		材料費	合板	1.00			m2	2,540
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200
		材料費	PCN	1.00			m2	500
			...					
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		7.6 m2/人・日	
							人・日/m2	26,800
YY作業	例) XX工程2			940			19.3 m2/人・日	
		材料費	AAA	1.00			m2	8,080
		材料費	BBB	1.00			m2	1,000
							m2	700

※歩掛について特記事項がある場合などに記入

### ⑥-1 単位施工量当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

※日数と労務単価のみが見積に影響する場合（交通誘導警備等）は、数量欄へ日数を、歩掛欄へ1を記入

### ⑥-2（自由記載） 人日当たりの歩掛を入力

「業界・工種により歩掛(数量/人・日)の形で表示したい場合は記入

### ⑦ 適切な単位を記載（m、m3、t、個、箇所、組など）

# 労務費の算出方法 (3/3)

## ①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書 材料費・労務費の明細書										
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PJN	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
							7.6	m2/人・日	1,390	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	7,595,111	
							19.3	m2/人・日	1,000	
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,000	7,600	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

### ⑧ 労務単価を入力

「労務費に関する基準」を参考として、

作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

### ⑨ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

⑩ 現場の状況が特殊で標準的な条件等における歩掛ではない歩掛を用いる必要がある場合の理由や根拠など、特記事項があれば記載してください

# 法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

## 法定福利費の明細書

法定福利費		(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)	
名称	労務費 円	料率	金額 円(税抜)
		%	
雇用保険料		1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
		合計	2,574,300

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

元請等が証紙等購入

金額
円(税抜)
166,080

合計 166,080

### ① 雇用保険の保険料率を記載

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することができます。

#### ■ 雇用保険料について (厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

# 法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

## 法定福利費の明細書

法定福利費		(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)	
名称	労務費	料率	金額
	円	%	円(税抜)
雇用保険料		1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
		合計	2,574,300

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

元請等が証紙等購入

金額
円(税抜)
166,080
合計 166,080

## ② 健康保険・介護保険の保険料率を記載

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）や健康保険組合の保険料率を用います。（協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。）また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難ですので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。

■ 健康保険及び介護保険の保険料について（協会けんぽHP）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/>

# 法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、  
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

## 法定福利費の明細書

法定福利費		(現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)	
名称	労務費	料率	金額
	円	%	円(税抜)
雇用保険料		1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料	15,735,332	0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
		合計	2,574,300

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

元請等が証紙等購入

金額
円(税抜)
166,080

合計 166,080

### ③ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を記載

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

#### ■厚生年金保険料について（日本年金機構HP）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html>

# 法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

## 法定福利費の明細書

法定福利費 (現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)		
名称	労務費	料率
	円	%
雇用保険料		1.100%
健康保険料		4.955%
介護保険料	15,735,332	0.795%
厚生年金保険料		9.150%
子ども・子育て拠出金		0.360%

金額
円 (税抜)
173,089
779,680
125,096
1,439,783
56,647

合計 2,574,300

## ④ 金額

労務費×料率(①～③)で自動計算される

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

元請等が証紙等購入

金額
円 (税抜)
166,080

合計 166,080

# 健康保険等の適用除外者の取扱い

雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険については、事業主の雇用人数や技能者の年齢等の事情によっては、法令上加入義務の対象とならない技能者も存在し、一人親方など、これらの保険に加入していない技能者（いわゆる『適用除外』の技能者）が建設工事に従事することもあり得ます。

このような適用除外の技能者については、法定福利費の事業主負担額が発生しないことになりますので、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

ただし実際には、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員の方を把握することは実務上難しいと考えられますので、見積段階では、当該工事に従事する全ての現場作業員の方がこれらの保険に加入していることを前提として法定福利費の事業主負担額を内訳明示の対象してください。

その後、元請負人（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定してください。

# 安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費の算出にあたっては、現場条件等に応じた2種類の算出方法と、2種類を合算して算出する方法として、①～③の計3種類の計算方法があります。

安全衛生經費

確認表（→p.11）において「見積書で費用計上する者（費用負担者）」を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目を計上する。

※下記 3 つの計上方法から 1 つを選択し、算出します。

①：個別積み上げ計上の場合（→P.25）

個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。

②：経費率計上の場合 ( $\rightarrow$ P.26)

個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。

(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある)

③：①個別積み上げ計上 + ②経費率計上の場合 ( $\rightarrow$ P.27)

個別積み上げ計上分と経費率計上分でそれぞれ算出された安全衛生経費を合算する。

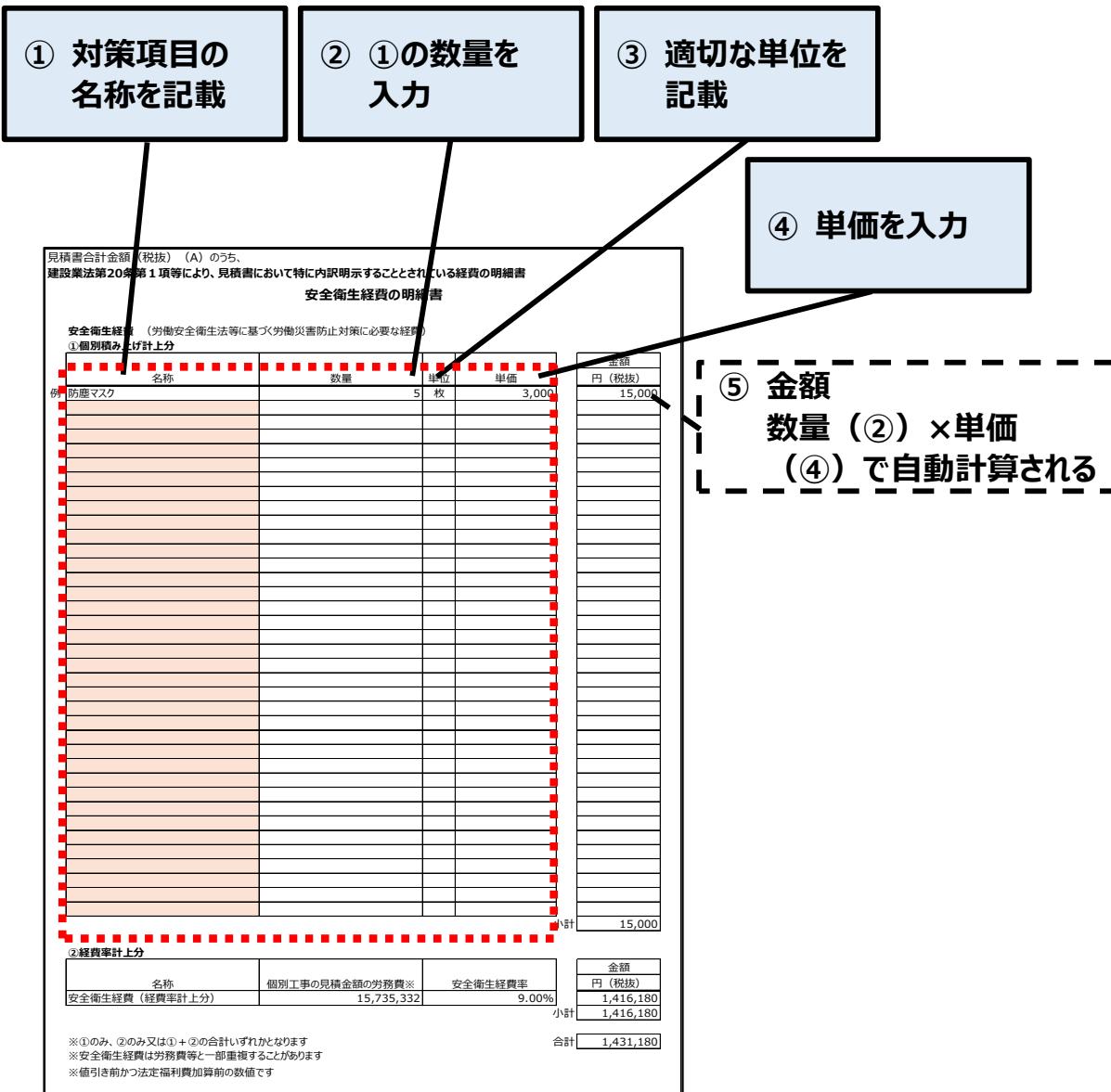
①のみ、②のみ又は①+②の合計いずれかとなります  
安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります  
値引き前かつ法定福利費算前の数値です

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。  
※安全衛生経費は建設工事の工種、規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、  
できる限り明確にする必要があります。

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

## 安全衛生経費(①個別積み上げ計上の場合)

上段の表を使用。①から順に入力・確認ください。



- 個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。

- ## ■ 個別積み上げ計上の例

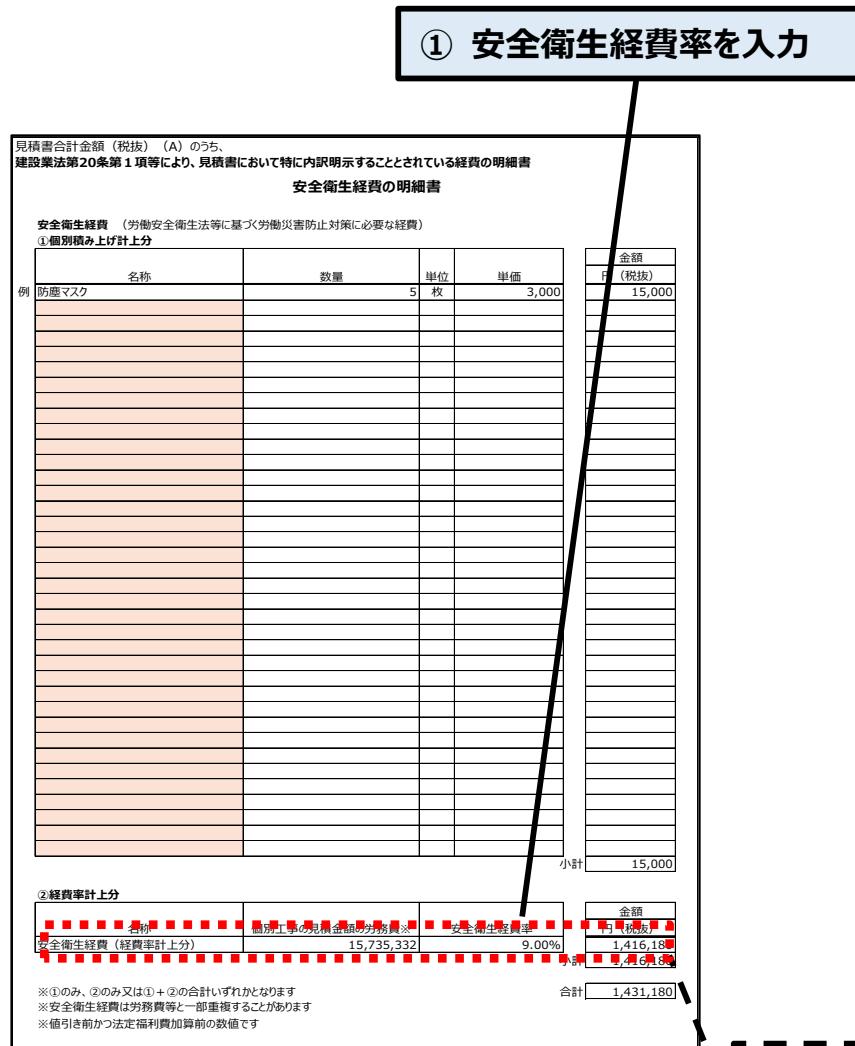
- 固定式足場の組立と解体
  - 固定式足場以外の作業床の組立と解体
  - 作業構台・吊り構台の組立と解体
  - 昇降設備の設置と撤去
  - 土留め支保工の組立と解体
  - 立入禁止措置
  - 開口部養生設置費用
  - 保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等

- ## ■個別積み上げ計上の計算例

安全衛生経費A = 延べ人工数A × 単価A (÷耐用日数A)  
安全衛生経費B = 施工量B × 単価B

## 安全衛生経費(②経費率計上の場合)

下段の表を使用。①を入力して②の結果を確認してください。



- 個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある。）

## ■ 経費率計上の例

- ・保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等
  - ・安全衛生管理体制
  - ・安全衛生教育、技能講習
  - ・健康診断 等

### ■ 経費率計上の計算例

(自社の施工・支出実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出)

### 【労務費から算出する場合】

A=1年間の自社(店舗)で購入した・支出した経費の総額

B=建設技能者の年収

$$C = A \div B$$

安全衛生経費 = 個別工事の労務費(値引き前,法定福利費加算前) × C

### 【工事金額から算出する場合】

A=1年間の自社(店舗)で購入した・支出した経費の総額

B=1年間の売上高(工事請負額)

$$C = A \div B$$

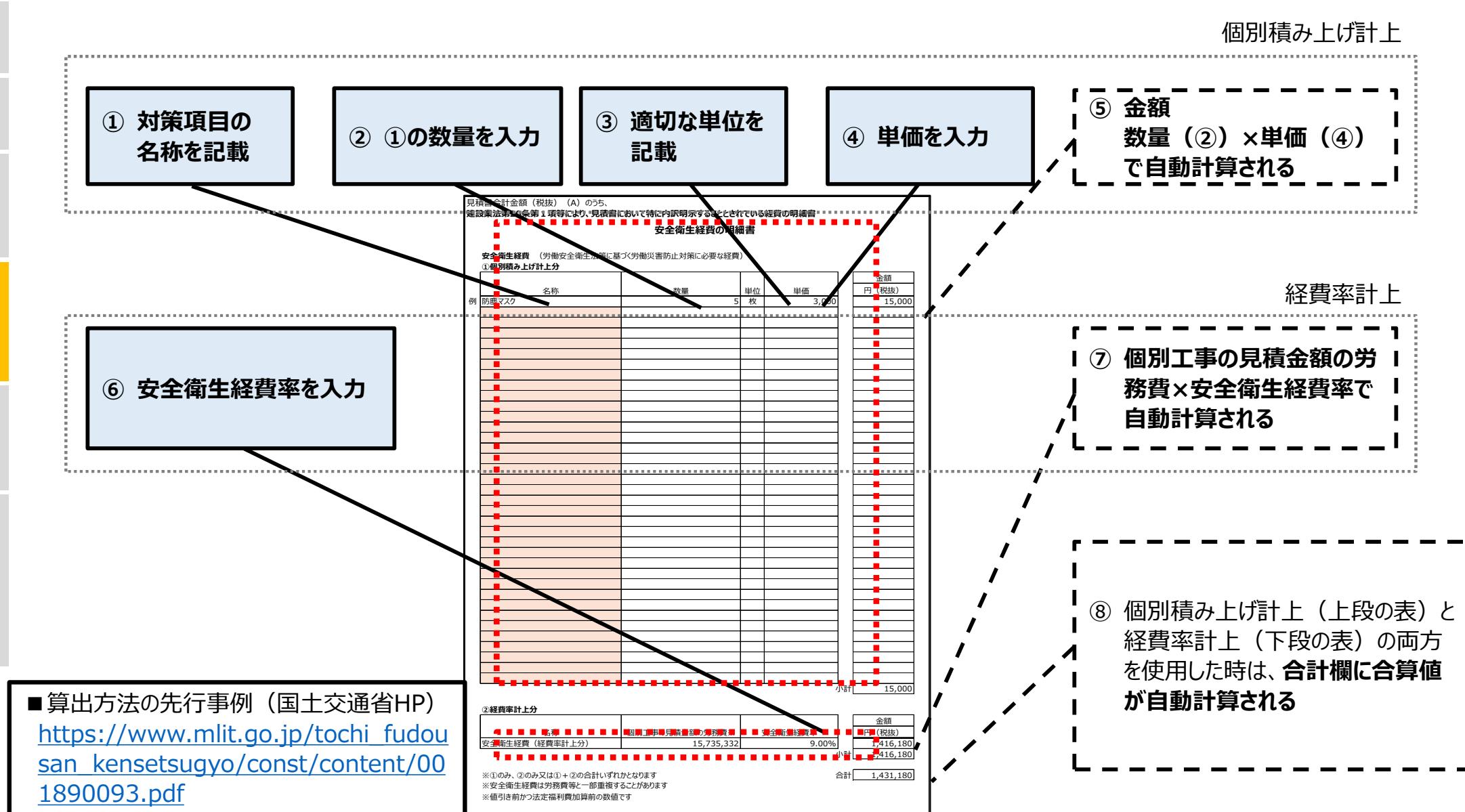
安全衛生経費 = 個別工事の工事金額(値引き前,法定福利費加算前) × C

② 個別工事の見積金額の労務費×安全衛生経費率で自動計算される

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

## 安全衛生経費(③積み上げ計上+経费率計上の場合)

上下段の表を使用。①から順に入力・確認ください。



※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

# 建退共掛金の算出方法

労務費の内訳シートを入力すると**自動計算されます**ので確認ください。

元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書		
法定福利費の明細書		
<b>法定福利費</b> (現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)		
名称 雇用保険料 健康保険料 介護保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	労務費	料率
	円	%
	15,735,332	1.100%
		4.955%
		0.795%
		9.150%
0.360%		
	合計	2,574,300
	金額	円（税抜）
	173,089	
	779,686	
	125,096	
	1,439,783	
	56,647	

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)	
単価	充当日数
円/日	人・日
320	519

元請等が証紙等購入

金額
円（税抜）
166,080
166,080

合計

**① 充当日数は労務費シートから自動算出される**

**② 単価×充当日数で自動計算される**

**③ 元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合はチェックを入れる**

チェックを入れると、鑑、明細書の金額欄に「0円（元請等が証紙等購入）」と表示される

## 建退共掛金の取扱い

国土交通省・厚生労働省においては、建設業退職金共済制度（建退共）の掛金について、公共工事・民間工事にかかわらず、元請事業者において、当該工事に従事する労働者分の掛金支払、退職金ポイント又は証紙交付事務を一括で受託することをお願いしています。また元請事業者は、自動計算された建退共掛金について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号・国不建整第186号（改正令和7年1月31日雇均勤発0131第2号・国不建振第149号））「第3 元請事業主が講すべき具体的措置」の4. (1) ②、5.

(1) ③及び6.を参考として確認いただき、購入すべき退職金ポイント・証紙の適切な見積をお願いいたします。元請又は上位の請負者が一括で掛金収受事務を行う場合には、下請は建退共掛金を見積もる必要はありません。

一方、受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、元請又は上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、受注者は、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を支払う掛金分を計上します。



## 【参考】建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等について

## 第3 元請事業主が講ずべき具体的措置

## 1. 建退共制度関係事務の受託等の推進

(前略) 元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。(後略)

## 4. 公共工事における電子申請方式の運用

## (1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

② 元請事業主は、購入すべき退職金ポイントを算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。なお、この報告書の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること(建退共事務受託様式第6号参照)。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』(別添6)を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に、

対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%)

70%

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、退職金ポイントの過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握すること。

## 5. 公共工事における証紙貼付方式の運用

## (1) 証紙の購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

③ 元請事業主は、購入すべき証紙を算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%)

70%

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、証紙の過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握すること。

## 6. 民間工事における運用

(前略) 元請事業主においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請事業主に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上にも資するものであるので、適切な運用に努めること。その場合の掛金納付及び充当に関する事務の取扱いについては、公共工事における運用に準ずるものとする。ただし、4. (1) ③、④、⑥及び (3) ①、②、④並びに5. (1) ④、⑤、⑦及び (3) ①、②、⑤は適用しない。(攻略)

# (参考)その他の経費

p.14～29で確認したもの以外の経費についても、**必要に応じて【シート3】見積書合計金額の内訳明細書**にて自由に適切な項目名や単位、数量を記載して費用を算出し記載することができます。

なお、本シートについては、必ずしも全ての経費の内訳明示しなければならないものではなく、例えば「諸経費」などとまとめて記載すること、個別に費用項目を記載すること、いずれも可能です（いずれの場合も任意の自由記載となります）。

見積書合計金額（税抜）(A) の内訳明細書								
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛け(人・日/数量)	歩掛け(数量/人・日)	単位	単価(円)
XX作業	例) XX工程			940			m2	9,820
		△△費	合板	1.00			m2	2,540
			桟木	1.00			m2	1,200
			PCN	1.00			m2	500
			...					500
			型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700
						7.6m2/人	m2/人・日	4,190
			解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800
						19.3m2/人	m2/人・日	1,390
YY作業	例) XX工程			940				
		△△費	材料費	AAA	1.00			8,080
			BBB	1.00				1,000
			CCC	1.00				700
			DDD	1.00				800
ZZ作業	例) XX工程			940				
		△△費	労務費	ab工	0.05187	0.05187		31,700
						7.6m2/人	m2/人・日	4,190
			労務費	ba工	0.13217	0.13217		26,800
						19.3m2/人	m2/人・日	1,390
○○資材	△△費（例：建設副産物処理費）	建設発生	材料費	HHH	2,000		m2	3,000
		建設発生	運搬費	HHH	2,000		台	60,000
			処分費	HHH	2,000		m2	300,000
								2,574,300
法定福利費								166,080
建退共掛金								100,000
xx費								
...								

※労務費は、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます  
※労務費の計算根拠となる「単価」とは、所定労働時間内8時間当たりの単価です

例えば、「諸経費」などとまとめて記載すること、個別に費用項目を記載すること、いずれの記載方法でも結構です。

## (参考)建設副産物の処理等に要する費用について

建設副産物処理費は、建設現場から発生する建設副産物を他工事現場や再資源化施設、処分場等に運搬するための経費や、その処理に要する経費です。

なお、再下請をする場合は、再下請先が必要とする建設副産物の処理等に要する費用も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

※行数が不足する場合は、P.31-33をご参照ください。

# (参考)行を挿入する方法

行数が不足する場合は、以下の手順で行の挿入をお願いします。

- ※ あらかじめ数式が入力されている表へ行を挿入する場合は、「数式を反映する方法 (P.32-33)」も必ず実施してください。
- ※ 表の最も下の行へは行を挿入しないでください。

The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet titled "見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書 材料費・労務費の明細書". The table has columns for Name, Specification, Item, Unit Price, Amount, and Subtotal.

**① 挿入したい行を選択**: A callout points to the second row of the table, which contains data for "XX作業" and "例) XX工程1".

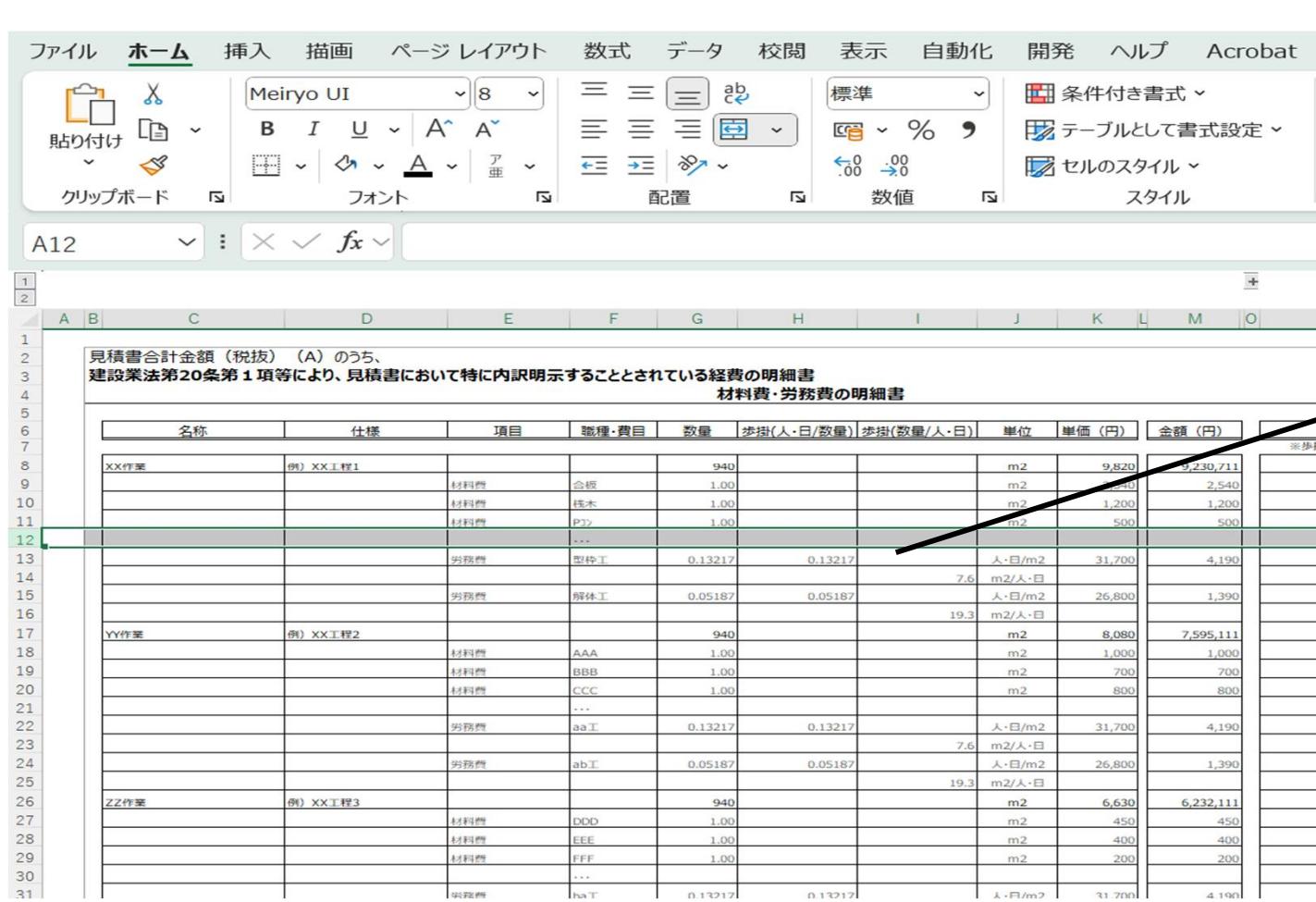
**② ホームを選択**: A callout points to the "Home" tab in the ribbon menu.

**③ 挿入を選択**: A callout points to the "Insert" icon in the ribbon menu, which is highlighted with a red box.

名前	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛けについて特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	株木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PTY	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187	7.6	m2/人・日	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
				940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800	

# (参考)数式を反映する方法(1/2)

数式のコピーは、以下の手順（①～④）でお願いします。



The screenshot shows an Excel spreadsheet titled "見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書 材料費・労務費の明細書". The table includes columns for Name, Specification, Item, Type of Cost, Quantity, Work Content (人・日/Quantity), Unit, Unit Price (円), and Amount (円). Cell A12 contains the formula =B12\*\$B\$10. A black arrow points from the formula bar to the value in cell A12.

**① 数式があらかじめ入力されている行を右クリック**

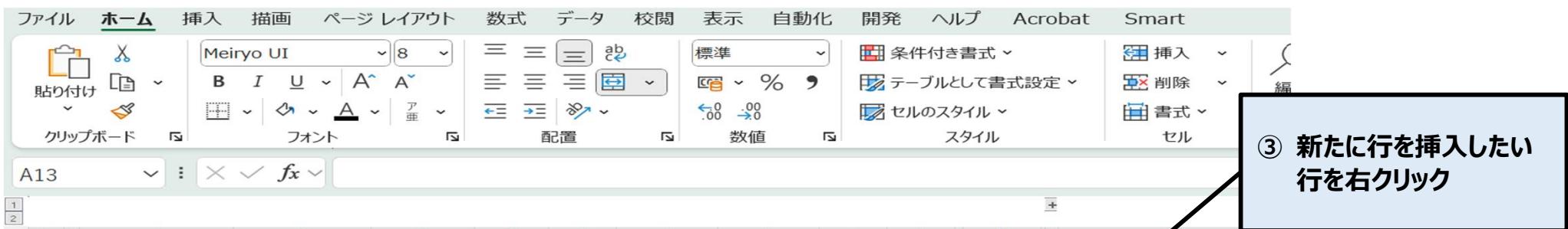
メニューの検索

- 剪り取り(I)
- コピー(C)
- 貼り付けのオプション:
- 形式を選択して貼り付け(S)...
- 挿入(I)...
- 削除(D)...
- 数式と値のクリア(N)
- クイック分析(Q)

**② コピーをクリック**

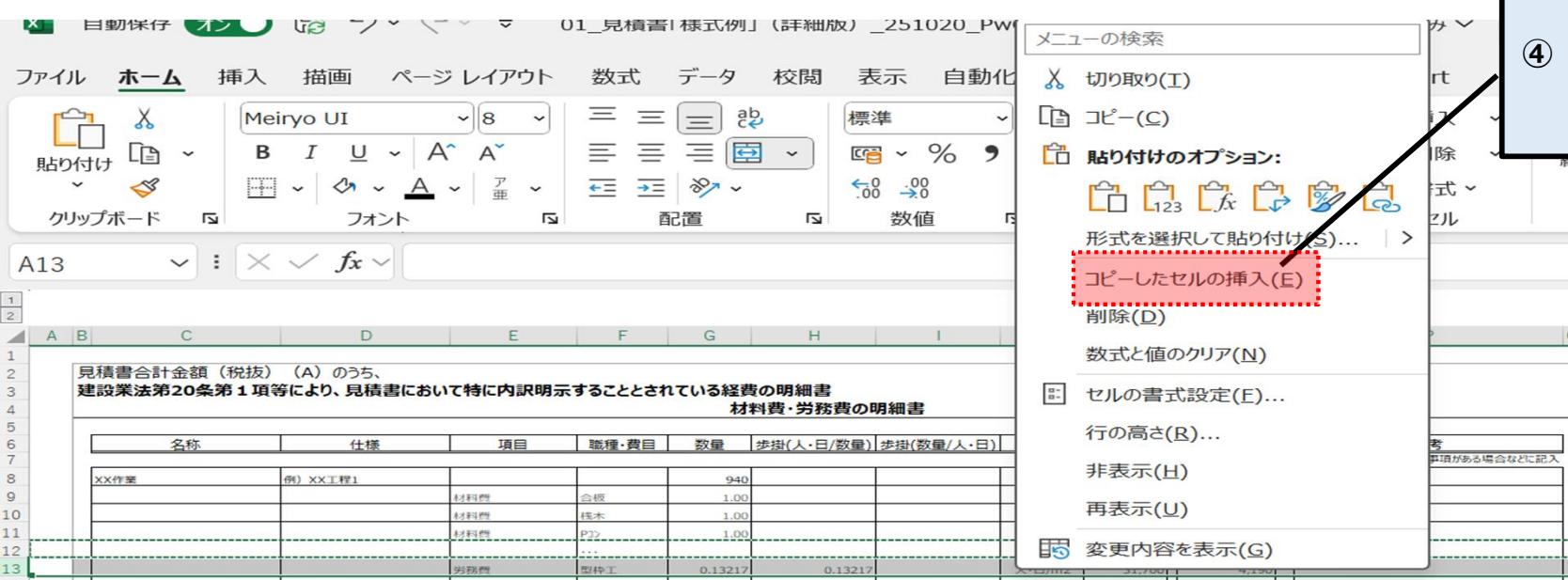
# (参考)数式を反映する方法(2/2)

③ 新たに行を挿入したい行を右クリック



見積書合計金額（税抜）(A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書 材料費・労務費の明細書										備考
名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛け(人・日/数量)	歩掛け(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	※歩掛けについて特記事項がある場合などに記入
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,111	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	株木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P22	1.00			m2	500	500	
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
							人・日/m2	7.6	56,200	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	

④ 「コピーしたセルの挿入」をクリック



# 留意事項

# 留意事項（1/3）

## 1. 内訳明示を求める見積書の段階に関する事項

本「ガイド」で解説している、労務費等を内訳明示した見積書は、契約締結のための精算見積段階(契約締結の前提となる設計図書等が整った段階) における価格交渉において活用していただくことを想定しています。

労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での見積書など、労務費の内訳明示の精度が確保されず、適正な水準の労務費確保に直結しないと判断される段階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないわけではありません。

## 2. 見積期間に関する事項

建設業法施行令第6条に即し、工事一件の予定価格（税込）に応じて、原則として以下の通りの見積期間を確保する必要があります。

工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

なお、上記の期間を確保すれば十分というわけではなく、個々の工事の規模や状況に応じ、当事者間で適切な見積期間を確保するようにしてください。

# 留意事項（2/3）

## 3. 作成する媒体に関する事項

本「様式例」は、見積書作成支援ツールとして、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるExcelファイルで提供されており、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データ蓄積の容易性などを鑑み、電子媒体で作成することを推奨します。

## 4. 見積書の保存に関する事項

新たなルール下においては、建設業者は、建設業法第20条に基づく建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）を作成した場合は、その見積書と関係する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられます。

その際、「当初見積書」（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と、「最終見積書」（契約締結の前提となる見積書）の両方を保存してください。

## 5. 建設副産物の適正処理に要する費用に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、見積書に明示することが望まれます。

建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人と協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要です。

# 留意事項（3/3）

## 6. 本「様式例」の仕様に関する事項

本「様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わす商慣行の定着に向け、国土交通省が、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を作成する際に、総額によるものではなく、その中に含まれる労務費・必要経費等を内訳として明示するに当たって参考となるよう作成したものです。

従って、本「様式例」について、これを用いて見積書を作成しなかったからといって、直ちに建設業法違反となるわけありませんが、労務費・必要経費等の内訳を明示した見積書の作成が建設業法上のルールとして努力義務となります。

一方で、個々の契約に際して、

- ①労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）について、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積りや見積り変更を求める事、
- ②また、注文者において自己の取引上の地位を不当に利用し、又は、受注者において正当な理由なく、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することは建設業法違反とされています。

従って、これらの点にも留意し、請負契約において必要額が盛り込まれるようにするとともに、適正な見積り・契約等であることについて、許可行政庁等に対してしっかり説明できるようにしていただくことが重要です（建設業法第19条の3、第20条第2項、第6項）。

**専門工事業団体の皆様へ**

本「様式例」は、国が業種による見積り対象となる作業の違い等を捨象し、全ての専門工事業者に向けた必要最小限の「例」として位置づけ、提示するものです。

中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行を形成・定着するためには、各専門工事業団体において、各業種の特性に対応して、本様式例をカスタマイズした「標準見積書」として、各専門工事業界内で作成・周知・活用いただくことが重要です。

各団体における特定業種版「標準見積書」の作成に当たっては、以下のいずれかの方法が有効と考えられます。

- ① 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、これまで作成してきた法定福利費・安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」をアップデートする
- ② 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、新たに「標準見積書」を作成する

いずれの場合も、本「様式例」（鑑 別紙）のように、改正建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている、「材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費」の内訳明示が可能な様式として示してくださいよお願いいたします。

## コミットメント条項

### (請負代金内訳書及び工程表)

第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

### (適正な労務費の確保等)

第四条の二 (A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとすること。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

### 三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第四条の二 (B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。

- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることがある。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は (A) 又は (B) を使用し、使用しない場合は削除する。

※条項は民間約款の場合（公共約款、元下約款にも同様の規定を創設）

第四条について下線部のとおり改正予定

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

## 第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省においては、これまで行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（平成24年5月設置・令和3年12月改組）等において、関係者が一体となって社会保険の加入対策を進めてきたところである。具体的には、平成24年度から、建設業許可・更新時等における確認・指導や未加入企業に対する経営事項審査における減点幅拡大、国土交通省直轄工事における下請企業も含めた未加入企業の排除、法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用等の取組を進めてきたところである。また、平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところである。

この結果、社会保険の加入率についてはほぼ100%になるほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げている。

さらに、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられたところである。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められる。これについて、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。建設キャリアアップシステムの活用を図るには、技能者の能力と就業履歴が蓄積できるよう技能者の詳細型での登録を推奨することや、建設現場に就業履歴を蓄積できる環境を積極的に整備する（カードリーダーを設置する等）ことなどの取組が期待される。また、令和7年12月12日には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、法定福利費が建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第13条の12に定められ、建設業者は工事内容に応じ法定福利費を内訳に記載した見積書を作成するよう努めなければならないとされたところである。

一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（規制逃れを目的とした一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下、同じ。）化）が進んでいるとの実態をうけ、令和2年度に建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめを公表し、建設業界として取り組むべき道筋を打ち出したところである。この中で、建設業界として目指す一人親方の基本的な姿とは、請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主であるとした。その技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムレベル3相当）の能力があること等が望まれ、また、責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約を締結していることや、請け負った工事の完遂がされること、他社からの信頼や経営力があること等が望まれる。

また、令和6年4月1日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用されることからも、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっている。

上記取組の方向性を踏まえ、本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

## 第2 元請企業の役割と責任

### （1）総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすことから、下請企業の企業体质の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契

約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

## （2）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会社や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを具体的に予定しつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

- ア 協力会社の社会保険加入状況について定期に把握を行うこと。
- イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。
- ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。実態が雇用労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である一人親方として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。
- エ 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導すること。

## （3）下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定）の第2 入札及び契約の適正化を図るための措置6（1）参照）を踏まえる必要がある。

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。選定する建設企業の社会保険を確認する場合は、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムを活用して確認を行うこと。そのため、建設キャリアアップシステムに登録してい

る建設企業を選定することを推奨する。なお、その際には、建設キャリアアップシステムの登録内容について常に最新の状態にするよう下請企業に促すこと。建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるほか、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（[https://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC\\_D/workplaceSearch](https://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/workplaceSearch)）、厚生年金については、日本年金機構の厚生年金・健康保険適用事業所検索システム（[https://www2.nenkin.go.jp/do/search\\_section/](https://www2.nenkin.go.jp/do/search_section/)）において適用状況を確認するなど、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

については、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いを徹底すべきである。

#### （4）再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定により、再下請負通知書に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項を記載することとされていることから、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能である。（別紙1）

このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、（3）の指導が行われていない場合には、（3）と同様の指導を行うこと。

施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

#### （5）作業員名簿を活用した確認・指導

令和元年度の建設業法等の一部改正により、規則第14条の2において、建設工事に従事する者の健康保険法（大正11年法律第70号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療保険、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険の加入等の状況（以下「保険加入状況」という。）を施工体制台帳に記載することとされている。

これについて、中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成30年6月22日）において、「作業員名簿（別紙3）の添付を制度化する場合には、建設キャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、建設企業の負担軽減にもあわせて取り組むべき」とされたことも踏まえ、企業にとって効率的に加入確認が行えるよう、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。

また、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(令和6年12月13日公表)」において、建設業者は、社会保険未加入者の排除の徹底や適正な施工体制の継続的な確保に加え、施工体制台帳等の書類の作成や、就業履歴情報を活用した適切な人員配置、各建設現場において必要となる資格を有しているかどうかの確認等にあたり、CCUS を積極的に活用し、効率的な現場管理等に取り組むべきであるとされたところである。

作業員名簿を確認することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、保険加入状況を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・ 全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・ 法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・ 個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。また、法人や常時5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所であっても、健康保険法第3条第1項8号に基づき健康保険の適用除外の承認を受け「国民健康保険組合」に加入し、厚生年金の適用を受けている者は、適切な社会保険に加入している者とする。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。ただし、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、資格情報のお知らせや資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の印刷物、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

いずれにしても、元請企業においては現場管理の効率化、書類削減等の観点からも、保険加入状況の確認には積極的に建設キャリアアップシステムの活用を図るべきである。

上記の方法により保険加入状況が確認できない場合は、当該作業員は適切な保険に加入していることを確認できないと判断されることから、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきである。

なお、ここでいう「特段の理由」とは、

- ・例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
- ・当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- ・災害時等の緊急対応時の工事であり円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合のような場合をいい、特段の理由により未加入の作業員の現場入場を認める場合については、上記のような場合に限定するべきである。

また、仮に特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、元請企業は作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとすべきである。

作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

#### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである(「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日建設省経建発第147号、改正令和4年12月28日国不建第466~467号)参照)。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。

#### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。

- ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。
- イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

#### (8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、規則第13条の12にて、建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として定められたところである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならないこととされ、第2項において材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならないとされている。このため、元請負人は、材料費等記載見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「適正な施工を確保するために不可欠な経費」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、材料費等記載見積書を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、建設業法第20条第4項により、提出された材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとされていることを踏まえ、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

また、建設業法第20条第6項においては、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないとされた。

#### （9）一人親方の実態の適切性の確認

建設工事の現場には、従業員を雇っていない個人事業主として、自身の経験や知識、技能を活用し建設工事を請け負い報酬を得るいわゆる「一人親方」という作業員がいる。元請企業は労災保険料の適切な算出や、令和6年4月1日以降に適用される時間外労働規制の導入への対応にとして、当該作業員が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分確認することが必要である。

具体的には、一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。確認には別紙4の働き方自己診断チェックリストを参考にすること。その結果、個人事業主としての一人親方と考えられる場合には、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。

一方、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図しての一人親方化が進むことは、技能者の待遇低下のみならず、法定福利費を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となることにより、公平・健全な競争環境が阻害される。そこで、元請企業は、明らかに実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあることに留意すること。実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例としては次のような場合が考えられる。

- ア 年齢が10代の技能者で一人親方として扱われているもの
- イ 経験年数が3年未満の技能者で一人親方として扱われているもの
- ウ 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当たる働き方をしているもの

上記ア及びイについては未熟な技能者の待遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針とする。ア～ウに該当する場合、元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結、働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと。その際に、法定福利費等の追加見積り等がなされた場合、元請企業と下請企業で十分に協議を行う必要がある。なお、再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱いとすること。

元請企業が直接、一人親方と請負契約を締結する場合、建設業法を遵守し取引の適正化に努めること。そのため、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底すること。また、当該請負契約は、請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべきである。なお、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約には当たらないため、建設業法の適用を受けないように留意すること。一人親方と契約を締結する前に、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当たる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。その際には、期間の定めのない雇用契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある雇用契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて待遇が適切に図られるようにすること。

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても、当該個人事業主が実態に照らして労働者に該当する場合、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、この観点からも働き方自己診断チェックリストを活用して実態の確認を行うこと。

他方、雇用契約を締結していないにもかかわらず、自社の労働者である社員とすることも適正とは言えない。具体的には次のような例が考えられる。

- ア 請負契約を締結し、社会保険にも加入していないが、例えば会社のヘルメットやユ

ニホーム、名刺等を支給され、表向きは社員と呼ばれているもの

イ 雇用契約を締結しておらず、社会保険も加入していないが、作業員名簿上は社員（雇用）とされているもの

上記ア及びイのような場合については、働き方の実態を働き方自己診断チェックリストで確認した上で、実態に合った取扱いとすべきである。具体的には、実態が労働者に当たるような働き方になっているのであれば、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令、社会保険関係法令等の各種法令を遵守すること。

請負関係にある一人親方は、厚生年金と比べて国民年金の受給額が少なくなる可能性が高いほか、病気や仕事が無くなったとき、失業給付や雇用調整助成金等の対象から外れ、生活資金に影響があるなど生活保障の観点に加え、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備という観点からも、実態が雇用労働者であれば早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させること。

なお、令和8年度以降、働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方」の目安を策定することを目指す。

### 第3 下請企業の役割と責任

#### （1）総論

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。

#### （2）雇用する労働者の適切な社会保険への加入と一人親方への対応

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要である。

また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、一人親方との関係を正しく認識した上で記載する必要があるため、「第2元請企業の役割と責任（9）一人親方の実態の適切性の確認」に則り、適切な対応を図ること。また、働き方自己診断チェックリストの活用を機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

#### （3）元請企業が行う指導等への協力

元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わるすべての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担することや、再下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認し、自社の雇用者も含めてその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それ

らの状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

また、元請企業が、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について現場入場を認めない取扱いをする場合には、下請企業においてもこの措置に協力し、適切な保険に加入していることを確認できない作業員を現場に入場させないようにすること。

規則第14条の4の規定の再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

#### （4）雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るために、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない材料費等を適正に見積り、材料費等記載見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

また、建設業法第20条第4項においては、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならないとされた。

#### （5）再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第2（8）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要があり、材料費等記載見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「適正な施工を確保するために不可欠な経費」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、上位の請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、材料費等記載見積書を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、建設業法第20条第4項により、提出された材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとされていることを踏まえ、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

また、建設業法第20条第6項においては、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材

料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないとされた。

#### 第4 一人親方について

##### (1) 働き方自己診断チェックリストの活用

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないように留意すること。働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること。なお、当該建設企業が雇用契約の締結や社会保険の加入等に必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

##### (2) 事業者としての立場の場合

一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には材料費等を適切に反映した請負代金の確保に努めること。その際は、建設業法第20条第1項において材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないこととされていることを踏まえ、自ら負担しなければならない材料費等を適正に見積り、材料費等記載見積書を事前に交わすこと。また、請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない。なお、現場作業の進め方等は一人親方に裁量があるが、元方事業者には関係請負人に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に違反しないよう必要な指導を行う義務が課されているため、当該指導には従う必要があることに留意すること。

第5 本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。（平成27年4月1日、平成28年7月28日、令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和7年12月10日一部改訂）

このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

## 別紙1 再下請負通知書の作成例

年 月 日

### 再下請負通知書

直近上位  
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・  
事業者ID

代表者名

#### 《自社に関する事項》

工事名 称 及 び 工事内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 紦 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 <sub>1</sub>	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub>	雇用保険 <sub>5</sub>

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
代理人名		雇用	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

## 《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID			代表者名		
住所 電話番号					
工事名称 及び 工事内容					
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日		契 約 日	年 月 日	

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

## 別紙2 施工体制台帳の作成例

年　月　日

### 施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び 住所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契業約所	区分	名 称		住 所
	元請契約			
	下請契約			

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 <sub>1</sub>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分 <sub>2</sub>	営業所の名称 <sub>2</sub>	健康保険 <sub>3</sub>	厚生年金保険 <sub>4</sub>	雇用保険 <sub>5</sub>	
	元請契約						
	下請契約						

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 知事 一般	特定 第 号	年 月 日
	工事業 大臣 知事 一般	特定 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	
一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無

体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの中の写し

術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

### 別紙3 作業員名簿の例

元請確認欄

#### ○社会保険関係について別葉とする例

提出日 年 月 日

### 作業員名簿 (年月日作成)

事業所の名称 \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

一次会社名 \_\_\_\_\_  
[退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

( ) 次会社名 \_\_\_\_\_  
[退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

番号	ふりがな	社会保険		
	氏名	健康保険 <sup>1</sup>	年金保険 <sup>2</sup>	雇用保険 <sup>3</sup>
	技能者ID			

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

#### ○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

### 作業員名簿 (年月日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿としての安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のため、元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

提出日 年 月 日  
( ) 次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 <sup>1</sup>		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日 受入教育実施年月日
	氏名				年金保険 <sup>2</sup>	雇用保険 <sup>3</sup>		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	
	技能者ID										
				年月日							年月日
				歳							年月日
				年月日							年月日
				歳							年月日
				年月日							年月日
				歳							年月日
				年月日							年月日
				歳							年月日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

## 別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記 入 日<sup>1</sup>：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

チ ェ ッ ク リ ス ト 記 入 者 : \_\_\_\_\_

契 約 の 相 手 方 ／ 担 当 者<sup>2</sup> : \_\_\_\_\_

### Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼めたら、  
断る自由はありますか？

A  自分に断る自由がある

B  自分に断る自由はない

### Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように  
決めていますか？

A  毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に  
自分の裁量で決定する

B  毎日、会社から仕事量や配分、進め方の  
具体的な指示を受けて働く

### Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間  
(始業・終業) を決められていますか？

A  基本的には自分で決められる

B  会社などから具体的に決められている

### Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を  
代わりの人に行わせることはできますか？

A  代役を立てることも認められている

B  代役を立てることは認められていない

### Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）は  
どのように決められていますか？

A  工事の出来高見合い

B  日や時間あたりいくらで決まっている

### Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は  
誰が用意していますか？

A  自分で用意している

B  会社が用意している

### Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、  
報酬の額はどうですか？

A  正規従業員よりも高額である

B  正規従業員と同程度か、  
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

### Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A  自由に他社の業務に従事できる

B  実質的に他社の業務を制限され、特定の会社  
の仕事だけに長期にわたって従事している

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

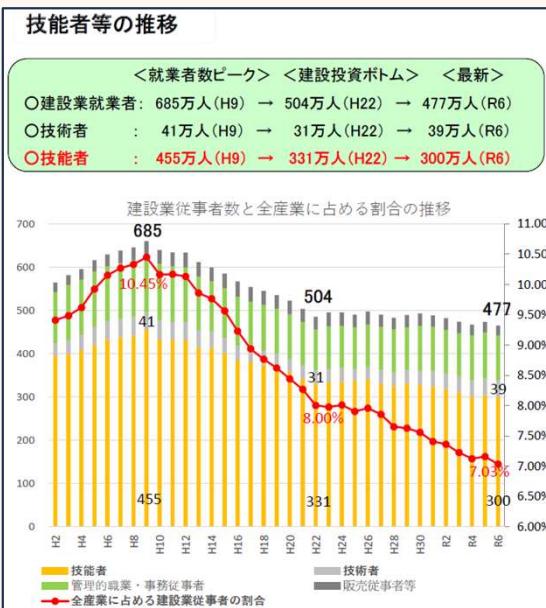
- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
- ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

# 建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

## 制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。

## 制度背景



建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。

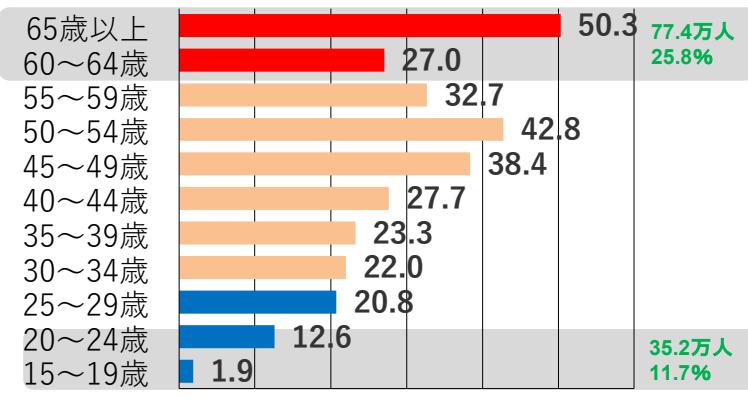
一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少や高齢化、特に技能者の減少が続いていることにより、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

この方向性に沿って処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設された。

## 建設技能者の高齢化

年齢階層別の建設技能者数



## 4週8休(週休2日)を確保できない労働環境

建設業における平均的な休日の取得状況



# 建設技能者を大切にする企業の自主宣言への参加方法について

## 参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、就業者に選ばれる。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまでサプライチェーンの中で適切に評価される。

## 自主宣言への参加の流れ

### 01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。

①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。

### 02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

## 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の必須項目(一部抜粋)

元請事業者	下請事業者	発注者
<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
<b>CCUS の活用</b> ・全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	<b>CCUS の活用</b> ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。

○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>

令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始(それまではHPは稼働していません)

# 労務費ダンピングを防止するための 公共発注者向けガイドライン

令和7年12月

国土交通省 不動産・建設経済局

# 目 次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容 .....	4
2-2 内訳書の様式（例） .....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	22
3-1 背景 .....	22
3-2 実施方法.....	23
3-3 「一定水準」の設定方法 .....	31
3-4 理由の確認 .....	32
3-5 建設Gメン通報 .....	36
3-6 調査例 .....	39
4. Q & A .....	49
4-1 労務費ダンピング調査の概要について .....	49
4-2 労務費ダンピング調査の方法について .....	50
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について .....	52
4-4 労務費の基準について .....	53
5. 参考資料等.....	55
5-1 公共工事設計労務単価 .....	55
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法 .....	63
5-3 その他の係数.....	66

## 1. はじめに

### (1) 本ガイドラインの概要、目的

建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な水準の労務費の確保と賃金の支払いを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が成立したところである。

当該改正のうち、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和7年12月12日に完全施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者が入札金額の内訳の記載内容を確認する際、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。

本ガイドラインは公共発注者向けに、入札金額の内訳、「労務費ダンピング調査」の具体的な実施方法について留意点をまとめたものである。

- 公共工事における入札金額の内訳の提出 ⇒ P3へ
- 「労務費ダンピング調査」の実施 ⇒ P22へ

なお、「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」（令和7年11月18日付け総行行第504号・国不入企第102号、国不入企第101号）のとおり、入札金額の内訳の具体的な取扱いについては、内訳書の不備の確認や、低入札価格調査での活用、談合情報が寄せられた際ににおける提出された入札金額の内訳の内容比較などが考えられ、適切に入札金額の内訳を確認する必要がある。

また、このガイドラインで示す「労務費ダンピング調査」は第三次・担い手3法の趣旨の徹底のため、各公共発注者において、入札契約段階で最低限取り組むべき内容をまとめたものであり、適正な水準の労務費の確保と支払いの実効性の確保を図るために、更なる取組に積極的に取り組むことが求められる。国土交通省では、契約後に労務費が下請業者等まで十分に行き渡っているかを確認することなど、労務費の行き渡りの観点から、より実効性の高い取組を目指しているところである。

入札契約段階における労務費の確認についての基本的考え方の根底には、入札契約内容の透明性の確保やダンピング受注の防止を徹底することにより公共工事に対する国民の信頼確保を図るという入契法の立法主旨が存在する。このことを踏まえ、各公共発注者においては、当ガイドラインを踏まえた取組を着実に実施するとともに、更なる創意工夫に富んだ取組を期待する。

### (2) 労務費ダンピング調査の実施

適正な水準の労務費の確保と賃金支払いの実効性を確保するためには、公共発注者は、入札金額に含まれる労務費について官積算の100%相当を確保する必要がある。

そのため、官積算上の労務費と入札参加者が見積もった入札金額の内訳として記載される

労務費との比較を行い、必要とされる労務費が確保されるよう確認することが望ましい。一方で、市場単価方式や標準単価方式等を用いる場合、材料費や労務費等を分離して算出することは多大な労力を必要とする。また工事費を算出する上で用いる積算システムにおいても、全工事費のうち労務費だけの総額を正確に示すことは、現状困難である。また、入札参加者から提出される入札金額の内訳として記載される労務費の対象工種と、官積算によって示される労務費の対象工種が必ずしも一致しないことが想定され、労務費を指標として比較を行うことは容易ではない。

よって、本ガイドラインで示す労務費ダンピング調査においては、運用上、直接工事費を指標として調査を行うこととし、その基準には、労務費の算入率を 100%として定められた「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(以下「中央公契連モデル」という。) で示されている直接工事費に 0.97 を乗じた額を基本として用いることとする。

## 2. 公共工事における入札金額の内訳の提出

公共工事の入札時に応札者には、入札金額の内訳（以下「内訳書」という。）の提出が義務付けられており、その取扱いや実施方法については、通知及び事務連絡<sup>1</sup>が発出されているが、今回の改正入契法の完全施行により、内訳書には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載することとなった。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）

### （入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

### （各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

<sup>1</sup> 「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」（令和7年11月18日付け総行行第504号・国不入企第102号、国不入企第101号）  
「工事費内訳書の提出について」（最終改正令和7年11月27日、国官会第14548号、国官技第300号、国営計第119号、国営計第119号、国北予第13号）  
「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（最終改正令和3年3月31日、国会公契第72号、国技建調第5号、国営整第233号）

## 2-1 内訳書に記載すべき内容

### (1) 共通事項

内訳書に記載すべき内容としては、入契法第12条及び入契法施行規則第1条では、以下のように規定している。

- ・材料費
- ・労務費
- ・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額
- ・労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）
- ・建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）
- ・その他当該公共工事の施工のために必要な経費

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和六年国土交通省令第百五号）

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）に係る掛金

健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料の負担及び納付義務）

第一百六十一条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

- 2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（保険料の負担及び納付義務）

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

#### 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

##### （労働保険料）

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料
- 五 特例納付保険料

##### （一般保険料の額）

第十一條 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

#### 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）

##### （賃金総額の特例）

第十二条 法第十一條第三項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第一項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとする。

- 一 請負による建設の事業
- 二 立木の伐採の事業
- 三 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）
- 四 水産動植物の採捕又は養殖の事業

第十三条 前条第一号の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第二に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする。

2 次の各号に該当する場合には、前項の請負金額は、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

- 一 事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）又は機械器具等の損料に相当する額（消費税等相当額を除く。）を請負代金の額（消費税等相当額を除く。）に加算する。ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業の事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの支給を受けた場合には、この限りでない。
- 二 前号ただし書の規定により厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額にその事業に使用する物で同号ただし書の規定により厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）をその請負代金の額（消費税等相当額を除く。）から控除する。

#### 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

##### （拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十九条第一項の規定による国の交付金を充てる部分のうち、拠出金を原資とする部分に限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るもの）を除く。次条第二項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

#### 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）

##### （建設業者等の責務）

第六条 建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等)

第十条 国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

(掛金)

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

- 2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。
- 3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。
- 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。
- 5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共に共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- 6 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

- 2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資

するように努めなければならない。

- 3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(元方事業者の講すべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならぬ。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならぬ。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講すべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講すべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講すべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項

に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

- 3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
- 4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十条の三 第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

- 2 第三十条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。
- 3 前項において準用する第三十条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
- 4 第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。
- 5 第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

## (2) 土木工事

国土交通省直轄工事（土木工事）では、入札参加者に対して、以下に示す内容を記載した内訳書の提出を求めている<sup>2</sup>。

- ・数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくとも良い。）
- ・商号又は名称
- ・住所
- ・工事名

ここでいう、工事区分、各工種、種別とは、工事数量総括表及び積算設計書における工事内容の表示方法を定めたものであり、工事の具体的項目をレベル0からレベル6までの7つの体系階層（レベル）でツリー状に整理し、使用する単位について規定している。

表1 体系階層（レベル）の定義

レベル	名称	内容	補足説明	備考（例）
レベル0	事業区分	予算制度上および事業執行上の区分を中心とした区分	工事数量総括表には表示されない。発注時の支出予算科目を示す	河川改修 道路新設・改築
レベル1	工事区分	工事発注ロットおよび発注者を考慮してレベル0を分割したもの	通常、1件の工事として発注される区分	築堤・護岸道路改良
レベル2	工種	レベル1を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称	複数の工事区分で共通的に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している	法面工 地盤改良工擁壁工
レベル3	種別	体系全体の見通しをよくするため、レベル2とレベル4をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施工順序に従った構成とする	作業土工 場所打擁壁工
レベル4	細別	工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と検収対象とならない単位仮設物がある。積算・見積り時にはこのレベル項目が価格算出の基本となる	コンクリート鉄筋
レベル5	規格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格ならびに契約上明示する条件等	レベル4に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル	24-8-25-N (コンクリートの規格)
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示しないもの	費用構成としての積算項目と、積算上の最小構成単位としての歩掛項目から構成されている	【積算項目】自工区外への運搬費 【歩掛項目】ダンプトラック運搬

出典：国総研社会資本システム研究室ウェブサイト

(<https://www.nirim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sekisan/tree/t1-2.pdf>)

<sup>2</sup> 「工事費内訳書の提出について」（最終改正令和7年11月27日、国官会第14548号、国官技第300号、国営計第119号、国営計第119号、国北予第13号）  
<https://www.mlit.go.jp/page/content/001970696.pdf>

### (3) 建築工事

国土交通省直轄工事（建築工事）においても、入札参加者に対して、以下に示す内容を記載した内訳書の提出を求めている<sup>3</sup>。

- ・数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの
- ・商号又は名称
- ・住所
- ・工事名

ここでいう、数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、以下の表のように定義されている。

官庁営繕部では、平成29年度からこの「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示した入札時積算数量書を工事請負契約締結後の協議に用いて、「入札時積算数量書活用方式」を本格的に実施している。

全国の都道府県・政令指定都市のうち17の地方公共団体で導入されているほか、約3割の地方公共団体において導入検討がなされている。（令和6年10月時点）

表2 記載内容の定義

区分	記載内容
種目別内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。</li></ul>
直接工事費	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接工事費の種目は、設計図書の表示に従い各工事種目ごとに区分する。</li><li>・なお、全体工事のうち、一部分について全体工期より先に完成を指定した部分（指定部分）等がある場合は、当該部分を区分して記載する。</li></ul>
共通費	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等ごとに1式で記載する。</li><li>・なお、工事を専門工事業者等に発注する場合においては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせ、共通費として1式の金額を記載することができる。</li></ul>
科目別内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・種目別内訳において区分した工事種目の直接工事費を主要な構成に従い区分し、その科目の金額を記載する。</li></ul>
中科目別内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。</li><li>・ただし、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略しても良い。</li></ul>
細目別内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単価及び金額を記載する。</li><li>・なお、必要に応じて別紙明細書を設け、1式で記載することができる</li></ul>

<sup>3</sup> 前出「工事費内訳書の提出について」

## 2-2 内訳書の様式（例）

土木工事、建築工事、小規模工事における内訳書の様式（例）は、次ページ以降のとおりである。なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費については、欄外での明示又は別様式による提出も可能である。今回新たに内訳書に記載することとなった項目については、以下の考え方に基づいて記載項目を設定した。

### ●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

### ●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

### ●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「ー」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠組足場、単管足場、吊足場等</li> <li>・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱</li> </ul>
		支保工		<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠支保工、橋梁架設等支保工</li> </ul>
		土留め		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）</li> </ul>
		土留め支保工		<ul style="list-style-type: none"> <li>・切梁、腹起（裏込めコン含む）</li> </ul>
		作業構台		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗入構台、荷受構台、作業構台</li> <li>・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車</li> <li>・重機移動用敷き鉄板</li> </ul>
		交通規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通誘導警備員</li> </ul>
		仮囲い		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート</li> </ul>
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設物調査試掘ほか</li> </ul>
		安全管理等に要する費用	交通管理に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板</li> </ul>
			監視連絡等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置</li> </ul>
		保護具類	安全意識、注意喚起に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種注意看板標識、安全掲示板</li> </ul>
			作業環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣</li> <li>・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）</li> <li>・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具</li> </ul>
			警報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）</li> <li>・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計</li> </ul>
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬庫など</li> </ul>
		現場環境改善費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具、熱中症対策設備</li> </ul>
	現場管理費	疾病・衛生対策費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断（一般・特殊健診）</li> </ul>
		安全訓練研修等に要する費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用</li> <li>・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT</li> </ul>

出典：「安全衛生経費確保ためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

## (1) 土木工事

令和 年 月 日

住所

商号又は名称  
代表者 氏名

## 工事費内訳書

工事名：○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削	m3		10,000		
…	…				
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。  
注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

## (2) 建築工事

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

○○ ○○殿

住所

商号又は名称

代表者 氏名

## 工 事 費 内 訳 書

工事名：○○○○工事

### 工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度 の掛金	1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額	1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直接工事費 種目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
I 庁舎	構造、規模 新築	1	式		
II 囲障	新設	1	式		
III 構内舗装	新設	1	式		
IV 屋外排水	新設	1	式		
V 植栽	新植	1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
うち建退共制度 の掛金		1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額		1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
合計（工事価格）		1	式		
消費税等相当額		1	式		
総合計（工事費）		1	式		

## 直接工事費 科目別内訳

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
I 庁舎					
1. 直接仮設		1	式		
計					
2. 土工		1	式		
計					
3. 地業	(1) 地業	1	式		
	(2) 既成コンクリート杭地業	1	式		
	(3) 場所打ちコンクリート杭地業	1	式		
計					
4. 鉄筋	(1) 軀体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
5. コンクリート	(1) 軀体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
...					

直接工事費 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
1. 直接仮設					
遣方		1	式		
墨出し		1	式		
養生		1	式		
整理清掃後片付け		1	式		
外部足場		1	式		
(地足場)		1	式		
内部躯体足場		1	式		
内部仕上足場		1	式		
災害防止		1	式		
仮設材運搬		1	式		
計					
...					

### (3) 小規模工事（土木・建築）

令和 年 月 日

○○ ○○殿

住所

商号又は名称

代表者 氏名

### 工 事 費 内 訳 書

工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
-----	-----------------

工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a + b + c + d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額（※1）	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D
うち安全衛生経費（※2）	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

### 3. 「労務費ダンピング調査」の実施

#### 3-1 背景

現行のダンピング対策としては、国・特殊法人においては、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が活用されており、またその基準については、最新の中央公契連モデル水準以上のものとするよう国土交通省から各発注者に対して要請がされている。

一方で、市町村を中心に、最新の中央公契連モデル水準の算定式が採用されていない団体や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の対象となる工事が限定されているため、ダンピング対策の実施が十分でない団体もみられる。「労務費ダンピング調査」はこれらダンピング対策が不十分な団体を念頭に、現行のダンピング対策を補完するものとして新たに実施する調査である。

ダンピング対策を徹底する趣旨からは、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度や最低制限価格制度（及び中央公契連モデル相当水準の採用）の適切な運用を行うべきであり、「労務費ダンピング調査」の実施のみをもってダンピング対策として十分であるとは扱われないことに十分留意すべきである。

一方、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底するということは十分に考えられる。

なお、国土交通省直轄工事では、「施工体制確認型総合評価落札方式<sup>4</sup>」を採用しているところ、同方式において適正な労務費が確保されているかを確認しつつ、それを評価値に反映させることで、要求要件を確実に実現できるかどうかを審査されることから、各団体において同方式を導入することも推奨される。同方式を採用した場合、「労務費ダンピング調査」を実施したものとみなすこととする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

<sup>4</sup> 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する総合評価落札方式。

### 3-2 実施方法

「労務費ダンピング調査」を実施する際には、落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合にはヒアリング又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行うものとする。なお、各発注者の判断により、落札候補者のみではなく他の応札者に対し「労務費ダンピング調査」を実施することも妨げられない。

「一定水準」については、各発注者における簡易・迅速な確認を可能とするため、当該工事の直接工事費の官積算額に一定の係数を乗じたものとする。なお、労務費・賃金の支払いの実効性確保という本調査の趣旨からは、当該係数については、中央公契連モデルにおいて直接工事費に乗じる係数である「0.97」を基本とするが、労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で、発注者が適切に設定するものとする。

具体的な運用についてはP26以降の手順で行うこととするが、各発注者においてこれと異なる実施方法を定めることも可能である。

表5 従来のダンピング対策との比較

	従来のダンピング対策	労務費ダンピング調査
確認する工事費の範囲	工事費全体	労務費を含む直接工事費
確認する対象	該当する応札者（※1）のみ	落札候補者
確認する水準	調査基準価格・最低制限価格	直接工事費×0.97（※2）

※1：施工体制確認型総合評価落札方式の場合は全ての応札者、低入札価格調査の場合は、低入札価格の基準価格を下回る場合、最低制限価格の場合は、最低制限価格を下回る場合

※2：0.97を基本とする

（1）低入札価格調査制度の場合 ⇒ P26へ

（2）最低制限価格制度の場合 ⇒ P28へ

（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合 ⇒ P29へ

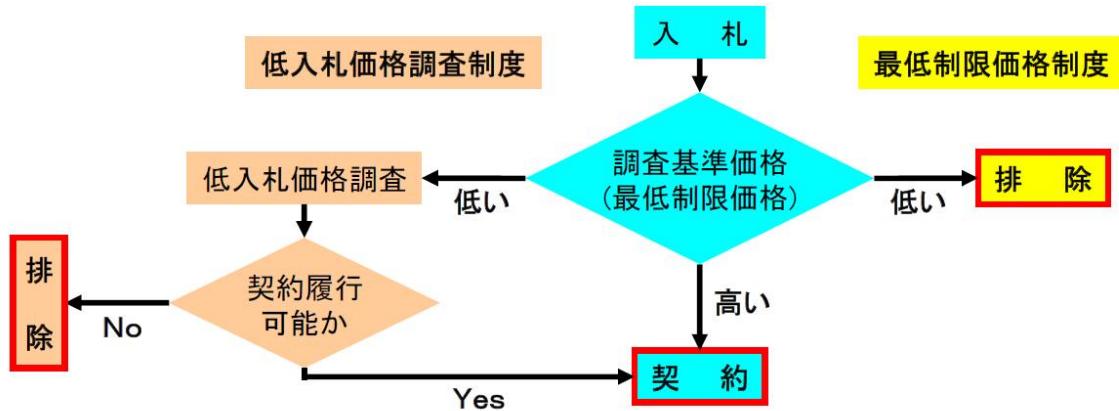


図1 低入札価格調査制度と最低制限価格制度（現状）

出典：「労務費の基準に関するワーキンググループ（第6回）」資料1

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続）

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(契約の締結)

第二百三十四条 略

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができますの場合)

第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができます。

## (1) 低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を実施するものである。

なお、中央公契連モデルによれば、直接工事費の額に 0.97 を乗じて得た額には、官積算上の労務費が 100% 含まれていること（※）から、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮する。

### ○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和 61 年 6 月 26 日 採択  
令和 4 年 3 月 4 日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9. 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9. 2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7. 5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7. 5 を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9. 7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6. 8 を乗じて得た額

2 特別なものについては、1 にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7. 5 から 10 分の 9. 2 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

※ 「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成 29 年 3 月 15 日付け 総行行第 56 号、国土入企第 27 号）において、直接工事費の算入率を 0.97（機械経費 0.95、労務費 1.00、材料費 0.95）としている。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面もしくは書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン3-5(2)・(3)に示す。

また、低入札価格調査や特別重点調査を実施した業者についても、建設Gメンへの通報を行うことが望ましい。

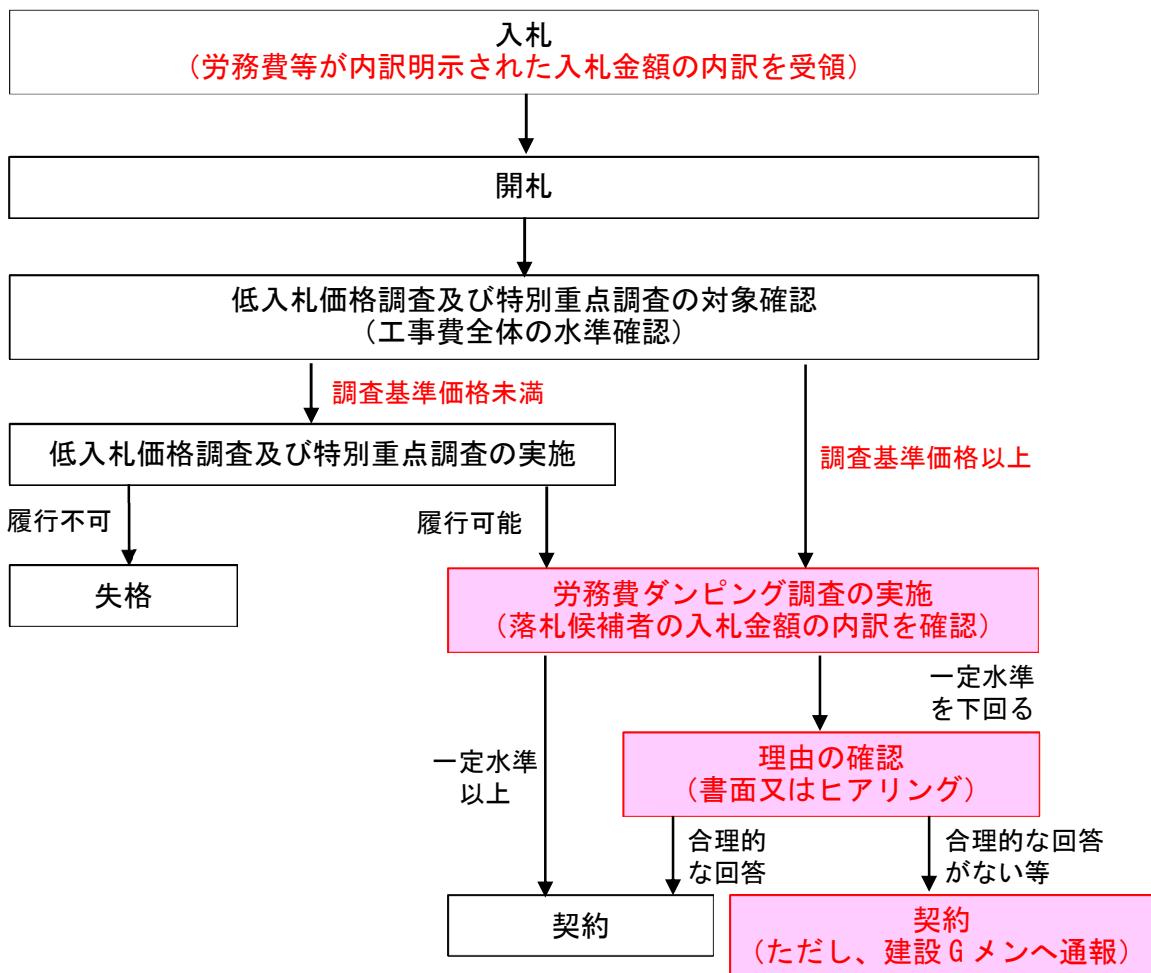


図2 低入札価格調査制度の場合の流れ

※施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。調査した結果、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合、施工体制評価点を減点するとともに、施工体制評価点が低い者に對しては加算点の付与を慎重に行うこととし、建設Gメンへの通報は要しない。

## (2) 最低制限価格制度の場合

最低制限価格制度の場合には、予定価格以下、かつ、制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。(調査事務の負担軽減の観点から、落札候補者のみを対象とする。)

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費（又は労務費）が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン3-5(2)・(3)に示す。

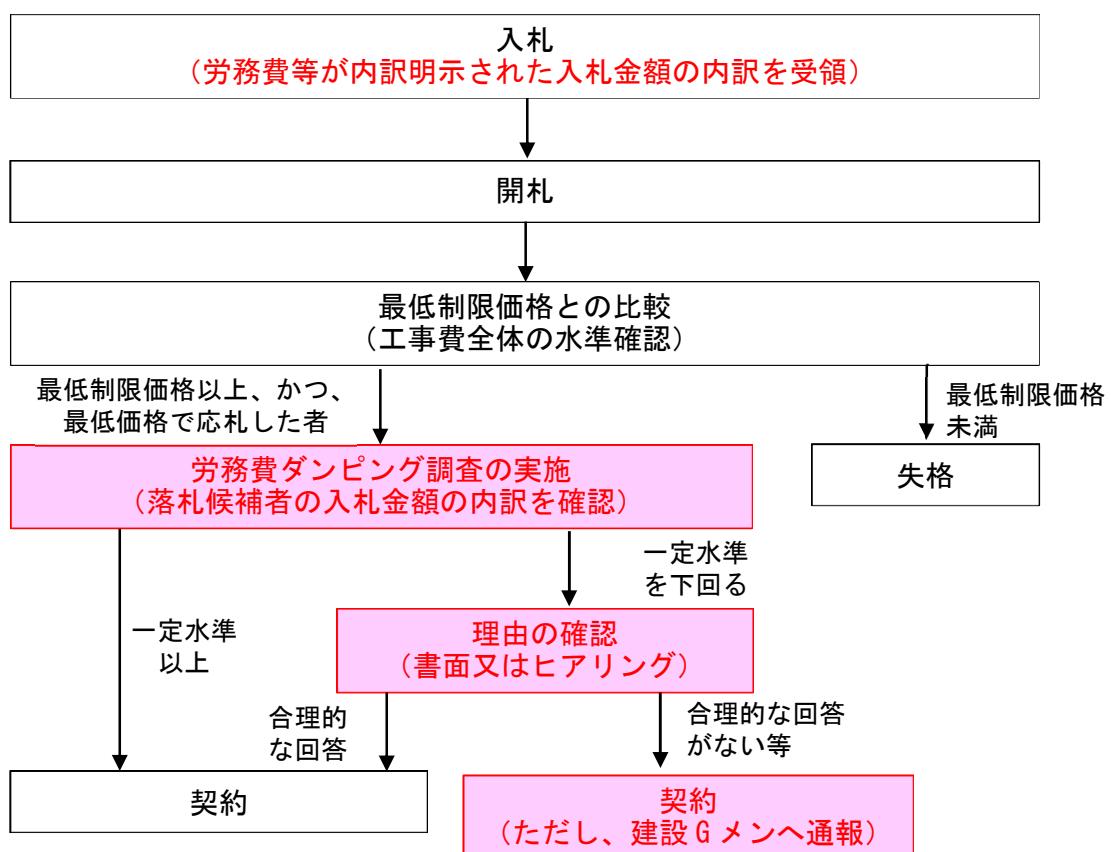


図3 最低制限価格制度の場合の流れ

### **(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合**

低入札価格調査制度等の原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体も見られるところ、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度等を行う対象工事の拡大（原則適用額の引き下げ）等、適切に取り組むことが求められるが、実務上直ちに対象工事を拡大することが難しいことも想定される。このようなケースを念頭に、少なくとも実施すべき労務費（直接工事費）部分の確認方法として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合における「労務費ダンピング調査」の実施方法を下記に示す。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合には、予定価格以下、かつ、最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費（又は労務費）が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン3－5（2）・（3）に示す。

#### (4) 入札説明書記載例

入札説明書における労務費ダンピング調査の記載例は、以下のとおりである。なお、施工体制確認型の場合、記載は不要である。

##### 労務費ダンピング調査の（実施／試行）

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

- ア 理由の確認方法：書面（／電話によるヒアリング／対面によるヒアリング（住所））
- イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

### 3-3 「一定水準」の設定方法

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

$$\text{一定水準} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times \text{係数}$$

#### （1）中央公契連モデルの係数

中央公契連モデルの係数とは、低入札価格調査における調査基準価格の算定時に直接工事費の額に乘じる係数である。（現在のモデルにおける係数は0.97）

「労務費ダンピング調査」は、低入札価格調査制度の強化を目的として実施するものであることから、原則的には中央公契連モデルの係数を適用することが望ましい。

なお、営繕工事の場合、直接工事費には土木工事においては現場管理費として扱われる項目が含まれていることから、この額を控除した上で、係数を乗じることとする。

$$\begin{aligned}\text{一定水準（土木工事）} &= \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times \text{中央公契連モデルの係数} \\ \text{一定水準（建築工事）} &= \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times (1 - 0.1 \text{ 又は } 0.2 \text{ (※)})\end{aligned}$$

$$\times \text{中央公契連モデルの係数}$$

注) 一般工事 : 0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 : 0.2

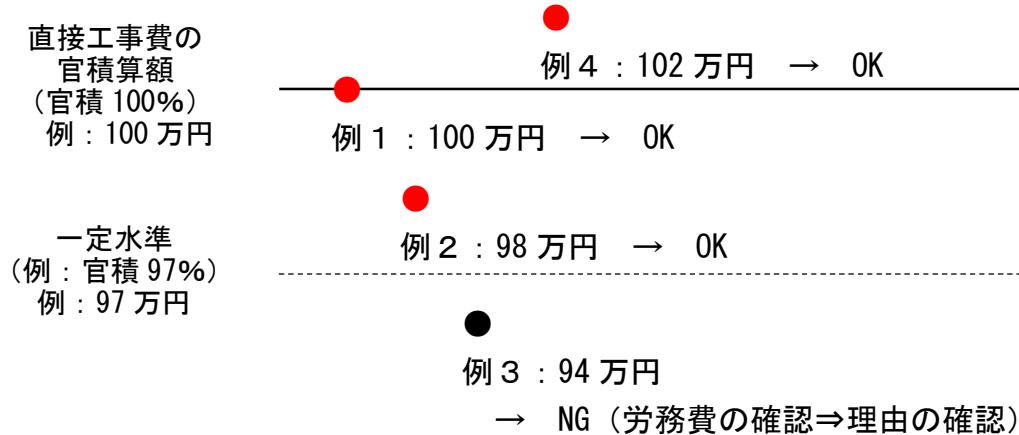


図4 中央公契連モデルの係数を利用した労務費ダンピング調査（イメージ）

#### （2）その他の係数

その他の係数とは、各発注機関が現在実施している低入札価格調査制度、最低制限価格制度、公契約条例、施工体制確認等で適用している係数を「一定水準」として適用するものである。

### 3-4 理由の確認

### (1) 確認方法

「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合には、発注者から落札候補者に対して「一定水準」を下回った理由の確認を行う。

理由の確認方法は、対面、メール、電話、書面等により実施するものとし、低入札価格調査（特別重点調査含む）、施工体制確認、公契約条例における確認の一環として同時に実施することも可能とする。

なお、書面による提出を求める場合の様式（例）は、以下のとおりである。

令和 年 月 日

## (2) 労務費の確認【任意調査項目】

理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。

比較方法の一例を以下に示す。

### ①土木工事

土木工事の場合には、積算システムにおける機労材集計機能を利用する等により、積算上の労務費を集計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

### ②建築工事

建築工事の場合にも、積算システムにおける機労材集計機能の利用が可能な場合には、積算上の労務費を集計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

ただし、発注者・入札参加者双方において、労務費を算出している工種が一致していない場合は、正確な比較とはならないことに留意する必要がある。

なお、積算システムが機労材集計機能を有していない場合又は必要な労務費の集計が可能となるまでの間は、工事価格に以下に示す「標準的な労務構成割合<sup>5</sup>」を乗じる等により積算上の労務費を推計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

ただし、入札金額の内訳として記入された労務費については、必須ではない項目について計上されている場合もあるため、留意が必要である。

$$\text{労務費（推計額）} = \text{工事価格} \times \text{標準的な労務構成割合}$$

表6 「標準的な労務構成割合」

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

<sup>5</sup> 標準的な労務構成割合とは、統計資料から算出した工事価格に占める労務費の割合である。具体的な算出方法については、参考資料「標準的な労務構成割合の算出方法」参照のこと。

### (3) 確認内容（参考）

確認する内容の一例は、以下のとおりである。

- ・内訳書の作成では「労務費に関する基準（以下「労務費の基準」という。）」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか？
- ・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）は、最新の値か？
- ・また、適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に発注者の想定と齟齬はないか？

### (4) 判断事例

想定される回答とその判断事例は、以下のとおりである。

#### ①合理的な回答（例）

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ＩＣＴ施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

#### ②合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求める。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。

等

## (5) 合理的な回答が得られなかった場合の対応

施工体制確認型総合評価落札方式以外の場合は、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」旨及び「適正な賃金を支払わなければならぬ」旨についての注意喚起・警告を原則として書面等で行った上で、建設Gメンへ通報する。通報先及び通報内容は、本ガイドライン3-5(2)・(3)に示す。

また、施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、施工体制の確保状況の確認によって、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に施工体制評価点を減点することにより評価する。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、当該者の入札は入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書等において明らかにしておくことが望ましい。

令和 年 月 日

(株) ○○建設

代表取締役 社長 ○○ ○○殿

○○県○○市 ○○○長

### 労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「○○工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

#### 記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

### 3-5 建設Gメン通報

#### (1) 概要

建設Gメンは、個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進するものである。

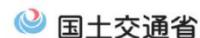
建設業法（昭和二十四年法律第百号）

（国土交通大臣による調査等）

第四十条の四 国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

### 建設Gメンの取り組み概要



- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。  
※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和7年度148名 (+Gメンの活動をサポートする補助員を計10名追加)
- ◆ また、実地調査をより効率的に行うため、書面調査や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先した調査を実施。

#### 端緒情報

##### ○下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施  
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握



##### ○駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口  
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する

#### 主な調査項目

##### ○請負代金(労務費関係)

- ・注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不適に低くなっているか
- ・注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・労務費が標準労務費に照らして妥当かなど

##### ○工期／下請代金

- ・資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・下請代金の支払い手形を利用している場合、「割引困難な手形」とっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

## (2) 通報先

発注者は本ガイドライン3-2に示す「労務費ダンピング調査」の結果、建設Gメンへの通報を行う対象となった場合及び建設Gメンへの通報が必要であると認められた場合、入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言等を行う「入札契約適正化相談窓口」を経由した建設Gメンへの通報を原則とするが、建設業法違反に関する通報を受け付ける「駆け込みホットライン」への通報も可能である。

表7 入札契約適正化相談窓口の連絡先

窓口	電話（内線番号）	電子メール
北海道開発局	011-709-2311 (5846)	hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	022-721-2054	thr-follow-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
関東地方整備局	048-601-3151 (6695)	ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	052-386-8548	cbr-kensan-nyuusatsu@mlit.go.jp
近畿地方整備局	06-6942-1141 (6150)	kkr-nyukeitekiseika@mlit.go.jp
中国地方整備局	082-221-9231 (6150)	kensetugyou@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	087-811-8355	skr-kensetsutekisei@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	092-471-6331 (6139、6180)	qsr-kensannyukei@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	098-866-1910	※電話受付後のみメール対応可。



### (3) 通報内容

建設Gメンへの通報は、原則として電子メールによるものとし、主な通報内容の一例は、以下のとおりとする。また、下記以外の内容で、建設Gメンから提供依頼があった場合は、必要に応じて協力すること。ただし、金入設計書や落札者の内訳書等については、各発注者にて提供の可否を判断すること。

<通報内容の一例>

- ・通報者（発注機関名、担当部局名、担当者の氏名、連絡先）
- ・該当する入札参加者の商号又は名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名
- ・建設業の許可番号
- ・該当する工事名
- ・入札日
- ・応札率
- ・入札参加者の見積りによる工事の施工に要する費用（税込み）
- ・理由の確認の結果
- ・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
- ・金入設計書
- ・落札者提出の内訳書

### 3-6 調査例

#### (1) 事例 1 (低入札価格調査制度の場合)

発注者：××県××整備事務所

施工場所：××県××市××地先

工事名：県単××道路舗装補修工事

予定価格（消費税抜き）：10,502,000 円

うち直接工事費（消費税抜き）4,200,000 円

うち労務費（消費税抜き）：1,575,300 円

調査基準価格（消費税抜き）：8,975,000 円

A社入札額（消費税抜き）：8,975,000 円

うち直接工事費（消費税抜き）4,050,000 円

うち労務費（消費税抜き）：1,575,000 円

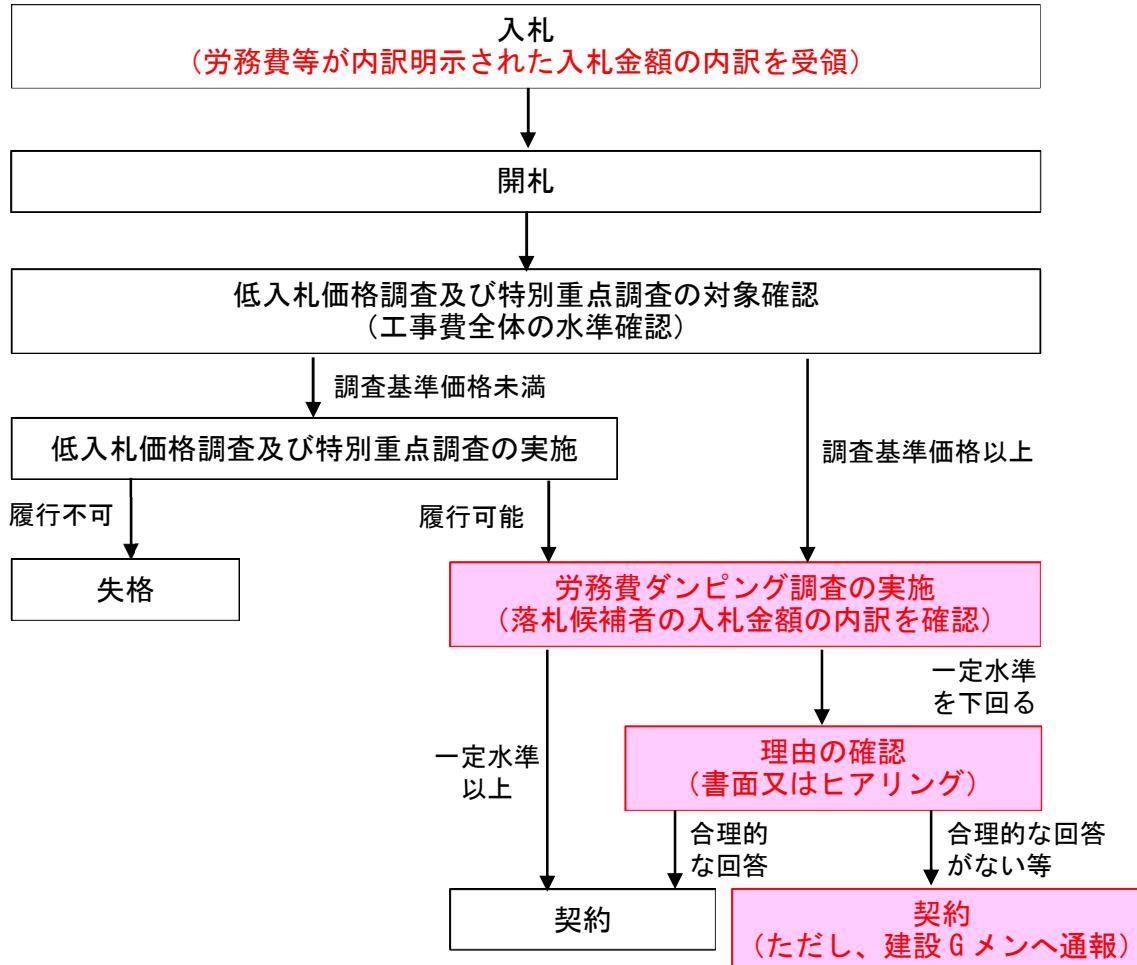


図5 低入札価格調査制度の場合の流れ（再掲）

## 【STEP 1】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例) 当該工事の直接工事費（積算額）は4,200,000円であることから、一定水準は $4,200,000\text{円} \times 0.97 = 4,074,000\text{円}$ となる。A社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、4,050,000円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。

→【STEP 2】理由の確認へ

## 【STEP 2】理由の確認

一定水準を下回る場合、理由の確認を行うが、事前に落札候補者の労務費が妥当な水準にあるかの確認を行い、端数処理の範囲に収まる場合には理由の確認を省略することも可能とする。

例) 当該工事の労務費（積算額）は1,575,300円、A社の工事費内訳書に記載された労務費は1,575,000円であり、「端数処理の範囲に収まる」と判断される。

→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

(例)

令和●年●月●日

○○ ○○殿

住所 ××県××市××1-2-3

商号又は名称 ××建設（株）

代表者 氏名 代表取締役 ×× ××

## 工事費内訳書

工事名	県単××道路舗装補修工事
-----	--------------

工種等	金額（円）
道路改良	4,050,000
土工	...
法面工	...
擁壁工	...
雑工	...
<b>直接工事費</b>	<b>4,050,000</b>
うち材料費	...
うち労務費	1,570,000
共通仮設費	...
現場管理費	...
うち法定福利費の事業主負担額	...
うち建退共制度の掛金	...
一般管理費等	...
<b>工事価格</b>	<b>8,975,000</b>
うち安全衛生経費	...

一定水準（※）と比較  
※直接工事費（官積算額）×係数（0.97等）

## (2) 事例2 (最低制限価格制度の場合)

発注者：△△市土木部

施工場所：××県△△市××地先

工事名：市道△△号道路改良工事

予定価格（消費税抜き）：10,030,000円

うち直接工事費（消費税抜き）4,279,000円

うち労務費（消費税抜き）：1,283,700円

最低制限価格（消費税抜き）：9,100,000円

B社入札額（消費税抜き）：9,100,000円

うち直接工事費（消費税抜き）4,050,000円

うち労務費（消費税抜き）：1,050,000円

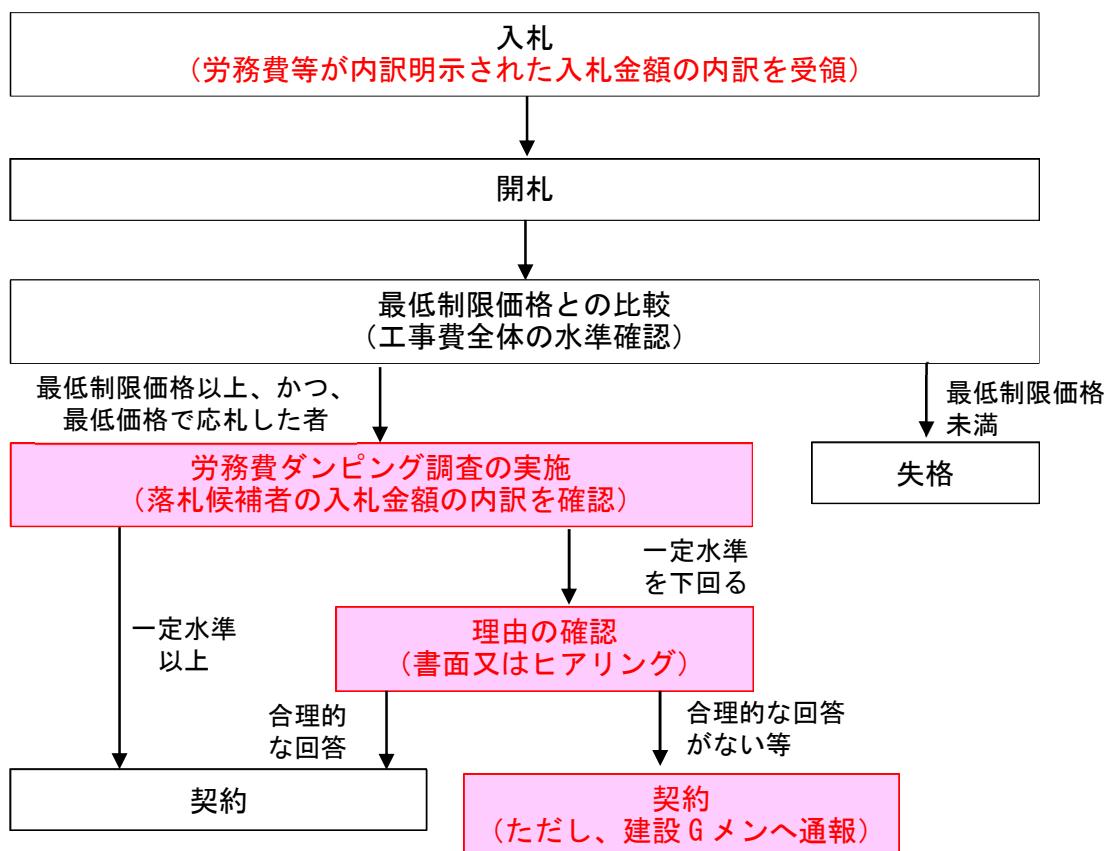


図6 最低制限価格制度の場合の流れ（再掲）

## 【STEP 1】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例) 当該工事の直接工事費（積算額）は4,279,000円であることから、一定水準は $4,279,000 \text{円} \times 0.97 = 4,150,630 \text{円}$ となる。B社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、4,050,000円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。

→【STEP2】労務費との比較へ

## 【STEP 2-1】理由の確認（【参考】労務費水準の確認）

一定水準を下回る場合、理由の確認を行う。理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。

例) 当該工事の労務費（積算額）は1,283,700円、B社の工事費内訳書に記載された労務費は1,050,000円であり、端数処理の範囲に収まらないと判断される。

→書面又はヒアリングによる理由の確認へ

## 【STEP 2-2】理由の確認（書面又はヒアリング）

B社に対して直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行う。確認の方法については、書面又はヒアリングとする。

例1) B社に対して電話にて直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行ったところ、「最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出」していることに加え「作業性が良好で高い施工効率で想定」しているという合理的な回答が得られた。  
→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

例2) B社に対して電話にて直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行ったところ、労務単価や歩掛の明確な根拠が示されず、合理的な回答が得られなかつた。

→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約（ただし、建設Gメンへ通報）へ）

### **【STEP3】契約（ただし、建設Gメンへ通報）**

B社との契約締結時に、施工体制確認型総合評価落札方式以外の場合は、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」旨及び「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を原則として書面等で行う。（本ガイドライン3－4（5）参照）

また、電子メールにより「入札契約適正化相談窓口」を経由して建設Gメンに該当事案の概要等の通報を行う。（本ガイドライン3－5（2）・（3）参照）

(例)

令和●年●月●日

○○ ○○殿

住所 ××県△△市××3-2-1

商号又は名称 ××建設（株）

代表者 氏名 代表取締役 ×× ××

## 工事費内訳書

工事名	市道××道路改良工事
-----	------------

工種等	金額（円）
道路改良	4,200,000
土工	...
法面工	...
擁壁工	...
雑工	...
直接工事費	4,200,000
うち材料費	...
うち労務費	1,050,000
共通仮設費	...
現場管理費	...
うち法定福利費の事業主負担額	...
うち建退共制度の掛金	...
一般管理費等	...
工事価格	9,100,000
うち安全衛生経費	...

一定水準（※）と比較  
※直接工事費（官積算額）×係数（0.97等）

### (3) 事例3（公共建築工事の場合）

発注者：〇〇地方整備局〇〇營繕事務所  
 施工場所：〇〇県〇〇市〇〇 3－2－1  
 工事名：〇〇地方合同庁舎改修工事  
 予定価格（消費税抜き）：78,200,000 円  
     うち直接工事費（消費税抜き）47,849,934 円  
     うち労務費（消費税抜き）：6,709,560 円  
 調査基準価格（消費税抜き）：71,310,000 円  
 C社入札額（消費税抜き）：78,000,000 円  
     うち直接工事費（消費税抜き）46,064,940 円  
     うち労務費（消費税抜き）：6,864,000 円

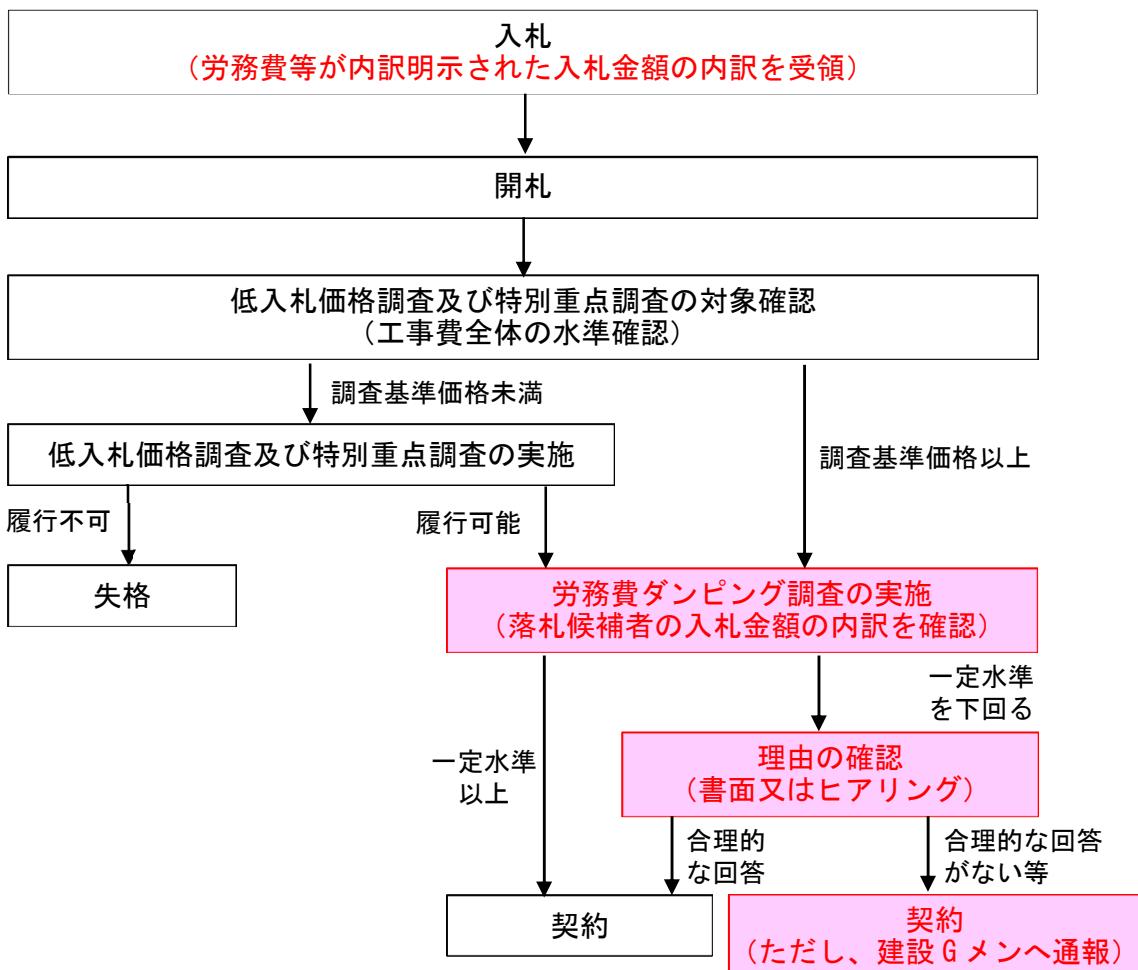


図7 低入札価格調査制度の場合の流れ（再掲）

## 【STEP 1】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例) 当該工事の直接工事費（積算額）は47,849,934円であることから、一定水準は $47,849,934 \text{円} \times 0.97 = 46,414,436 \text{円}$ （円未満四捨五入）となる。C社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、46,064,940円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。

→【STEP 2】理由の確認へ

## 【STEP 2】理由の確認（【参考】労務費水準の確認）

一定水準を下回る場合、理由の確認を行う。理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。システムから当該工事の労務費（積算額）を把握することが困難な場合、「標準的な労務構成比率」を利用して労務費（推計額）の算出を行う。

例) 今回の対象工事は庁舎であることから、類似する用途である「事務所」の値を用いて当該工事の労務費の推計を行う。

$$\begin{aligned}\text{労務費（推計額）} &= \text{工事価格} \times \text{標準的な労務構成割合} \\ &= 78,200,000 \text{円} \times 8.59\% \\ &= 6,717,380 \text{円} \text{（円未満四捨五入）}\end{aligned}$$

表8 「標準的な労務構成割合」（再掲）

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

労務費（推計額）6,709,560円に対して、C社の工事費内訳書に記載された労務費は6,864,000円であり、労務費（推計額）を上回る金額であったことから、「概ね妥当な水準にある」と判断される。

→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

(例)

令和●年●月●日

支出負担行為担当官

○○ ○○殿

住所 ○○県○○市○○ 1-2-3

商号又は名称 ○○建設（株）

代表者 氏名 代表取締役 ○○ ○○

## 工事費内訳書

工事名：○○地方合同庁舎改修工事

### 工事内訳

工事内訳				
名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式	...	
うち材料費	1	式	...	
うち労務費	1	式	6,864,000	
計			46,064,940	
共通費				
共通仮設費	1	式		一定水準（※）と比較 ※直接工事費（官積算額）×係数（0.97等）
現場管理費	1	式	...	
うち建退共制度の掛金	1	式	...	
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式	...	
工事原価のうち安全衛生経費	1	式	...	
一般管理費等	1	式	...	
計			...	
工事価格	1	式	78,000,000	

## 4. Q & A

### 4-1 労務費ダンピング調査の概要について

Q 1-1 「労務費ダンピング調査」とは何か？

A 1-1 落札候補者を対象に入札金額の内訳を確認するものです。

Q 1-2 「労務費ダンピング調査」の実施目的は？

A 1-2 現在実施している低入札価格調査制度を強化、又は最低制限価格制度に加えて実施することで、発注段階におけるダンピング対策を一層強化するものです。

Q 1-3 従来のダンピング対策とは何が異なるのか？

A 1-3 今回の「労務費ダンピング調査」では、落札候補者を対象として、直接工事費が一定水準以上かどうかを確認します。この、一定水準については中央公契連モデルの係数を原則としており、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底することになると考えられます。

Q 1-4 「労務費ダンピング調査」と「労務費の基準」の関係は？

A 1-4 「労務費ダンピング調査」は、発注段階におけるダンピング対策を一層強化するものであり、個々の職種について「労務費の基準」と比較することはありません。

Q 1-5 入札金額の内訳（工事費内訳書）の様式は、どのような位置付けか？

A 1-5 あくまでも参考例示しているもので、各発注機関が独自に作成した様式の使用を妨げるものではありません。ただし、入契法第12条及び入契法施行規則1条の規定を満たす内容であることが必要です。

Q 1-6 再度入札の際にも入札金額の内訳（工事費内訳書）の提出を求める必要はあるか？

A 1-6 第1回入札の際のみ提出を求め、再度入札の際には提出不要とします。

Q 1-7 請負代金額を変更する際にも「労務費ダンピング調査」を実施する必要はあるか？

A 1-7 当初契約時のみに実施するものとします。

Q 1-8 隨意契約（特命随契、不調隨契など）の場合にも「労務費ダンピング調査」を実施する必要はあるか？

A 1-8 必要ありません。

## 4-2 労務費ダンピング調査の方法について

Q 2-1 入契法第13条に基づく入札金額の内訳の確認は、官積算との比較が必要か？

A 2-1 改正入契法の適正な水準の労務費を確保するという趣旨を踏まえ、労務費については本ガイドラインに沿って官積算との比較を行うことが推奨されます。一方、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費等については、労務費を確認するための参考であるため、官積算との比較は必ずしも必要ではありません。

Q 2-2 「労務費ダンピング調査」では、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費の確認も行うのか？

A 2-2 直接工事費及び労務費のみを対象としており、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費の確認は不要です。

ただし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和6年12月13日一部変更。）では、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされているため、各公共発注者においては適切に対応願います。

Q 2-3 「労務費ダンピング調査」で対象とする労務費の範囲は？

A 2-3 労務費は、公共工事設計労務単価の考え方によることとしており、具体的には以下の①から④が該当します。

- ①基本給相当額（基本給、出来高給）
- ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
- ③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）
- ④実物給与（通勤用定期、食事の支給）

Q 2-4 「労務費ダンピング調査」で対象とする労務費に下請の経費は含まれているか？

A 2-4 労務費は、公共工事設計労務単価の考え方によることとしており、公共工事設計労務単価に下請の経費は含まれていません。

Q 2-5 「労務費ダンピング調査」では、「一定水準」を確認することとなっているが、「一定水準」とは何か？

A 2-5 直接工事費として適切な額が計上されているかを確認するための水準をいいます。

Q 2-6 「労務費ダンピング調査」で確認する「一定水準」はどのように設定するべきか？

A 2-6 中央公契連モデルの係数を適用することを基本としますが、各発注機関における

る独自係数の設定を妨げるものではありません。

Q 2-7 「労務費ダンピング調査」では、個々の下請けの労務費の確認も行うのか？

A 2-7 直接工事費の総額（可能であれば労務費）の確認を行うものであり、個々の下請けの労務費を確認することは不要です。

Q 2-8 「労務費ダンピング調査」の対象となる工事は？

A 2-8 原則全ての工事を対象とします。なお、試行的に導入することから、発注者が適宜選定して実施することとします。

Q 2-9 公共工事で予定価格の算出に、物価資料に掲載されている施工費（建築工事市場単価、土木工事市場単価など）を活用している場合はどうすればよいのか？

A 2-9 物価資料には取引実態調査結果の施工費が掲載されていますが、特に令和7年12月の改正建設業法施行直後は、物価資料に記載された価格が、公共工事設計労務単価をベースに算出した「労務費の基準」と異なる水準になる場合も想定されます。しかしながら、「労務費の基準」を参考にした取引が普及すれば、この相違は解消されることが期待されます。

不調不落の発生を避けるためには、予定価格を算出する際に、物価資料を活用するだけではなく、適宜、見積微収を活用するなどの対応も必要になると思料します。

Q 2-10 入契法第12条及び第13条施行後、地方公共団体が対応すべきことは？

A 2-10 法施行後、入契法第12条の入札金額の内訳の提出が必要となるため、地方公共団体においては、既存の入札金額の内訳に関する規定等の更新をお願いします。また、労務費ダンピング調査については、本ガイドラインを参考に取組をお願いします。

Q 2-11 共通仮設費を積み上げ計上した場合（例えば交通誘導員や仮囲い等）に、労務費や材料費の記載を求めるのか？

A 2-11 共通仮設費に含まれる労務費等の内訳を求めることが望ましいですが、その額が軽微であるとの理由であれば記載を求めるものではありません。また、記載を求めるのであれば、労務費ダンピング調査は、直接工事費に着目していることから、直接工事費と共に仮設費における材料費、労務費等を分けて記載していただくようご対応をお願いします。

#### **4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について**

Q 3-1 「理由の確認」はどのような方法で実施すればよいか？

A 3-1 調査方法の定めは無いことから、対面、書面、メール、FAX等の有用な方法を活用してください。

Q 3-2 「理由の確認」の結果、合理的な説明が得られなかつた場合や理由が確認できなかつた場合、失格扱いとなるのか？

A 3-2 「労務費ダンピング調査」結果により契約を妨げるものではありません。ただし、合理的な説明が得られなかつた場合、建設Gメンへの通報を行います。

Q 3-3 「理由の確認」では下請けの見積書等の根拠の確認も必要か？

A 3-3 根拠資料を確認する必要はありません。

Q 3-4 「理由の確認」で「下請けの見積が材工共で労務費が分離できない」との理由は合理的な回答と判断してよいか？

A 3-4 見積作成は材工分離が望ましいですが、下請け都合により分離できない場合は、合理的な回答と判断することに差し支えはありません。

Q 3-5 「理由の確認」で落札候補者の過失により「一定水準」を下回った場合も建設Gメンに通報する必要はあるか？

A 3-5 過失による場合はその内容を確認し、発注者が通報の要否を判断する必要があります。

Q 3-6 「理由の確認」の結果や根拠を残す必要はあるか？

A 3-6 各発注者の規定等に従い、適切に保存する必要があります。

Q 3-7 「理由の確認」の結果を公表する必要はあるか？

A 3-7 結果の公表は想定していません。

Q 3-8 建設Gメンに通報した案件について、通報した発注者に対して建設Gメン担当からフィードバックがあるか？

A 3-8 建設Gメンが調査した結果を発注者に対して、連絡することは原則としてありません。

Q 3-9 建設Gメンに通報した案件は、今後の建設Gメンによる調査や建設業法第31条に基づく立入検査の対象候補を選定するための、一つの端緒情報として捉えればよいか？

A 3-9 通報情報は端緒情報として扱い、全ての通報案件について建設Gメンによる調査等を行うものではありません。

#### 4-4 労務費の基準について

Q 4-1 「労務費の基準」とは何か？

A 4-1 「労務費の基準」は、建設工事の請負代金額が総価一式契約で定められる中で、技能労働者への適正な賃金支払いに必要な労務費（賃金の原資）を、請負契約の重層下請構造の中で適正に確保する観点から国の中央建設業審議会が勧告するものです。

Q 4-2 「労務費の基準」はどのように作成されているのか？

A 4-2 「労務費の基準」は、労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位施工量）の計算式によって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本としております。労務単価については、公共工事設計労務単価を適用することとし、適用する都道府県別の値は、工事の施工地の単価を当てはめることとしております。また、歩掛については、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することとしております。ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないものがあれば、それも活用することとしております。なお、国土交通省直轄工事での発注実績がなく、公的な歩掛も把握されていない戸建住宅については、国土交通省において歩掛調査を実施し、これにより得られた歩掛を活用することとしています。

国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工種を含む）など、やむを得ない場合には、「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」として、定性的な形で基準値を設定することを妨げないこととしています。

Q 4-3 公共工事設計労務単価とは何か？

A 4-3 国土交通省と農林水産省が毎年度実施している公共事業労務費調査の結果をもとに設定されている公共工事の予定価格の積算に用いる1日8時間当たりの労務単価です。

Q 4-4 「労務費の基準」には何が含まれているのか？

A 4-4 「労務費の基準」は、公共工事設計労務単価の考え方を準拠することとしており、具体的には以下の①から④が該当します。なお、経費は含まれていません。

- ①基本給相当額（基本給、出来高給）
- ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
- ③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）
- ④実物給与（通勤用定期、食事の支給）

Q 4－5 「労務費の基準」が適用される労働者の範囲は決まっているのか？

A 4－5 労働者の範囲としては、実際に現場施工に従事する技能労働者となり、現場で技術管理を担当する元請けの技術職員は対象外となります。なお、技能労働者の中には施工管理を行う「技術者」としての側面（例：登録基幹技能者、下請の主任技術者）がありますが、これらの者が実際に現場の施工に関わる場合、その名称にかかわらず、その労働者についても適用範囲に含まれます。

Q 4－6 「労務費の基準」が適用される条件は決まっているのか？

A 4－6 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、「労務費の基準」を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示します。また、個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正する必要があります。

## 5. 参考資料等

### 5-1 公共工事設計労務単価

国土交通省及び農林水産省では、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定している。

この調査を「公共事業労務費調査」といい同調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和45年から毎年定期的に実施されている。

#### (1) 公共工事設計労務単価の調査範囲

一般に労務関係費とされている費用には、賃金ではない経費も含まれている。また、賃金の中にも、所定労働時間内における各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容の労働に対する部分と、時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分がある。

このため、公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分（図の二重線部分）のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費、現場管理費、割増賃金等）している。

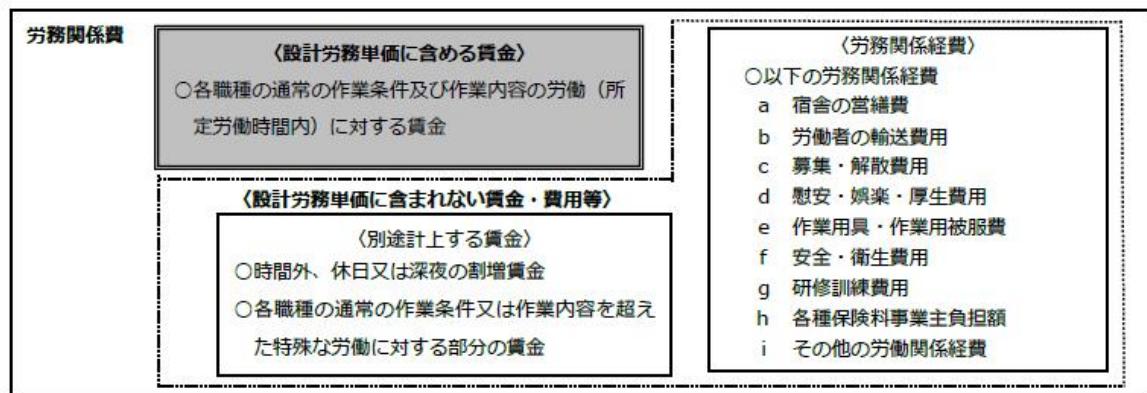


図8 公共工事の積算における労務関係費

出典：「公共事業労務費調査の手引き」令和7年10月 公共事業労務費調査連絡協議会

## (2) 公共工事設計労務単価の設定範囲

公共工事設計労務単価は、下図のとおり、所定労働時間内8時間当たりの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数1日当たりの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の4つの要素により構成されている。

また、前述したとおり、「時間外、休日又は深夜の割増賃金」、「各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対する部分の手当」、「現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費」については含まれていない。

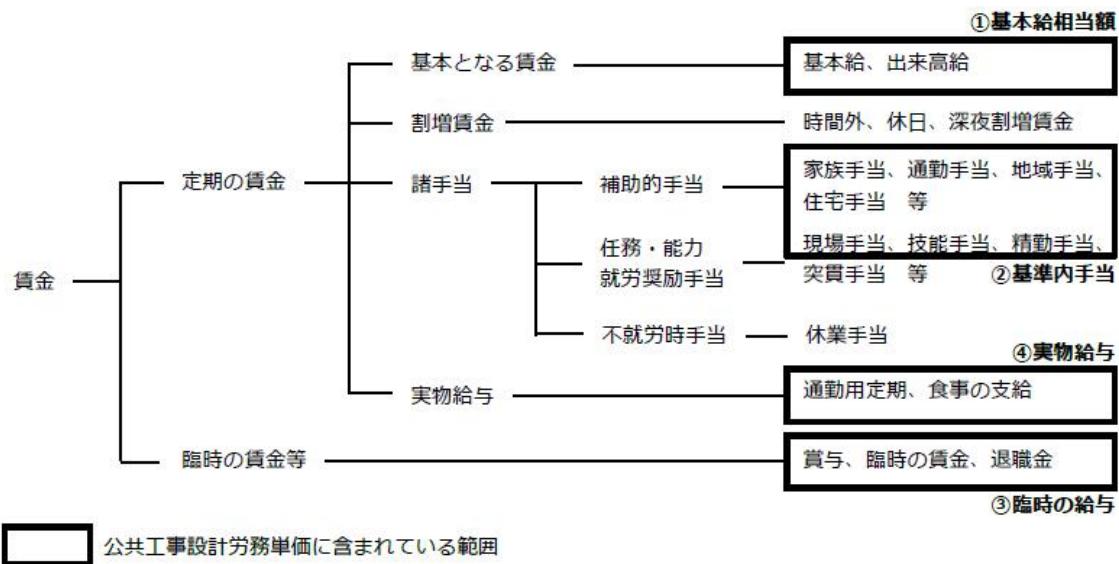


図9 公共工事設計労務単価の構成

出典：「公共事業労務費調査の手引き」令和7年10月 公共事業労務費調査連絡協議会

表9 公共工事設計労務単価の職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

表 10 公共工事設計労務単価の職種定義一覧

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
01 特殊作業員 <一般技能労働者>	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. <b>軽機械</b>（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）<b>を運転または操作</b>して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>木. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>ビ. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>シ. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>ド. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
02 普通作業員 <作業員>	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
03 軽作業員 <作業員>	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	<b>&lt;世話役・一般技能労働者・作業員の区分&gt;</b>
定義と作業内容	
04 造園工 <一般技能労働者>	<p><b>造園工事について</b>相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 樹木の植栽または維持管理</li> <li>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業           <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 芝等の地被類の植付け</li> <li>b. 景石の据付け</li> <li>c. 地ごしらえ</li> <li>d. 園路または広場の築造</li> <li>e. 池または流れの築造</li> <li>f. 公園設備の設置</li> </ul> </li> <li>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</li> </ul>
05 法面工 <一般技能労働者>	<p><b>法面工事について</b>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</li> <li>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</li> <li>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</li> </ul>
06 とび工 <一般技能労働者>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>高所・中空における作業について</b>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。）</li> <li>b. 木橋の架設等</li> <li>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。）</li> <li>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ワインチ、索道等の組立、据付、解体等</li> <li>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。）</li> <li>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）</li> </ul> </li> <li>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</li> </ul>
07 石工 <一般技能労働者>	<p><b>石材の加工等について</b>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 石材の加工</li> <li>b. 石積みまたは石張り</li> <li>c. 構造物表面のはつり仕上げ</li> </ul>
08 ブロック工 <一般技能労働者>	<p><b>ブロック工事について</b>相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>
09 電工 <一般技能労働者>	<p><b>電気工事について</b>相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</li> <li>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</li> </ul> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第一種電気工事士</li> <li>② 第二種電気工事士</li> <li>③ 認定電気工事從事者</li> <li>④ 特種電気工事資格者</li> </ul>
10 鉄筋工 <一般技能労働者>	<p><b>鉄筋の加工組立について</b>相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容	
11 鉄骨工	<一般技能労働者> <b>鉄骨の組立について</b> 相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）	
12 塗装工	<世話役・一般技能労働者> <b>塗装作業について</b> 相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび 23橋りょう塗装工に該当するものを除く。）	
13 溶接工	<一般技能労働者> <b>溶接作業について</b> 相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）	
14 運転手（特殊）	<一般技能労働者> <p>① <b>重機械</b>（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）  <b>の運転および操作について</b>相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルトーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグラーイン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</li> </ul> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>	
15 運転手（一般）	<一般技能労働者> <p>① 道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、<b>主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について</b>主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作</li> </ul> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>	
16 潜かん工	<一般技能労働者> <b>加圧された密室内における作業について</b> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの	
17 潜かん世話役	<世話役> <b>加圧された密室内における作業について</b> 相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてももっぱら指導的な業務を行うもの	
18 さく岩工	<一般技能労働者> <b>岩掘削作業について</b> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの	

職種	<b>&lt;世話役・一般技能労働者・作業員の区分&gt;</b>
定義と作業内容	
19 トンネル特殊工 <一般技能労働者>	<p><b>トンネル坑内における作業について</b>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削</li> <li>b. 支保工の建込、維持、点検等</li> <li>c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</li> <li>d. ずり積込機、パッテリーカー、機関車等の運転等</li> <li>e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</li> <li>f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業</li> </ul>
20 トンネル作業員 <作業員>	<p><b>トンネル坑内における作業について</b>普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各種作業についての補助的業務</li> <li>b. 人力による資材運搬等</li> <li>c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務</li> </ul>
21 トンネル世話役 <世話役>	<p><b>トンネル坑内における作業について</b>相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの</p>
22 橋りょう特殊工 <一般技能労働者>	<p><b>橋りょう関係の作業について</b>相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものをおいても除く。）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</li> <li>b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</li> <li>c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</li> </ul>
23 橋りょう塗装工 <世話役・一般技能労働者>	<p><b>橋りょう等の塗装作業について</b>相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの</p>
24 橋りょう世話役 <世話役>	<p><b>橋りょう関係の作業について</b>相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）</p>
25 土木一般世話役 <世話役>	<p>① <b>土木工事および重機械の運転または操作について</b>相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く。）</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
26 高級船員 <世話役>	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の<b>各部門の長または統括責任者</b>をいい、次に掲げる職名を標準とする。</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。）</p> <p>以下の水面は、海面に含める。（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面</li> <li>②漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面</li> <li>③港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面</li> </ul>
27 普通船員 <一般技能労働者>	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、<b>高級船員以外</b>のもの</p>
28 潜水士 <世話役・一般技能労働者>	<p><b>潜水士免許を有し</b>、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて<b>海面下</b>で作業を行うもの</p> <p>潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう。</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
29	潜水連絡員 <世話役・一般技能労働者> <b>潜水士との連絡等</b> を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30	潜水送気員 <世話役・一般技能労働者> <b>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等</b> を行うもの
31	山林砂防工 <一般技能労働者> <b>山林砂防工事について</b> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32	軌道工 <一般技能労働者> <b>軌道工事および軌道保守について</b> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33	型わく工 <一般技能労働者> <b>木工事について</b> 相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34	大工 <世話役・一般技能労働者> <b>大工工事について</b> 相当程度の技能を有し、家屋等の建築、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35	左官 <世話役・一般技能労働者> <b>左官工事について</b> 相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36	配管工 <世話役・一般技能労働者> <b>配管工事について</b> 相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37	はつり工 <世話役・一般技能労働者> <b>はつり作業について</b> 相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る。） a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 建築物の床または壁の穴あけ
38	防水工 <世話役・一般技能労働者> ① <b>防水工事について</b> 相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの ② 除染工事において、上記の作業を行うもの
39	板金工 <世話役・一般技能労働者> <b>板金作業について</b> 相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く。）
40	タイル工 <世話役・一般技能労働者> <b>タイル工事について</b> 相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
41 サッシ工	<世話役・一般技能労働者> <b>サッシ工事について</b> 相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	<世話役・一般技能労働者> <b>屋根ふき作業について</b> 相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く。）
43 内装工	<世話役・一般技能労働者> <b>内装工事について</b> 相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	<世話役・一般技能労働者> <b>ガラス工事について</b> 相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	<世話役・一般技能労働者> <b>建具工事について</b> 相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	<世話役・一般技能労働者> <b>ダクト工事について</b> 相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く。）
47 保温工	<世話役・一般技能労働者> <b>保温工事について</b> 相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	<世話役・一般技能労働者> <b>建築ブロック工事について</b> 相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く。）
49 設備機械工	<世話役・一般技能労働者> <b>機械設備工事について</b> 相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	<世話役・一般技能労働者・作業員> ① 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、 <u>交通誘導警備業務</u> （警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する <u>交通誘導警備業務</u> をいう。）に従事する <u>交通誘導警備業務</u> に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 なお、下線部のとおり交通誘導員Aに分類されるためには、資格を有しているだけでなく、配置義務のある現場に従事している必要がありますので、分類に注意してください。（配置義務のある現場以外に従事している有資格者は交通誘導警備員Bとなります。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの
51 交通誘導警備員B	<世話役・一般技能労働者・作業員> ① 警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの ② 除染工事において、上記の作業を行うもの

## 5-2 標準的な労務構成割合の算出方法

公共建築工事では、工事費算出の考え方が土木工事とは異なることから、積算システムで労務費のみを算出することが困難となっている。このため、本ガイドラインでは簡易的に労務費を算出するための「標準的な労務構成割合」を示している。

この「標準的な労務構成割合」は、国土交通省が調査している「建設資材・労働力需要実態調査結果」（いわゆる原単位調査結果）から算出したものである。

原単位とは、工事費 100 万円当たりの建設資材量（金額原単位）及び延べ床面積 10m<sup>2</sup>当たりの建設資材量（面積原単位）であり、建設資材の需要予測に用いられている。

面積原単位は、当該工事における資材や労働力の投入量を延べ床面積で除したものであることから、面積原単位に延べ床面積を乗じることで、ある建築物に必要とされる資材や労働力の投入量の推計が可能である。

さらに、この投入量に労務単価を乗じることで、算出される労務費を工事費で除することにより「標準的な労務構成割合」を算出した。

「標準的な労務構成割合」の具体的な算出方法は、以下のとおりである。

### （1）面積当たり労務費の算出

面積原単位<sup>6</sup>に労務単価を乗じることにより面積当たり労務費の算出を行った。

国土交通省における最新の原単位調査結果<sup>7</sup>は、令和 5 年度工事実績となっていることから、労務単価は「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」<sup>8</sup>を用いた。

原単位調査では代表的な 10 職種については、個別に原単位が調査されているが、残りの職種については「その他の職種」として一括りで調査されていることから、対応する労務単価についても、公共工事設計労務単価で設定されている 51 職種のうち、建築工事に従事しないと想定される職種（橋りょう特殊工等）を除いた以下の職種の平均により単価を設定した。

なお、原単位調査のその他職種については、「警備員を除く」としていることから、交通誘導警備員は除外した。

石工、ブロック工、電工、鉄骨工、塗装工、溶接工、配管工、はり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、設備機械工

<sup>6</sup> 建築着工統計区分（基本層：用途別・構造別）に対応した面積原単位（構造総合）

<sup>7</sup> 建設資材・労働力需要実態調査【建築部門】の結果について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00290.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00290.html)

<sup>8</sup> 令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00130.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html)

表 11 面積原単位（令和 5 年度工事実績）

(人日/延べ床面積 10m<sup>2</sup>当たり)

	居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
特殊作業員	0.85581	0.64786	0.41954	0.82591	1.69102	0.50029	0.35118	0.44281	0.61858	0.64905
普通作業員	2.39778	1.45109	1.22817	2.34974	3.29753	1.65680	0.85400	1.86066	2.48623	2.45542
軽作業員	0.43474	0.41051	0.45248	0.72116	0.75216	0.33765	0.17040	0.61749	0.53938	0.69071
鉄筋工	0.86646	0.95066	1.08862	1.12106	1.09701	0.75573	0.51120	2.08792	1.44084	1.60356
型枠工	1.54267	1.60489	1.60058	1.60260	1.76036	0.98143	0.54106	3.83602	2.58098	2.62746
大工	6.36073	4.38269	1.10798	0.75628	0.47514	0.17212	0.06090	0.66780	1.34771	1.64084
とび工	0.90774	1.00036	0.84748	1.73879	1.39525	1.46138	0.77915	1.96670	1.40334	2.04121
左官	1.05035	0.87453	0.69491	0.94523	1.08129	0.42599	0.22991	1.17284	1.09304	0.91811
運転手(特殊)	0.43580	0.50663	0.23989	0.72418	0.48604	0.44873	0.23433	0.70235	0.48039	0.72058
運転手(一般)	0.36621	0.25474	0.33838	0.53764	0.35884	0.24377	0.07204	0.25346	0.31790	0.40238
その他の職種	5.19997	6.99038	4.82226	8.66236	5.81851	6.02385	3.14201	12.88409	11.27705	10.16210

出典：「令和 6 年度 建設資材労働力需要実態調査業務 報告書」令和 7 年 3 月 国土交通省不動産・建設経済局

表 12 労務単価（令和 5 年 3 月から適用）

	労務単価 (円/人日)
特殊作業員	24,074
普通作業員	20,662
軽作業員	15,874
鉄筋工	26,730
型枠工	27,162
大工	26,657
とび工	26,764
左官	25,958
運転手(特殊)	25,249
運転手(一般)	21,859
その他の職種	24,895

出典：令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00130.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html)

※その他の職種については P63 の職種の加重平均値で算出

表 13 面積当たり労務費

(円/m<sup>2</sup>)

	居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
特殊作業員	2,060	1,560	1,010	1,988	4,071	1,204	845	1,066	1,489	1,563
普通作業員	4,954	2,998	2,538	4,855	6,813	3,423	1,765	3,844	5,137	5,073
軽作業員	690	652	718	1,145	1,194	536	270	980	856	1,096
鉄筋工	2,316	2,541	2,910	2,997	2,932	2,020	1,366	5,581	3,851	4,286
型枠工	4,190	4,359	4,348	4,353	4,781	2,666	1,470	10,419	7,010	7,137
大工	16,956	11,683	2,954	2,016	1,267	459	162	1,780	3,593	4,374
とび工	2,429	2,677	2,268	4,654	3,734	3,911	2,085	5,264	3,756	5,463
左官	2,726	2,270	1,804	2,454	2,807	1,106	597	3,044	2,837	2,383
運転手(特殊)	1,100	1,279	606	1,828	1,227	1,133	592	1,773	1,213	1,819
運転手(一般)	801	557	740	1,175	784	533	157	554	695	880
その他の職種	12,945	17,403	12,005	21,565	14,485	14,996	7,822	32,075	28,074	25,299
計	51,169	47,979	31,899	49,030	44,097	31,988	17,132	66,382	58,512	59,373

## (2) 「標準的な労務構成割合」の算出

前段で算出した面積当たり労務費（合計）を面積当たり契約額で除すことにより「標準的な労務構成割合」を算出した。

この面積当たり契約額についても原単位調査結果を用いた。

表 14 面積当たり契約額（令和5年工事実績）

(円/m <sup>2</sup> )									
居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
361,833	347,428	300,253	570,827	516,945	384,060	183,046	541,941	461,324	650,970

出典：「令和6年度 建設資材労働力需要実態調査業務 報告書」令和7年3月

国土交通省不動産・建設経済局

表 15 「標準的な労務構成割合」

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

### 5-3 その他の係数

各発注機関が低入札価格調査等で適用している係数は、下表のとおり。

#### (1) 都道府県（土木工事）

表 16 その他の係数（都道府県（土木工事））

発注機関名	低入札 価格	最低制限 価格	備考
北海道	0.970	0.970	
青森県	0.990	0.990	
岩手県	0.970	未導入	
宮城県	0.970	未導入	
秋田県	0.970	0.970	
山形県	0.970	0.970	
福島県	0.970	0.970	
茨城県	0.970	0.970	
栃木県	0.970	0.970	
群馬県	0.970	0.970	
埼玉県	0.970	0.970	
千葉県	0.970	0.970	
東京都	0.970	0.970	
神奈川県	0.970	1.000	最低制限価格における直接工事費に乘じる変動係数は、当分の間1.000を適用
新潟県	1.000	1.000	
富山県	0.970	0.970	
石川県	0.970	0.970	
福井県	1.000	1.000	
山梨県	0.970	0.970	
長野県	-	未導入	入札価格の平均値を基に低入札価格調査基準価格を算出
岐阜県	0.970	0.970	
静岡県	0.970	0.970	
愛知県	0.970	0.970	
三重県	1.000	1.000	
滋賀県	0.970	0.970	
京都府	0.970	0.970	
大阪府	0.970	0.970	
兵庫県	0.970	0.970	
奈良県	0.970	0.970	
和歌山県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格1億円未満の場合の係数は「1.000」
鳥取県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格2億円未満の場合の係数は「1.000」
島根県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、WTO対象工事以外の場合の係数は「1.000」
岡山県	0.970	非公表	
広島県	-	未導入	入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を減じた額（応札者数が5者未満の場合は入札価格の平均額の概ね95%）。ただし、予定価格の85%～92%の範囲内
山口県	1.000	1.000	
徳島県	0.970	0.970	
香川県	0.970	0.970	
愛媛県	0.970	0.970	
高知県	0.970	非公表	
福岡県	0.970	0.970	
佐賀県	-	-	予定価格の92%で固定
長崎県	-	-	予定価格の92%で固定
熊本県	0.970	0.970	
大分県	0.970	0.970	
宮崎県	0.970	0.970	
鹿児島県	0.970	0.970	
沖縄県	1.000	1.000	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

## (2) 都道府県（建築工事）

表 17 その他の係数（都道府県（建築工事））

発注機関名	低入札 価格	最低制限 価格	備考
北海道	0.970	0.970	
青森県	0.990	0.990	
岩手県	0.970	未導入	
宮城県	0.970	未導入	
秋田県	0.970	0.970	
山形県	0.970	0.970	
福島県	0.970	0.970	
茨城県	0.970	0.970	※
栃木県	0.970	0.970	※
群馬県	0.970	0.970	
埼玉県	0.970	0.970	
千葉県	0.970	0.970	
東京都	0.970	0.970	※
神奈川県	0.970	1.000	最低制限価格における直接工事費に乘じる変動係数は、当分の間1.000を適用
新潟県	1.000	1.000	
富山県	0.970	0.970	
石川県	0.970	0.970	※
福井県	1.000	1.000	
山梨県	0.970	0.970	※
長野県	-	未導入	入札価格の平均値を基に低入札価格調査基準価格を算出
岐阜県	0.970	0.970	※
静岡県	0.970	0.970	
愛知県	0.970	0.970	※
三重県	1.000	1.000	※
滋賀県	0.970	0.970	
京都府	0.970	0.970	※
大阪府	0.970	0.970	※
兵庫県	0.970	0.970	※
奈良県	0.970	0.970	
和歌山県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格1億円未満の場合の係数は「1.000」
鳥取県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格14億円（建築一般以外の場合2億円）未満の場合の係数は「1.000」※
島根県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、WTO対象工事以外の場合の係数は「1.000」※
岡山県	0.970	非公表	※
広島県	-	未導入	入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を減じた額（応札者数が5者未満の場合は入札価格の平均額の概ね95%）。ただし、予定価格の85%～92%の範囲内
山口県	1.000	1.000	※
徳島県	0.970	0.970	※
香川県	0.970	0.970	
愛媛県	0.970	0.970	※
高知県	0.970	非公表	※
福岡県	0.970	0.970	
佐賀県	-	-	予定価格の92%で固定
長崎県	-	-	予定価格の92%で固定
熊本県	0.970	0.970	
大分県	0.970	0.970	
宮崎県	0.970	0.970	※
鹿児島県	0.970	0.970	
沖縄県	1.000	1.000	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

注）備考欄に「※」がついている発注機関は、予定価格の直接工事費から現場管理費の相当する金額（10分の1相当）を除いて直接工事費相当額を算出していることを要領等の資料に記載

### (3) 主な独立行政法人等

表 18 その他の係数（主な独立行政法人等）

発注機関名 (略称)	低入札 価格	最低制限 価格	備考
NEXCO東日本	0.970	未導入	
NEXCO中日本	0.970	未導入	
NEXCO西日本	0.970	-	WTO対象外工事の一部は、直接工事費+共通仮設費の71%未満が最低制限価格
首都高	0.970	未導入	
JRTT	0.970	未導入	
UR	0.970	未導入	土木工事、建築工事で同一の係数を使用

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

### (4) その他・発注機関が独自で設定・運用している係数

表 19 その他の係数（都道府県の独自係数）

発注機関名・工事種類	係数	出典・備考
山形県	0.750	「建設工事の入札における低入札価格調査制度について」…下請予定額が下請施工内容の積算価格の75%未満の場合は失格
埼玉県	0.800	「建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準」…入札金額見積内訳書の工種毎の金額が県積算の80%未満の場合は数的根拠を求める
三重県（土木）	0.950	「三重県低入札価格調査実施要領」…入札時に提出した工事費内訳書の直接工事費が設計金額×係数未満の場合は失格
三重県（建築）	0.935	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

# CCUSレベル別年収の概要(令和7年12月改定)

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

## ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4 （単位：万円） （標準値～目標値）
全国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北海道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

<算出条件> CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）

・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

各地方ブロックにおける  
能力評価分野別のCCUSレベル別年収については、  
「労務費に関する基準ポータルサイト」をご確認ください。

労務費に関する基準ポータルサイト  
( <https://roumuhi.mlit.go.jp/> )

1. 地方ブロック別にレベル別年収を算出  
( R5.6公表 : 全国一律 ⇒ R7.12改定 : 地方ブロック別 )
  
2. 前回以降新たに認定された能力評価分野(11分野)を追加  
( R5.6公表 : 32分野 ⇒ R7.12改定 : 43分野 )
  
3. 最新の公共工事設計労務単価を適用  
( R5.6公表 : 令和5年3月単価 ⇒ R7.12改定 : 令和7年3月単価 )
  
4. 公表対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」(従前の「中位」)に限定するとともに、「目標値」を「中位値以上」として表記

国土交通省中建審第2号  
令和7年12月2日

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保 哲夫

### 公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・担い手3法」が本年12月12日に全面的に施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段の御配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりであり、また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）及び「建設業法令遵守ガイドライン（第11版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）において、「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款（略）に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」とされていることも踏まえ、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）の改正部分は、第三次・担い手3法の全面施行日である令和7年12月12日から施行する。

##### 2. 主な改正内容について

###### （1）第三次・担い手3法を踏まえた対応について

###### ①請負代金内訳書に明示する項目の追加について

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

（公共約款第3条関係）

## ②コミットメント条項の新設について

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告第1号）において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入するため、契約当事者の任意で利用できる選択条項を追加することとした。

労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文（A）を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文（B）についても選択可能としている。上記趣旨を踏まえて、コミットメント条項を積極的に活用されたい。

また、コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「労務費に関する基準」の運用方針（案）（令和7年12月頃国土交通省公表予定）において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参照の上、活用を検討されたい。

（公共約款第3条の2関係）

## （2） その他の改正事項について

### ①他機関が発注した工事との調整規定の創設について

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとすることとした。

（公共約款第2条関係）

### ②協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

（公共約款第24条・第25条・第26条関係）

③前払金の使途に関する規定の見直しについて

国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

(公共約款第37条関係)

以上

国土交通省中建審第3号  
令和7年12月2日

国土交通大臣・都道府県知事・建設業団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保 哲夫

### 建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（乙）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・担い手3法」が本年12月12日に全面的に施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段の御配慮を賜りたく、建設業法第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりであり、また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）及び「建設業法令遵守ガイドライン（第11版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）において、「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款（略）に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」とされていることも踏まえ、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

### 記

#### 1. 施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）（以下「民間約款（甲）」といふ。）、民間建設工事標準請負契約約款（乙）（以下「民間約款（乙）」といふ。）、建設工事標準下請契約約款（以下「下請約款」という。）の改正部分は、第三次・担い手3法の全面施行日である令和7年12月12日から施行する。

## 2. 主な改正内容について

### (1) 第三次・扱い手3法を踏まえた対応について

#### ①請負代金内訳書に明示する項目の追加について

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

（公共約款第3条、民間約款（甲）第4条、民間約款（乙）第2条、下請約款第2条関係）

#### ②コミットメント条項の新設について

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告第1号）において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入することとし、契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加することとした。

労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文（A）を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文（B）についても選択可能としている。上記趣旨を踏まえて、コミットメント条項を積極的に活用されたい。

また、コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「「労務費に関する基準」の運用方針」（案）（令和7年12月頃国土交通省公表予定）において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参考の上、活用を検討されたい。

（公共約款第3条の2、民間約款（甲）第4条の2、民間約款（乙）第2条の2、下請約款第2条の2関係）

#### ③契約変更協議に関する規定の追加について

改正後の建設業法において、資材高騰に係る契約変更に関するルールとして、請負代金額等の「変更方法」が契約書の法定記載事項として明確化され、資材高騰など、請負代金額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、受注者は注文者に対して当該情報を通知することとされ、資材高騰等が顕在化した場合、受注者から発注者に対して契約変更の協議の申出ができ、注文者は誠実に協議に応ずるよう努めなければならないこととされた。これを踏まえて、契約変更（工期・請負代金額）の請求ができる

場合として、主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加し、協議の申出や誠実協議に関する規定を新設するとともに、適切な価格転嫁が図られるよう、請負代金の変更について価格変動を考慮する旨の規定を新設することとした。

契約変更に当たっては、サプライチェーン全体における適切な価格転嫁が図られるよう、これらの規定も活用して、注文者と受注者との間において適切な協議が行われることが求められる。

(民間約款（甲）第30条・第31条、民間約款（乙）第21条・第22条、下請約款第19条・第22条関係)

## （2）その他の改正事項について

### ①前払金の使途に関する規定の見直しについて

国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

(公共約款第37条関係)

### ②暴力団排除条項の追加について

公共約款に規定している暴力団排除条項（発注者の催告によらない解除権）について、多くの業法において欠格要件として一般化したこと、民民の契約においても一般化してきたことを踏まえ、民間約款（甲）・民間約款（乙）及び下請約款においても同様の規定を追加することとした。

(民間約款（甲）第35条、民間約款（乙）第26条、下請約款第38条関係)

### ③他機関が発注した工事との調整規定の創設について

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとすることとした。

(公共約款第2条関係)

### ④協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

(公共約款第24条・第25条・第26条関係)

以上

国土交通省中建審第4号  
令和7年12月2日

民間建築関係団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保 哲夫

### 民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の実施について

民間建設工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）及び民間建設工事標準請負契約約款（乙）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・扱い手3法」が本年12月12日に全面的に施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段の御配慮を賜りたく、建設業法第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりであり、また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）及び「建設業法令遵守ガイドライン（第11版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）において、「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款（略）に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」とされていることも踏まえ、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 施行日について

今回の民間建設工事標準請負契約約款（甲）（以下「民間約款（甲）」という。）及び民間建設工事標準請負契約約款（乙）（以下「民間約款（乙）」という。）の改正部分は、令和7年12月12日から施行する。

##### 2. 主な改正内容について

## (1) 第三次・扱い手3法を踏まえた対応について

### ①請負代金内訳書に明示する項目の追加について

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

(民間約款（甲）第4条、民間約款（乙）第2条関係)

### ②コミットメント条項の新設について

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告第1号）において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入することとし、契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加することとした。

労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文（A）を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文（B）についても選択可能としている。上記趣旨を踏まえて、コミットメント条項を積極的に活用されたい。

また、コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「労務費に関する基準」の運用方針（案）（令和7年12月頃国土交通省公表予定）において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参考の上、活用を検討されたい。

(民間約款（甲）第4条の2、民間約款（乙）第2条の2関係)

### ③契約変更協議に関する規定の追加について

改正後の建設業法において、資材高騰に係る契約変更に関するルールとして、請負代金額等の「変更方法」が契約書の法定記載事項として明確化され、資材高騰など、請負代金額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、受注者は注文者に対して当該情報を通知することとされ、資材高騰等が顕在化した場合、受注者から発注者に対して契約変更の協議の申出ができ、注文者は誠実に協議に応ずるよう努めなければならないこととされた。これを踏まえて、契約変更（工期・請負代金額）の請求ができる場合として、主要な資材の供給の著しい減

少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加し、協議の申出や誠実協議に関する規定を新設するとともに、適切な価格転嫁が図られるよう、請負代金の変更について価格変動を考慮する旨の規定を新設することとした。

契約変更に当たっては、サプライチェーン全体における適切な価格転嫁が図られるよう、これらの規定も活用して、注文者と受注者との間において適切な協議が行われることが求められる。

(民間約款（甲）第30条・第31条、民間約款（乙）第21条・第22条関係)

## (2) その他の改正事項について

### ①暴力団排除条項の追加について

公共工事標準請負契約約款に規定している暴力団排除条項（発注者の催告によらない解除権）について、多くの業法において欠格要件として一般化したこと、民民の契約においても一般化してきたことを踏まえ、民間約款（甲）・民間約款（乙）においても同様の規定を追加することとした。

(民間約款（甲）第35条、民間約款（乙）第26条関係)

以上

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿  
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長 殿  
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材） 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

### 建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と 支払いの実効性の確保依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 34 条第 2 項に基づく「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）が勧告されました。また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、建設工事における交通誘導警備員の基準値が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、委託事業者等から委託を受けた中小受託事業者等間においても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの実効性が確保されるために、当庁において、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）に基づく価格転嫁に必要な指導・助言を行うとともに、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、警備業界に周知を図っていく予定にしております。

つきましては、貴省において、貴省所管の建設業界団体等に対し、交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの徹底を周知していただき、建設業法の枠組みにおいても実効性を確保するとともに、適正取引等が推進されますようお願ひいたします。

#### 【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係  
電話番号 03-3581-0141（3022）